

ルトキハ國民職業指導所長ヲシテ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ゼシムベシ

國民職業指導所長手帳法施行令第十三條第一號乃至第三號ノ一ニ該當スル事實アリト認メタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ指揮ヲ受ケタルトキハ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 手帳法施行令第十三條第一號又ハ第二號ニ該當スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタル場合ニ在リテハ登錄カード備考欄ニ其ノ旨記載シ登錄カード右肩及國民勞務手帳ノ表ニ「無効」印ヲ捺捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登錄カード及國民勞務手帳ハ一括之ヲ保管スルコト尙登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ手帳法施行令第十三條第二號ニ該當スル事實アルトキハ其ノ旨ヲ具シ登錄カードノ寫ヲ添附シテ前ニ登錄ヲ爲シタル國民職業指導所ニ通報スルコト

二 手帳法施行令第十三條第三號ニ該當スル事實アリト認メタルニ因リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジタル場合ニ在リテハ登錄カード備考欄ニ其ノ旨記載シ登錄カード及國民勞務手帳ニ付國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ非ザル者ニ就テ記載セラレタル事項ヲ朱線ヲ以テ抹消シ國民勞務手帳ノ表ニ「無効」印ヲ捺捺シタル上國民勞務手帳ハ別ニ之ヲ保管スベシ

第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ受ケタルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ他ノ關係人ニ對シ嚴ニ戒告スベシ

第八款 厚生省中央國民勞務手帳管理所トノ聯絡

第三十九條 國民職業指導所長國民勞務手帳ヲ交付シタルトキハ附表様式第五號ノ副カードニ依

リ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ報告スベシ但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ一週間毎ニ一括シテ之ヲ爲スベキモノトス但シ一日ノ國民勞務手帳交付件數特ニ多數ニ上ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スベシ

第一項ノ報告ヲ爲ストキハ附表様式第六號ニ依ル報告簿ニ報告年月日及報告ヲ爲シタル登錄カードノ年數字及番號ヲ明ニスベシ

第四十條 副カードハ左ニ依リ之ヲ作成スベシ

一 所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱及登錄カード同一ナル年數字及番號ヲ記入スルコト

二 登錄カードニ基キ所定ノ事項(表裏兩面)ヲ記入スルコト但シ※印ノ所ニハ記入セザルコト

第四十一條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル後副カード表面記入事項(氏名、本籍、職種、就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジタルトキハ附表様式第七號ノ報告傳票ニ依リ一週間毎ニ一括シテ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ之ヲ報告スベシ但シ一日ノ異動報告取扱件數特ニ多數ニ上ル國民職業指導所ニ在リテハ成ルベク即日報告スベシ

第四十二條 國民職業指導所長第三十九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ附表様式第八號ニ依リ遲滞ナク厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ報告スベシ

一 使用者ヨリ手帳法施行令第八條第三項ノ規定ニ依ル報告アリタルトキ

二 第三十三條ノ規定ニ依リ從業者タリシ者ニ國民勞務手帳ヲ交付シタルトキ

手帳法(取扱規程)

三 第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ其ノ返納ヲ受ケタルトキ

第四十三條 厚生省中央國民勞務手帳管理所ヨリ副カードノ廻付ニ依リ二重登録アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 當該國民職業指導所ノ取扱ニ於テ二重登録アルトキハ第三十七條第二項第一號ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ジ、返納アリタルトキハ登録カード及國民勞務手帳ニ付同條同項同號ノ規定ニ依ル取扱ヲ爲スコト
- 二 登録ヲ爲シタル國民職業指導所ヲ異ニシテ二重登録アルトキハ前ニ登録ヲ爲シタル國民職業指導所ニ照會シテ之ヲ確メタル後前號ニ準ジ取扱ヲ爲スコト
- 三 前二號ニ依ル取扱ヲ了リタルトキハ遲滞ナク廻付ヲ受ケタル副カードノ表面摘要欄ニ其ノ處理ノ顛末ヲ記入シ厚生省中央國民勞務手帳管理所ニ送付スベシ

第九款 樺太トノ連絡

第四十三條ノ二 國民職業指導所長ハ手帳法施行規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ提出アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 當該國民勞務手帳二頁ノ樺太廳支廳長名ノ側ニ檢閲印ヲ押捺シ之ヲ本人ニ交付スルコト
- 二 當該國民勞務手帳ノ記載事項ニ基キ登録カードヲ作成(便宜表面左側ニ手帳檢閲ノ年月日及檢閲ヲ爲シタル國民職業指導所長名ヲ記入)シ本人ニ付從業者ノ使用開始報告アリタルトキハ之ヲ所定ノ配列ニ含メルコト

三 樺太ニ於テ最後ニ登録ヲ爲シタル樺太廳支廳長ニ對シ附表様式第八號ノ二ニ依リ通知スルコト

第四十三條ノ三 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳法施行規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受ケタル者ガ其ノ後樺太ニ居住又ハ就業ノ場所ヲ移シタルニ因リ樺太廳支廳長ヨリ其ノ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ保管スル當該登録カードニ「樺太轉出」ノ旨ヲ記載シタル「シグナル」ヲ附シ別ニ一括保管スベシ

第四十三條ノ四 國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者又ハ手帳法施行規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太廳支廳長ヨリ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受ケタル者ガ樺太ニ居住又ハ就業ノ場所ヲ移シタル後再ビ内地ニ居住又ハ就業ノ場所ヲ移シタルニ因リ使用開始報告又ハ異動報告アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

- 一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ一括保管シタル當該登録カードニ付第二十四條第一號ノ取扱ヲ爲スコト
- 三 太ニ於テ最後ニ登録ヲ爲シタル樺太廳支廳長ニ對シ附表様式第八號ノ二ニ依リ通知ヲ爲スコト

第三章 國民登録

第一款 一般 申告

第四十四條 一般申告(申告令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ仔細ニ審査シ誤謬ナキトキハ之ニ檢印ヲ押捺シ職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)ヲ其ノ儘登録

手帳法(取扱規程)

カードトシテ之ヲ保管スベシ記載事項ニ記載洩、不明ノ個所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ再提出ヲ求メ、汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スベシ

第四十五條

登録カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ
一 番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各國民職業指導所毎ニ受付順ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードト共通シタル通シ番號（毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト）ヲ附スルコト

例 東京國民職業指導所 東京 (16) 一〇、〇二九

二 前歴欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歷アルモノヲ摘記スルコト

三 前歴技能者中「申」ニハ前號ノ職業ニ付申告票八ノ技能程度ヲ摘記スルコト

四 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

五 生年月日欄ニハ申告票一ノ年月（日ヲ除ク）ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」、「大正」ハ「大」、「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

第四十六條

申告令施行規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル職業能力申告手帳（以下申告手帳ト稱ス）ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ

使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ國民職業指導所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ記入捺印ノ上要申告者ニ之ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ國民職業指導所長ハ當該申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第四十七條

登録カードハ現職者及前歴者ニ付テハ第十六條ノ規定ニ依ル國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ登録カードノ配列中ニ之ヲ含メ、其ノ他ノ者ニ付左ノ區別及順位ニ依リ之ヲカード面ニ格納スベシ

一 就業ノ場所ニ基キ左ノ如ク區別スルコト

(一) 官廳

(1) 指定官廳（又ハ其ノ支所別）

(2) 指定官廳以外ノ官廳（又ハ其ノ支所別）

(二) 其ノ他

二 學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ノ區別ニ基キ左ノ如ク配列スルコト

(一) 學校卒業者

學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歴者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(1) 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト

(2) 學校程度別及學校別ニ配列スルコト

(3) 年齢別ニ配列スルコト

(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(二) 技能者養成施設修了者

技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歴者又ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ

手帳法（取扱規程）

含メルコト

- (1) 指定養成施設別ニ配列スルコト
- (2) 修了課目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト
- (3) 年齢別ニ配列スルコト
- (4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

(三) 検定、試験又ハ免許者

検定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

(1) 指定ノ検定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

(2) 年齢別ニ配列スルコト

(4) 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第四十八條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スベキモノト認メラルルトキハ申告義務者ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ

第二款 異動申告

第四十九條 異動申告(申告令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登

録カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ異印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙必要アルトキハ登録カードノ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ(シグナル)ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ第二十四條第二號ニ定ムル假登録票ニ手帳記載ノ通シ番號、氏名及假登録事項ヲ假登録シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ異印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カードノ從前ノ該當記事ニ異印ヲ押捺シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スコト尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第五十條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第五十一條 異動申告(申告令第六條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十條該當」印ヲ抹消シ其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード

手帳法(取扱規程)

ドハ之ヲ第十六條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル配列中ニ含メルコト尙申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ第四十九條第二號ニ依リ作成スル假登録票ノ假登録事項欄ニ申告令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙登録カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該登録カードニ付前號ノ取扱ヲ爲スコト

第三款 失格申告

第五十二條 失格申告(申告令第六條第一項第一號ノ申告)アリタルトキハ登録カード表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シタル上其ノ欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第五十三條 失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月末現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

申告及返還ナキトキハ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一括保管スベシ

第五十四條 申告令第十一條該當申告(申告令第六條第一項第二號ノ申告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ表面右肩ニ「令第十一條該當」印ヲ押捺シ、其ノ側及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、登録カードハ一括之ヲ保管スルコト

二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第四款 解用報告及死亡報告

第五十五條 解用報告(申告令施行規則第四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ所定ノ異動欄(就業ノ場所)ニ其ノ旨登録シタル上其ノ欄及報告書ノ當該氏名ノ上部ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ報告書ハ一括之ヲ保管スルコト

二 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カード廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第五十六條 死亡報告(申告令施行規則第五條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ登録カードノ表面右肩及申告手帳ノ表紙ニ「死亡」印ヲ押捺シタル上其ノ側ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第五款 職業能力申告手帳ノ作成

第五十七條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作成スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱並ニ登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ

手帳法(取扱規程)

要申告者名ヲ明記スルコト

一九〇

二 登録カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト
三 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト
第五十八條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ガ申告令施行規則第八條ニ定ムル要件ヲ具備スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ再交付ヲ爲スベキモノト認メラルトキハ左ニ依リ作成シ之ヲ交付スベシ

- 一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト
- 二 所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト
- 三 再交付ノ年月日ヲ記入シ國民職業指導所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト
- 四 申告手帳ノ裏表紙ニ再交付ノ印ヲ押捺スルコト
- 五 登録カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

第四章 齊壯年國民登録

第一款 一般職業能力申告票用紙ノ交付

第五十九條 國民職業指導所長ハ九月二十一日(昭和十五年ニ限リ十月二十一日)迄ニ一般職業能力申告票用紙(以下申告票用紙ト稱ス)ヲ市町村長ニ交付スベシ

第六十條 市町村長申告票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日(昭和十五年ニ限リ十月末日)迄ニ要申告者ニ之ヲ配付セシムベシ

第六十一條 市町村長ハ附表様式第九號ニ依ル申告票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第六十二條 國民職業指導所長要申告者ヨリ申告票用紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第六十三條 勞務動態調査員ハ附表様式第十號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表ヲ作成スベシ

第二款 一般職業能力申告票ノ蒐集及提出

第六十四條 勞務動態調査員ハ申告期日迄ニ擔當區域内ノ要申告者ニ就キ申告票ヲ蒐集スベシ
勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ申告票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ申告票及申告控ヲ對象シ其ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印(受領印)及割印ヲ押捺シタル上申告控ヲ切取り之ヲ要申告者ニ交付スベシ

第六十五條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第六十三條ノ連名表中當該要申告者ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スベシ

第六十六條 勞務動態調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト共ニ直ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第六十七條 市町村長國民職業指導所長ニ申告票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第十一號ニ依ル送致目錄ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ告申期限迄保管スベシ

第六十八條 市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町内會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務補助ヲセシムルコトヲ得

手帳法(取扱規程)

一九一

第三款 一般職業能力申告票ノ分類及集計

第六十九條 國民職業指導所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第七十條第三號ノ職業分類名及勞務動態調査事務取扱規程第二十一條ノ產業大分類名、產業中分類名(但シ「十勞務供給業」「42勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、「十無業」「43無職業」ヲ加フ)ヲ記入スベシ

第七十條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

- 一 男子及女子ノ別
- 二 居住地(郡、市、區)別
- 三 產業大分類及產業中分類別
- 四 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別

- (一) 事務従事者
- (二) 技術職員
- (三) 一般勞務者

五 年齡別

第七十一條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ附表様式第十二號ニ依リ集計シ申告期限後二十日以内ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ
前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

第七十二條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ國民職業指導所別集計ヲ總括集計ノ上附表様式第十二號ニ依リ申告期限後三十日以内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第五章 補 則

第七十三條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

官廳被用者及技能検査ニ關スル取扱竝ニ附表様式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
昭和十四年一月厚生省訓令第一號國民登錄事務取扱規程ハ之ヲ廢止ス

● 國民勞務手帳法施行規則等改正ニ伴フ事務取扱ニ關スル件依命通牒(昭和十七年七月十日 厚生省廳業局長通牒)

本日厚生省令第三十四號ヲ以テ國民勞務手帳法施行規則改正セラルト共ニ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程改正相成候處右ハ樺太ニ於テモ國民勞務手帳法ノ施行ヲ見ルコトナリタルヲ以テ樺太廳ト協議ノ上内地及樺太ヲ通ジ國民勞務手帳制ノ一體化ヲ圖ルコトト相成リタルモノニ有之候條左記事項併セテ御了知ノ上之ガ取扱ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 樺太ニ於テモ國民勞務手帳法施行規則竝ニ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程ニ同一趣旨ノ規定ヲ加ヘ内地ト同様ノ取扱ヲ爲スモノナルコト
- 二 隨ツテ内地又ハ樺太ニ於テ國民勞務手帳(國民勞務手帳ト看做サレタル職業能力申告手帳ヲ含ム)ノ交付ヲ受ケタル者ガ其ノ後樺太又ハ内地ニ移リ従業者タラントスル場合ハ更メテ國民

手帳法(取扱規程)

勞務手帳ノ交付ヲ受クベキニ非ズシテ國民勞務手帳法施行規則第十五條(樺太ニ在リテハ第十
六條)ノ規定ニ依リ從前交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ檢閲ヲ受ケ其ノ手帳ニ依リ就業スベキ
モノナルコト但シ檢閲ハ始メテ樺太又ハ内地ニ移リ從業者タラントスル場合ニ限ルモノトシ其
ノ後ハ假令數次ニ互リ樺太、内地間ヲ移動スルモ之ヲ必要トセザルモノナルコト

三 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程第四十三條ノ二ノ規定ニ依ル檢閲印ハ左ノ例ニ依ルコ
ト

昭和十七年八月一日 内地轉入檢閲

小石川國民職業指導所長

四 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程第四十三條ノ二及第四十三條ノ四ニ所謂「附表樣式第
八號ノ二」ハ別紙樣式ニ依ルコト

五 國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程第四十三條ノ三ノ規定ニ依リ一括保管シタル登錄カ
ドノ統計上ノ取扱ハ便宜失格ニ準ズルコト

六 國民勞務手帳法施行規則第十五條ノ規定ニ依リ檢閲ヲ受ケタル國民勞務手帳ノ再交付及厚生
省中央國民勞務手帳管理所トノ聯絡等ハ國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程ニ定ムル一般原
則ニ依ルモノナルコト

七 國民勞務手帳法施行規則第十五條ノ規定ニ依リ手帳ノ檢閲ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ者ガ國
民職業能力申告令ニ依ル要申告者タル場合ト雖モ同令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ之
ヲ爲スヲ要セザルモノナルコト

八 右ニ反シ國民勞務手帳法施行規則第十五條ノ規定ニ依リ手帳ノ檢閲ヲ受ケザル者(即チ内地
ニ移リタルモ從業者トナラザルモノ)ニ付テハ其ノ者ガ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者タ
ルトキハ同令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ヲ爲スヲ要スルモノナルコト但シ右申告アリ
タル場合ニ於テ國民職業能力申告令施行規則第三條第三項ノ規定ニ依リ提出シタル手帳ハ昭和
十四年十二月八日職發第八二八號國民職業能力申告令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告並ニ
其ノ申告アリタル場合ノ事務取扱ニ關スル件通牒左記一ノ(ロ)ニ拘ラズ之ヲ直ニ本人ニ交付
スルコト

八 右ニ反シ國民勞務手帳法施行規則第十五條ノ規定ニ依リ手帳ノ檢閲ヲ受ケザル者(即チ内地
ニ移リタルモ從業者トナラザルモノ)ニ付テハ其ノ者ガ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者タ
ルトキハ同令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ヲ爲スヲ要スルモノナルコト但シ右申告アリ
タル場合ニ於テ國民職業能力申告令施行規則第三條第三項ノ規定ニ依リ提出シタル手帳ハ昭和
十四年十二月八日職發第八二八號國民職業能力申告令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告並ニ
其ノ申告アリタル場合ノ事務取扱ニ關スル件通牒左記一ノ(ロ)ニ拘ラズ之ヲ直ニ本人ニ交付
スルコト

職業紹介法

(昭和十三年四月一日法律第六一號)
(改正昭和十五年三月三十日法律第七四號)

職業紹介法施行令

(昭和十三年六月二十九日勅令第四四九號)
(改正昭和十五年三月三十日勅令第一二六號)

職業紹介法施行規則

(昭和十三年六月二十九日厚生省令第一五號)
(改正昭和十六年二月 厚生省令第二號)

法第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス

法第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ

法第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業輔導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

法第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル爲職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク

法第五條 市町村長(勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ行フ

△令第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市 京都市 大阪市 横濱市 神戸市 名古屋市

△令第二條 道府縣市町村ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ者ノ所在地ヨリ就職地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ關シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得

○則第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市區町村長ノ行フ職業紹介所ノ業務左ノ如シ

一 勞務ノ需給ニ關スル查察ヲ行ヒ之ヲ所轄職業紹介所ニ通報スルコト

二 職業紹介所ニ直接申込ムコトノ困難ナリト認ムル求職ノ申込ニ付之ヲ所轄紹介所ニ取次グコト

三 求人者又ハ求職者ノ身元調査其ノ他ニ關シ職業紹介所ヨリ照會アリタル場合之ヲ調査シ回答スルコト

四 職業紹介所ノ通報スル求人ニ付之ヲ一般ニ周知セシムルコト

五 前號ノ場合其ノ他必要アル場合市區町村長ニ對シ就職ノ指導保護ヲ爲スコト

法第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク

職業紹介委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○則第二條 聯絡委員ハ市區町村長ノ行フベキ職業紹介所ノ業務ニ付市區町村長ヲ補助スルノ外職業紹介所ヨリ特ニ補助スベキコトヲ求メラレタル事項ニ付職業紹介所ヲ補助スベシ

法第七條 削 除 (昭和十五年三月改正)

道府縣市町村ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇傭セラレタル日傭勞働者ニ對シ豫メ當該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府縣費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得

△令第三條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

紹介法一條—八條

法第八條 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ勞務者ヲ雇備スル爲勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

法第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 第八條ノ規定ニ依許可ヲ受ケズシテ有料又ハ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

法第十條 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

法第十一條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ義務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

法第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

法第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

法第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

法第十五條 第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ
前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

●職業紹介法第十五條第一項ノ職業指定(昭和十三年十月一日
厚生省告示第九十二號)
藝妓、酌婦其ノ他之ニ類スルモノ

法第十六條 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ
附 則

法第十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年勅令第四百四十八號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

法第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限り職業紹介委員會ニ關スル規定ヲ除キ仍従前ノ例ニ依ル

法第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

法第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

法第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得
法第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ
募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス)
ニ許可ヲ申請スベシ
前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

○職業紹介規程

(昭和十六年十二月二十九日厚生省告示第五八八號)
(改正昭和十七年九月三日厚生省告示第五一八號)

第一章 總 則

第一條 職業紹介法ニ依リ國民職業指導所ノ行フ職業紹介ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業紹介事業ハ國家ニ緊要ナル事業ノ勞務ヲ確保スルヤウ之ヲ運用スルモノトス

第三條 國民職業指導所ノ職員ニシテ職業紹介ニ關スル事務ニ從事スル者ハ求人者及求職者ニ對
シテ懇切ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ爲シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ故
ナク他ニ漏洩スベカラズ

第二章 技能者及一般青壯年ノ職業紹介

第一節 總 則

第四條 勞務調整令第四條ノ技能者及同令第七條ノ一般青壯年(第三章ニ定ムル新規中等學校卒
業者及第五章ニ定ムル日傭勞務者ヲ除ク)ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ第四章ニ規定スル以外ノ者及勞務調整令ニ依ル就職
ノ制限ヲ受ケザル者ハ本規程ノ適用ニ付テハ一般青壯年ト看做ス

第二節 求 人

第五條 求人ノ申込ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 勞務調整令第七條第二號ニ規定スル者

二 國及道府縣

三 農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ヲ營ム者

第六條 求人ノ申込ハ技能者及一般青壯年別ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導
所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情アル場
合ハ求人者ノ住所又ハ事務所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 求人ノ申込ハ左ノ期間内ニ於テ雇入レントスル人員ニ付毎期開始ノ前々月一日迄ニ之ヲ
爲スベシ但シ期限後ニ於ケル緊急已ムヲ得ザル事情ニ基ク求人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一期 (自四月至六月)

第二期 (自七月至九月)

第三期 (自十月至十二月)

第四期 (自一月至三月)

第八條 同一ノ期ニ於テ求人ノ申込ノ外勞務調整令第七條第二號ニ依ル一般青壯年ノ雇入ノ認可
申請ヲ爲サントスル場合ニ於テハ兩者ハ之ヲ併セ爲スモノトス

紹介規程一條—八條

第九條 求人ノ申込ニ關シ必要アル場合ニ於テハ求人者ノ出頭ヲ求メ又ハ參考書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求人ノ申込ニ付其ノ員數、募集希望地域及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十一條 求人ノ申込ニ付其ノ内容法令ニ違反スル場合、本規程ニ違反スル場合又ハ前條ノ變更要求ニ應ゼザル場合ニ於テハ之ヲ受理セザルモノトス

求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ之ガ受理ヲ取消シ求人者ニ其ノ旨通知スルモノトス

第十二條 求人者ハ求人ノ申込ヲ爲シタル後ニ於テハ特別ノ事由アルニ非ザレバ其ノ内容ヲ變更シ又ハ求人ノ申込ヲ取消スコトヲ得ズ

求人者特別ノ事由ニ因リ求人ノ申込ノ内容ヲ變更シ又ハ申込ヲ取消サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ其ノ旨申出ヅベシ

第三節 求 職

第十三條 求職ノ申込ハ成ルベク求職者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得
市區町村長又ハ聯絡委員前項ノ取次ノ依頼ヲ受ケタルトキハ速カニ所轄國民職業指導所ニ之ヲ取次ゲベシ

一般青壯年ト看做サルル國民學校修了者ノ求職ノ申込ハ出身學校ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ

居所ノ移轉其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ國民職業指導所ニ求職ノ申込ヲ爲ス能ハザル場合ニ於テハ前項ノ國民職業指導所ヨリ職業指導ニ關スル證明書ノ交付ヲ受ケ他ノ國民職業指導所ニ之ヲ提出シ求職ノ申込ヲ爲スコトヲ得

第十四條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求職ノ申込ニ付其ノ就職希望先、就職希望地及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十五條 第九條、第十一條及第十二條ノ規定ハ求職ノ申込ニ之ヲ準用ス

第四節 紹 介

第十六條 求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ求人票又ハ求職票ニ登錄スルモノトス求人又ハ求職ノ聯絡ヲ受ケタルトキ亦同シ

職業紹介ハ求人票又ハ求職票ニ登錄セザル求人又ハ求職ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 職業紹介ハ求人ノ國家的緊要度ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第十八條 職業紹介ハ求職者ニ對シ紹介狀ヲ交付シ之ヲ行フ但シ求職者ヲ一定ノ場所ニ集合セシメ求人者ニ紹介スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 求職者前條ノ紹介狀ノ交付ヲ受ケタルトキハ紹介セラレタル求人者ニ之ヲ提示スベシ

第二十條 職業紹介ハ求人ニ付テハ申込ヲ爲シタル期ノ期間内求職ニ付テハ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限り之ヲ爲スモノトス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 出頭銓衡其ノ他職業紹介上必要ナル事項ニ付テハ國民職業指導所ノ指示ニ從フベキモノトス

求人者ハ國民職業指導所ノ指示スル期限迄ニ紹介ヲ受ケタル求職者ノ採否ヲ通報スルモノトス

第二十二條 求人者又ハ求職者前條ノ指示ニ從ハズ又ハ同條ノ通報ヲ爲サザル場合ニ於テハ紹介ヲ拒絶シ又ハ取消スコトアルベシ

第三章 新規中等學校卒業生ノ職業紹介

第二十三條 左ニ掲グル學校等(以下學校ト稱ス)ノ卒業生ニシテ卒業年度ノ翌年度六月三十日迄(毎年十二月又ハ三月ヲ卒業期トスル學校以外ノ學校ノ卒業生ニ在リテハ卒業後三月以内)ニ就職セントスルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

一 中學校、高等女學校、實業學校其ノ他之ニ類スル各種學校(養成所、講習所等ノ教育的施設ヲ含ム)ニシテ修業年限一年以上ノモノ

二 青年學校(普通科教授及訓練時數年一千時間以上ノモノニ限ル)

第二十四條 毎年十二月又ハ三月ヲ卒業期トスル學校ノ卒業生ヲ雇入レントスル求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ卒業年度ノ六月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

毎年十二月又ハ三月ヲ卒業期トスル學校以外ノ學校ノ卒業生ヲ雇入レントスル求人ノ申込ハ一般青壯年ノ求人ノ申込ニ含メテ前項ノ國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ

第二十五條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ在學中ニ於テ豫メ國民職業指導所及出身學校ニ於テ

實施スベキ職業相談ヲ受クベキモノトス

求職ノ申込ハ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス

第二十六條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且出身學校ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス

第二十七條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ

規定ハ新規中等學校卒業生ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第二十七條ノ二 本章ノ規定ハ左ニ掲グル學校ノ卒業生及年齢二十年以上ノ者ニハ之ヲ適用セズ

- 一 商船學校又ハ海員養成所施設
- 二 中央航空機乘員養成所又ハ地方航空機乘員養成所
- 三 學校卒業生使用制限令第一條ノ指定學校ノ指定學科
- 四 獸醫手、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師、理髮師、神官又ハ僧侶ノ學校

第四章 新規國民學校修了者ノ職業紹介

第二十八條 勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ修了ノ年ノ六月三十日迄ニ就職セントスルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條 求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ修了ノ前年ノ九月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

第三十條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ就學中ニ於テ國民職業指導所及國民學校ノ實施スル職

業相談ヲ受クベキモノトス

求職ノ申込ハ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス

第三十一條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且國民學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス

第三十二條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ新規國民學校修了者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第五章 日傭勞務者ノ職業紹介

第三十三條 日日他人ニ雇傭セラレ筋肉の勞働ニ従事スルヲ例トスル者及臨時ニ他人ニ雇傭セラレ筋肉の勞働ニ従事セントスル者ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 求人ノ申込ハ左ノ時期ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

- 一 一日雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲナサントスル日ノ前日正午迄
- 二 期間ヲ定メ臨時ニ雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲナサントスル日ノ相當期間前

前項第一號ノ場合ニ於ケル求人ノ申込ハ口頭又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 求職ノ申込ハ成ルベク居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ

第三十六條 國民職業指導所求職者ニシテ相當長期ニ亘リ常時日傭勞務ニ従事スベキモノト認メタルトキハ必要ニ應ジ之ヲ日傭勞務者臺帳ニ登録シ登録票ヲ交付スルモノトス

第三十七條 前條ノ登録ヲ受ケタル者求職ノ申込ヲ爲ス場合ニ於テハ登録票ノ提示ヲ以テ第三十五條ノ定ムル求職申込ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第三十八條 求人ニ對スル職業紹介ハ日日雇入ヲナサントスル求人ニ在リテハ當日限り、期間ヲ定メ雇入ヲナサントスル求人ニ在リテハ當該期間内ニ之ヲ爲スモノトス

第三十九條 求職者ノ職業紹介ハ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限り之ヲ爲スモノトス但シ第三十六條ノ規定ニ依リ登録ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ日傭勞務者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第六章 特 則

第四十一條 別ニ指定スル求人及求職者ニ對スル職業紹介ハ本規程ニ依ラザルコトヲ得

●職業紹介規程第四十一條ノ求人及求職者指定(昭和十七年二月六日厚生省告示第四十四號)

- 一 左ニ掲グル者ニシテ身體ノ障碍其ノ他ノ事由ニ依リ職業紹介規程第五條ノ求人ニ紹介スルコト著シク困難ナリト認メラルモノノ求人及求職者

(イ) 傷痍軍人

(ロ) 國民學校修了者

(ハ) 時局ノ影響ニ依リ轉廢業ヲ必要トスルニ至リタル者

- 二 特ニ職業紹介ヲ要スル求人及求職者

紹介規程三十一條―四十一條

附 則

職業紹介業務規程ハ之ヲ廢止ス

第七條ニ定ムル第四期ノ求人申込期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ求人ニ關スルモノニ限り同條ノ規程ニ拘ラズ昭和十七年一月十日迄トス
本規程公布ノ日以前ニ於テ爲シタル求人ノ申込ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ除クノ外本規程ニ依リ求人ノ申込ヲ爲シタルモノト看做ス

○中等學校卒業生ノ職業指導並ニ職業

紹介ニ關スル取扱要領(昭和十七年七月二十五日
厚生文部兩次官通牒)

第一 總 則

- 一、本要領ハ中等學校、中等學校ニ類スル各種學校(養成所、講習所ヲ含ム)及晝間通學制ノ青年學校普通科ニシテ教授及訓練時間年一十時間以上ノモノ(以上ヲ總括シテ學校ト稱ス)ノ卒業生又ハ修了者ヲ取扱フコト、但シ左ノ學校又ハ學科ヲ卒業又ハ修了シタルモノ及年齡二十年以上ノモノヲ除ク
- (イ) 商船學校及海員養成施設
- (ロ) 學校卒業生使用制限令第一條ノ指定學校ノ指定學科
- (ハ) 中央及地方航空機乘員養成所
- (ニ) 國民學校修了程度ヲ入學資格トスル修業年限一ケ年未滿ノ學校

- (ホ) 獸醫手、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師、理髮師、神官及僧侶ノ學校又ハ學科
- 二、本要領ハ學校卒業生(修了者)ニ對スル其ノ卒業又ハ修了年度ノ翌年六月末日迄ノ間ニ於ケル職業指導並ニ職業紹介ニ付之ヲ適用スルコト、但シ毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校以外ノ學校ノ卒業生又ハ修了者ニ付テハ卒業又ハ修了後三ヶ月以内ニ就職セントスルモノノ職業指導並ニ職業紹介ニ付之ヲ適用スルコト
- 三、道府縣ハ本要領ノ實施ニ付國民職業指導所及關係學校トノ協議會ヲ開催スルコト
- 四、學校ニ於テハ適當ナル時期ニ生徒ニ對シ國民動員計畫產業等ニ付必要ナル知識ヲ與ヘ且上級學校ニ進學セザル生徒ニ對シテハ卒業後直ニ右產業ニ就職スルコトノ緊要ナルコトヲ教授スルコト

道府縣ハ右國民動員ニ關スル資料ヲ學校ニ送付スルコト

五、學校ハ左ニ依ル職業相談ヲ實施シ國民職業指導所ハ之ニ協力スルコト

- (イ) 卒業後就職ヲ適當トスルモノニ對シ國民動員計畫產業ニ就職セシムル様指導スルコト
- (ロ) 農林及水産學校卒業生ハ其ノ學校設立ノ本旨ニ鑑ミ能フ限り之ヲ農林、水産業關係方面ニ就職セシムル様指導シ、商業學校其ノ他實業學校卒業生ハ之ヲ國民動員計畫產業ノ適當ナル業務ニ就職セシムル様指導シ、女子學校卒業生ニ對シテハ國民動員ニ於ケル女子勞務ノ重要ヲ徹底セシメ女子ニ適當ナル職種ヲ選ビ之ニ就職セシムル様指導スルコト

(昭和十四年十月十六日職發第七二六號厚生省職業部長勞働局長連名通牒參照)

第二 毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル

學校ノ卒業者又ハ修了者ノ職業紹介

- 六、毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ハ職業相談ノ結果ニ基キ就職調査表ヲ第一號様式ニ依リ作成シ七月末日迄ニ職業相談票ヲ第二號様式ニ依リ作成シ十月末日迄ニ學校所在地ノ所轄國民職業指導所ニ提出スルコト
右職業相談票ヲ以テ求職票ニ代フルコト
- 七、國民職業指導所ハ前項ノ就職調査表ヲ第三號様式(一)及(二)ニ取纏メ八月十日迄ニ道府縣ニ報告スルコト
- 八、道府縣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ第三號様式(一)及(二)ニ取纏メ八月二十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト
- 九、毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ノ卒業者又ハ修了者ヲ雇入レントスル求人ノ申込ハ卒業(修了)年度ノ六月末日迄ニ第四號様式ニ依リ(正副二通ヲ要ス)就業地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲サシムルコト、就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ノ求人ノ申込ハ外地又ハ外國ノ聯絡機關ヲ經由シ上厚生省ニ之ヲ爲サシムルコト
- 十、國民職業指導所ハ求人申込ノ受理ニ當リテハ充分内容ヲ審査シ求人者ヲシテ過大ナル員數ヲ申込マシムルコトナク又女子ヲ以テ代替シ得ル職種ハ努メテ女子ニ變更セシムル様指導スルコト
- 十一、國民職業指導所ハ前項ニ依リ審査シタル求人申込ヲ第五號様式(一)、(二)及(三)ニ取纏メ第一種工場事業場ノ求人申込書寫ヲ添付シ七月七日(昭和十七年度ハ特ニ八月十日)迄ニ道府縣ニ報告スルコト

府縣ニ報告スルコト

- 十二、道府縣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ第五號様式(一)(二)及(三)ニ取纏メ第一種工場事業場ノ求人申込書寫ヲ添付シ七月末日(昭和十七年度ハ特ニ八月二十日)迄ニ厚生省ニ報告スルコト
- 十三、厚生省ハ前項ノ報告ヲ審査シ求人道府縣及供出道府縣間ノ露給調整ニ關スル協議會ヲ開催シ其ノ結果ニ依リ求人並ニ供出割當ヲ爲スコト
- 十四、國民職業指導所ハ前項ニ依リ決定シタル求人割當數ヲ第六號様式ニ依リ求人者ニ通報スルコト
- 十五、道府縣ハ供出割當數ヲ受ケタル求人者ノ氏名及其ノ割當數ヲ記載セル一覽表ヲ作成シ國民職業指導所及學校ニ送付スルコト
- 十六、求人者十四ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ求人要項ヲ供出道府縣内ノ適當ト認メラルル學校ニ送付スルコト、求人者學校ヲ選擇シ得ザル場合ハ供出道府縣ニ求人要項ヲ送付シ適當ナル學校ニ配布ヲ依頼シ得ルコト
- 十七、求人者ノ行フ詮衡ノ方法、時期等ニ付テハ別ニ定ムルコトニ依ルコト
- 十八、供出道府縣ハ求人者ニ詮衡上ノ指示ヲ爲スト共ニ第七號様式ノ採用願末書ヲ交付スルコト
- 十九、詮衡ハ求人者道府縣ニ出張シテ之ヲ行フ原則トスルコト、但シ出張詮衡困難ナル場合ハ事情ヲ具シ適當者ノ詮衡ヲ委託シ得ルコト

職業關係通牒

二十、國民職業指導所職員ハ成ル可ク詮衡ニ立會ヒ其ノ指導ヲ爲スコト

二十一、求人者詮衡ヲ行ヒタルトキハ即日探否ノ決定ヲ爲シ探否願未嘗ニ採用シタル者ノ氏名其ノ他所要事項ヲ記載シ採用シタル者ノ學校所在地ノ所轄國民職業指導所職員ノ檢印ヲ受クルコト

第三 毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校以外ノ

學校ノ卒業者又ハ修了者ノ職業紹介

二十二、毎年十二月及三月ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校以外ノ學校ハ職業相談ノ結果ニ基キ左ノ期日迄ニ第一號様式ニ依ル就職調査表並ニ第二號様式ニ依ル職業相談票ヲ作成シ學校所在地ノ所轄國民職業指導所ニ提出スルコト

右職業相談票ヲ以テ求職票ニ代フルコト

一、四月ヨリ六月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ其ノ年ノ二月

一日迄、職業相談票ヲ三月一日迄

二、七月ヨリ九月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ其ノ年ノ五月

一日迄、職業相談票ヲ六月一日迄

三、十月ヨリ十二月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ其ノ年ノ八月

月一日迄、職業相談票ヲ九月一日迄

四、一月ヨリ三月迄ノ間ヲ卒業期又ハ修了期トスル學校ニ在リテハ就職調査表ヲ前年ノ十一月

一日迄、職業相談票ヲ十二月一日迄

二十三、國民職業指導所ハ前項ノ就職調査表ヲ第三號様式(一)及(二)ニ取纏メ每期報告期限後十五日以内ニ道府縣ニ報告スルコト

二十四、求人申込ハ一般青壯年ノ求人申込ニ含メテ之ヲ爲サシメ之ガ職業紹介ハ一般青壯年ノ取扱ニ依ルコト

○國民學校修了者職業紹介要領

(昭和十七年八月三十一日 厚生省職業局長通牒)

第一 求人申込ノ處理

求人申込ノ受理ニ際シテハ左ニ依リ内容ヲ審査シ求人申込數ニ付是正ヲ要スルモノハ査定ヲ加ヘ受理スルコト但シ第一種求人ニ付テハ査定ヲ爲サズ之ニ關スル意見ヲ求人申込書ノ四ノ「其ノ他參考トナルベキ事項」欄ニ記載シ置クコト

(イ) 昭和十六年十月八日發職第六三八號厚生省職業局長並ニ勞働局長ヨリ各地方長官宛「男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スベキ職種ニ關スル件」通牒ニ記載セル職種ニ該當スル男子申込數ニ付テハ特別ノ事情ナキ限り成ルベク女子ニ之ヲ變更セシムル様指導スルコト

(ロ) 乃至(ニ)迄削除

(ホ) 工場、事業場ノ新設ニ件フ求人ノ申込ニ付テハ工場、事業場ノ新設ニ件フ必要申込數ナル旨ノ關係生産監督廳ノ證明アル場合ノミ之ヲ受理スルコト

(ハ) 採用地域遠隔地ニ亘ル求人ノ申込數ニ付テハ前各項ニ依ルノ外宿舍ノ收容能力ヲ考慮ノ上收容可能ノ限度ニ止メシムルコト

- (ト) 募集地域ニ付テハ從來國民學校修了者ヲ採用セル地域ニ依ラシメ差支ヘナキコト
- 二、國民職業指導所前號ニ依リ求人ノ申込ヲ受理シタルトキハ求人申込數ヲ様式第一號ニ依リ十月十日迄ニ所轄道府縣ニ報告スルコト
- 尙第一種求人ニ付テハ其ノ際求人申込書寫一通ヲ添附スルコト
- 三、道府縣前號ノ報告ヲ受ケタルトキハ求人申込數ヲ様式第一號ニ依リ十月二十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト尙第一種求人ニ付テハ其ノ際求人申込書寫一通ヲ添附スルコト
- 四、國民職業指導所ハ求人者ニ對シ求人査定數ヲ別紙様式第二號ニ依リ通報スルコト
- 五、求人要項ハ別紙様式第三號ニ依リ求人者ヲシテ之ヲ作製セシメルコト

第二 求職申込ノ處理

- 六、求職ノ申込ヲ受理シタルトキハ職業相談票ニ登錄スルコト
- 右職業相談票ヲ以テ求職票ニ代フルコト

第三 紹介

- 七、紹介ニ當リテハ各求人毎ニ供出割當數ノ完全充足ヲ期スルコトヲ第一義トシ職業相談ノ結果ニ依リ智能及身體狀況並ニ家庭ノ事情等ヲ考慮シ供出割當數ノ範圍内ニ於テ適材ヲ適所ニ斡旋スル様努ムルコト
- 八、紹介ノ時期ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ通トスルコト
 - 第一種 求人 一月以降
 - 第二種 求人及第三種 求人 二月中旬以降

- 九、紹介ノ日時及場所ニ付テハ供出地道府縣ニ於テ能フ限り求人者ノ希望ヲ考慮ノ上供出地國民職業指導所ト協議シ之ヲ定ムルコト

- 十、紹介員數ハ供出割當數ノ十二割以内トスルコト但シ陸海軍ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 供出割當數以上紹介シタル場合ト雖モ供出割當ヲ超エ採用セシメザルコト

- 十一、紹介ハ原則トシテ豫メ指示セル日時、場所ニ求人者若ハ其ノ代理人及求職者ノ出頭ヲ求め之ヲ行ヒ特別ノ事由アル場合ノ外ハ求人者ヲシテ即日求職者ノ採否決定ヲ爲サシムルコト
- 前項ノ採否決定ハ主トシテ職業相談票ノ記載事項及面接ニ依リ之ヲ爲サシメ厚生省ニ於テ特ニ必要ト認メタル求人ノ外ハ其ノ際學科試驗、身體検査、適性検査等ヲ行ハシメザルコト

- 十二、採用決定者ニ付テハ中途ニ於テ就職ノ取消ヲ爲スガ如キコトナキ様指導スルコト

- 十三、紹介ノ場所ニ於テ要シタル費用(例ヘバ已ムヲ得ザル場合ニ於ケル紹介場借上費、暖房費等)距離、時間等ノ關係上必要ト認メラルル場合ニ於ケル求職者ノ紹介場所迄ノ往復旅費(實費トシ附添人ニハ支給セズ)宿泊料(特別ノ事由ニ因リ宿泊ヲ要シタルモノニ限り一泊三圓以内ノ打切額トシ附添人ニハ支給セズ)及辨當料(一食三十錢乃至五十錢トシ附添人ニハ支給セズ)ハ當該求人者ニ支出セシメ差支ナキコト但シ國道府縣ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

第四 就職者ノ保護輔導

- 十四、國民職業指導所ハ他ノ國民職業指導所ノ管内ニ就職シタル者ニ付其ノ職業相談票ノ副本ヲ作成シ之ヲ關係國民職業指導所ニ送付スルコト
- 十五、他ノ國民職業指導所ノ管内又ハ外地若ハ外國ニ就職スル者ノ輸送、赴任方法ニ付テハ厚生

省ニ於テ毎年指示スル方法ニ依リ之ヲ實施スルコト此ノ場合道府縣及國民職業指導所ハ理由ノ如何ヲ問ハズ之ガ引卒旅行ノ爲ニ要スル職員又ハ職員ニ非ザル引卒補助者ノ旅費ヲ求人者ニ負擔セシメザルコト

十六、就職者ニ對スル就職後ノ輔導ニ付テハ新職業生活ニ對スル精神並ニ身體ノ順應ニ關スル指導保護ヲ目標トシ昭和十五年三月二十日發職第二九號厚生省職業部長並ニ勞働局長ヨリ各地方長官宛「本年三月小學校卒業者就職後ノ輔導ニ關スル件」通牒ノ趣旨ニ依リ之ヲ實施スルコト尙輔導ノ實施狀況ハ職業相談票(副本)ニ之ヲ記載スルト共ニ求人地國民職業指導所ニ於テハ隨時其ノ狀況ヲ供出地國民職業指導所ニ通報スルコト

十七、國民職業指導所ハ國民學校修了者ノ取扱狀況其ノ他參考トナルベキ事項ヲ管内ノ國民學校ニ隨時通報スルコト

○國民職業指導所ノ爲ス求人廣告ニ關スル件

(昭和十六年十一月七日
厚生省職業局長通牒)

標記ノ件ニ關シテハ爾今左記ニ準據シ遺憾無ク措置セシメラレ度

追テ客年十二月二十六日及本年一月十日付内職發第三六六號通牒ハ自然消滅セル儀ニ付爲念

記

一、廣告ヲ爲スベキ求人者ノ範圍

(一) 廣告ヲ爲スベキ求人者ハ左ノ範圍トスルコト

(イ) 第一種求人 (十月二十七日職發第六八九號通牒別紙)
(ロ) 第二種求人 (國民學校修了者職業紹介要領「第一」ノ一)

(二) 國民職業指導所前號ノ求人ニ付必要アリト認メタル場合ハ求人廣告ヲ行フ様指示スルコト

二、規格及記載内容

(一) 規格

(イ) 新聞廣告 大サ二段抜、幅八糎(約二寸五分)以内トスルコト

(ロ) 立看板 大サハ適宜トスルコト

(ハ) ポスター 大サハ縦五三糎(約一尺七寸五分)、横三八、五糎(約一尺二寸五分)、色彩ハ四色刷(石版刷)以内トスルコト

(ニ) ビラ 大サハ商工省告示第十一號日本標準規格第九十二號B列五番以内トスルコト

(ホ) 回覽板 大サハ適宜トスルコト

(二) 記載内容

(1) 新聞廣告

(イ) 求人者名

(ロ) 事業内容(省略スルモ可)

(ハ) 勤務地(道府縣、市區町村、番地)

(ニ) 募集人員(男女別、職種別人員)

職業關係通牒

(ホ) 採用規格

(ヘ) 給與(賃金統制令トノ關係ヲ考慮シ過大ニ亘ラザル様留意スルコト)

(ト) 採用地域(道府縣、市又ハ國民職業指導所管轄區域等ノ區分ニ依リ明記スルコト)

(チ) 證衡場所

(リ) 申込場所(申込ハ國民職業指導所ニ爲サシムル様明記スルコト)

(ヌ) 國民職業指導所名

其ノ他申込期限、申込方法、提出書類等ニ付テハ必要ニ應ジ記載スルコト尙應募者ニシテ國民勞務手帳法適用者及國民職業能力申告令適用者ハ國民勞務手帳又ハ職業能力申告手帳ヲ夫々提出セシムル様記載スルコト

(2) 立看板、ポスター、ビラ、回覽板

新聞廣告ノ記載内容ニ準ジ適宜トスルコト

(三) 求人廣告取扱上ノ注意

- 一 廣告ハ總テ國民職業指導所名ヲ以テ之ヲ爲スコト但シ三ノ(三)但書ニ依ル新聞廣告ニ於テ國民職業指導所名ヲ列記スルニ適セザル場合ハ單ニ「國民職業指導所」トスルコト
- 二 廣告ニ當リテハ軍關係ハ勿論民間求人ニ付テモ防諜上關係方面ト緊密ナル連絡ヲ採リ苟モ軍ノ機密ニ亘ルガ如キコトナキ様充分留意スルコト
- 三 廣告ハ供出地國民職業指導所ニ於テ一元的ニ之ガ取扱ヲ爲スヲ原則トスルコト但シ一道府縣内數國民職業指導所ニ求人割當アル求人者ノ新聞廣告ニシテ其ノ頒布地域ガ數國民職業指導所ノ管轄區域ニ亘ル場合ハ當該廣告ノ必要ヲ認メタル道府縣ニ指導所ニ協議ノ上、又數道府縣ニ求人割當アル求人者ノ新聞廣告ニシテ事情ニ依リ其ノ頒布地域ガ數道府縣ニ亘ルモノヲ利用セザルヲ得ザル場合ハ當該廣告ノ必要ヲ認メタル道府縣ニ於テ關係道府縣ニ協議ノ上一括的廣告ヲ爲シ各國民職業指導所毎ニ區々ニ廣告セザル様留意スルコト

○男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スベキ職種ニ關スル件(昭和十六年十月八日 職業局長並勞働局長通牒)

導所ノ管轄區域ニ亘ル場合ハ當該廣告ノ必要ヲ認メタル國民職業指導所ニ於テ關係國民職業指導所ニ協議ノ上、又數道府縣ニ求人割當アル求人者ノ新聞廣告ニシテ事情ニ依リ其ノ頒布地域ガ數道府縣ニ亘ルモノヲ利用セザルヲ得ザル場合ハ當該廣告ノ必要ヲ認メタル道府縣ニ於テ關係道府縣ニ協議ノ上一括的廣告ヲ爲シ各國民職業指導所毎ニ區々ニ廣告セザル様留意スルコト

女子勞務者ノ就職ニ關シテハ昭和十四年十月十六日職發第七二六號「勞務勤員計畫實施ニ伴フ女子勞務者ノ就職ニ關スル件」通牒ニ依リ御配意ノコトト存候處現下勞務需給ノ實情ニ鑑ミ女子ヲ使用シ得ル勞務ニ付テハ極力女子ヲ以テ充足スルノ要有之候條別紙「男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スベキ職種」ニ該當スル職種ニ對スル求人申込ニ付テハ右通牒ノ趣旨ヲ考慮ノ上特ニ女子ヲ使用セシムル様指導相成度

男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スベキ職種

(上段ノ職種名中下段ニ該當スル作業者ニ付之ヲ使用セシムルモノトス)

◎事務者

レヂスター係事務者 商店、賣店、飲食店等ニ於ケル現金ノ計算出納ニ關スル事務ニ従事スル者

整理係事務者 文書、カード、圖面等ノ整理保管又ハ出納ニ關スル事務ニ従事スル者

計算係事務者 専ラ計算事務ニ従事スル者

タイプライターニ依リ文書ノ淨書ニ従事スル者

出札係事務者 各種初符ノ販賣ニ従事スル者

手選炭夫 主トシテ手ニ依ル石炭、亞炭ノ選別作業ニ従事スル者

手選鑛夫 主トシテ手ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スル者

寫圖工 設計圖面ノトレーシング作業ニ従事スル者

鑄物芯取工 小型鑄物ノ中子製作々業ニ従事スル者

鑄物湯口作り工 鑄物ノ湯口造り作業ニ従事スル者

小型旋盤工 卓上旋盤並三尺程度以下ノ小型旋盤及同程度ノ小型専門工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スル者(足踏式ノモノヲ除ク)

小型ボール盤工 手加減ボール盤又ハ卓上ボール盤ニ依ル孔開ケ座繰リノ作業ニ従事スル者

◎製圖現圖作業者
◎金屬材料ノ製造加工業者
◎鑄物ノ湯口造り作業ニ従事スル者
◎機械器具ノ製造業者

小型プレス工 小型プレスニ依ル小物加工作業ニ従事スル者

小物薄板剪斷工 小型剪斷機ニ依ル小物薄板ノ剪斷作業ニ従事スル者

ラッピン工 手作業ニ依ル金屬ノラッピン作業ニ従事スル者

罐詰用製罐工 罐詰用ブリキ罐製造作業ニ従事スルモノ(手ニ依ルハンダ付ヲ除ク)

スポット熔接工 スポット熔接作業ニ従事スル者

レンズ研磨準備工 レンズ研磨準備作業(皮膜掛、ヤニ付、レンズ貼付等)ニ従事スル者

小型蔓卷バネ成型工 小型蔓卷バネノ成型作業ニ従事スル者

電球フィラメント製造工 電球用フィラメントノ巻取切斷成型等ノ製造作業ニ従事スル者

針製造工 針ノ製造作業(熱處理作業ヲ除ク)ニ従事スル者(ミシン針製造ヲ除ク)

電線綿絹被覆工 綿糸、絹糸、絹糸、又ハ絹布ニ依ル電線ノ被覆作業ニ従事スル者

電線紙巻工 紙ニ依ル電線ノ被覆作業ニ従事スル者

電線編組被覆工 綿糸、絹糸、石綿糸、針金ノ編組ニ依ル電線被覆作業ニ従事スル者

電線通信機用又ハ小型電氣機械器具用ノ線輪巻線作業ニ従事スル者

巻線工

配線準備工
 乾電池組立工
 電球製造工
 眞空管製造工
 目盛打刻工
 金屬打刻工
 パルサム工
 電氣通信機用蓄電器組立工
 電氣通信機用變壓器組立工
 電氣通信機「バンク」組立工
 雲母剝ギ工

ル者
 電氣機械器具、電氣通信機械器具ノ配線準備作業（切斷、皮剝ギ、眞綿卷キ、端子付等）ニ従事スル者
 乾電池ノ組立仕上作業（炭素電極ノプレス成型ヲ含ム）ニ従事スル者
 電球製造作業（バルブ洗滌ヨリ口金付迄ヲ含ム）ニ従事スル者
 受信用眞空管製造作業（バルブ洗滌ヨリ口金付迄ヲ含ム）ニ従事スル者
 目盛作事ニ従事スル者（光學機械關係ヲ除ク）
 小物金屬マーク打作業ニ従事スル者
 ◎機械器具ノ仕上、組立、修繕、検査作業者
 パルサムニ依ルレンズ又ハプリズムノ貼合せ作業ニ従事スル者
 電氣通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業（絶縁作業ヲ除ク）ニ従事スル者
 電氣通信機用變壓器ノ組立仕上ノ作業（絶縁作業ヲ除ク）ニ従事スル者
 電氣通信機「バンク」組立作業ニ従事スル者
 雲母剝ギ、截斷ノ作業ニ従事スル者

マイカテツクス工
 メツキカラゲ工
 機械器具部品検査工
 選別工

マイカテツクスノ製造作業ニ従事スル者
 小物メツキ品ノカラゲ作業ニ従事スル者
 機械器具部分品ノ外觀検査又ハ檢寸作業ニ従事スル者（大物重量物ヲ除ク）
 外觀不純物ノ検査數量検査ノ作業ニ従事スル者

◎化學製品ノ製造作業者

自轉車用ゴムタイヤ成型工
 ゴム靴成型工
 小物ゴム製品仕上工
 小物セルロイド製品製造工
 防水布擬革布類塗布工
 化學品成型工
 蠟燭製造工

自轉車用ゴムタイヤノ成型加工作業（加硫作業ヲ除ク）ニ従事スル者
 ゴム靴、ゴム底足袋ノ成型加工作業（加硫作業ヲ除ク）ニ従事スル者
 小物ゴム製品ノ成型、加工、仕上作業ニ従事スル者
 小物セルロイド製品ノ成型、仕上作業ニ従事スル者
 防水布擬革布類ノ塗布作業ニ従事スル者
 樟腦、ナフタリン、化粧品、藥品等ノ壓搾成型作業ニ従事スル者
 蠟燭ノ成型、仕上ニ従事スル者

製型物鑄張返り取り工
 ゴム人造レジンカゼンイ系可塑物バルカナイズドファイバー又
 ハセルロイドノ製型物ノ鑄張り返り取りノ作業ニ従事スル者

二二四

◎窯業土石類ノ加工作業者

窯業流込成型工

窯業ニ於テ流込ニ依ル成型作業ニ従事スル者(セメント石綿製
 品ヲ除ク)

窯業小物プレス成型工

窯業ニ於テプレスニ依ル小物成型作業ニ従事スル者
 窯業製品ノ小物ノ手仕上げ作業ニ従事スル者

石綿紡織工

石綿糸石綿紐石綿布等(石綿代用品ヲ含ム)ノ製造作業ニ従事ス
 ル者(石綿原料作業ヲ除ク)

石綿布縫製工

石綿布ノ縫製作業ニ従事スル者(石綿代用品ヲ含ム)

◎紡織品製造作業者

選繭工

繭ノ選別作業ニ従事スル者

麻原綿工

麻纖維ノ手シゴキ及櫛梳ノ作業ニ従事スル者(梳麻ノ浸油ヲ除
 ク)

揚繰返絲工

蠶糸ノ立繰又ハ座繰ノ作業ニ従事スル者
 鼓車カラ總枠ニ蠶糸ヲ巻取ル作業ニ従事スル者

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|-----|----|---|
| 再混綿繰 | 混毛綿繰 | 打綿綿繰 | 製毛綿繰 | 梳毛綿繰 | 梳毛綿繰 | べ毛綿繰 | 紡毛綿繰 | 紡毛綿繰 | 粗紡綿繰 | 精紡綿繰 | 撚糸 | ガ合糸 | 總糸 | 糸 |
| 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 | 工 |

人絹ケーツ、カラ總枠ニ人絹糸ヲ巻取ル作業ニ従事スル者
 原綿ノ混合作業ニ従事スル者
 混毛作業ニ従事スル者(紡毛、紡績ニ於ケル調合ヲ除ク)
 打綿作業ニ従事スル者
 屑繭ノ綿ヨリ混入雜物ヲトリ除ク作業ニ従事スル者
 毛ノ櫛梳作業ニ従事スル者
 綿ノ櫛梳作業ニ従事スル者
 ペニイ紡績ニ従事スル者
 紡毛作業(化炭作業ヲ除ク)ニ従事スル者
 麻糸ノ紡績、延線作業ニ従事スル者
 粗紡作業ニ従事スル者
 精紡作業(ミユール作業ヲ含ム)ニ従事スル者
 撚糸又ハ合糸ノ作業ニ従事スル者
 ガスニ依ル糸又ハ布ノ手羽燒作業ニ従事スル者
 總作り作業ニ従事スル者(揚返シ再繰作業ヲ除ク)
 總糸ヲ篋又ハホビンニ又ハ糸ヲ各種ノ糸巻ニ巻返ス作業ニ従事
 スル者
 機織準備ノ爲整經引通シ、糊付、緯糸取ノ作業ニ従事スル者

二二五

職業關係通牒

編物 編立工 編物作業ニ従事スル者(レース作業ヲ含ム)
 メリヤス編立工 メリヤス編立作業ニ従事スル者
 結東工 糸ノ捻造玉締メ作業ニ従事スル者
 織布縫合工 染色整理ノ爲織布ノ縫合作業ニ従事スル者
 紡織用木管整理工 紡績機械用各種木管ノ整理作業ニ従事スル者
 紡織ローラー工 紡績用ローラー掃除皮貼替修理ノ作業ニ従事スル者
 紡糸ポンプ嘴洗工 紡糸ポンプノ嘴洗又ハ濾布掛作業ニ従事スル者
 織布ヤード掛工 織布ノヤード掛折疊ノ作業ニ従事スル者
 織布修正工 織布ノ修正、疵取作業ニ従事スル者
 ◎飲食料品嗜好品製造業者
 製麵工 麵類ノ製造作業ニ従事スル者
 煙草製造工 煙草ノ製造作業ニ従事スル者(荷解、機械調整ノ作業ヲ除ク)
 ◎實驗試驗検査作業業者
 紡織品検査工 糸ノ織度強伸度正量ノ検査織物ノ密度織疵ノ検査染色ノ検査長サノ検査ノ作業ニ従事スル者
 ◎運輸運搬業者
 市街電車中部車掌 市街電車ノ中部車掌
 乗合自動車車掌 乗合自動車遊覽バス車掌

踏切 手一踏切ノ看手

◎商業的作業者

賣店賣場店員 一賣店賣場デ客ニ接シ商品ヲ販賣スル作業ニ従事スル者

◎家事使用人 洗濯料理掃除子守裁縫ニ従事スル家事使用人

◎其ノ他ノ作業者

電話交換手 電話ノ交換作業ニ従事スル者

包装工 小物ノ小分包装標レツテル貼付ノ作業ニ従事スル者

罐詰工場工 罐詰工場食料品製造ノ爲メノ容器ノ洗滌原料詰ノ加熱殺菌密封等ノ作業ニ従事スル者

工場雑役夫 工場内ニ於ケル雑役ニ従事スル者(重作業ヲ除ク)

携帶品預リ係 夜勤者、留守番等ヲ除ク

受付事務係 受付事務ヲ含ム

案内係

足番

○勞務動員計畫實施ニ伴フ女子勞務者ノ

就職ニ關スル件

(昭和十四年十月十八日厚生省職業部長政務廳局長通牒)

標記ノ件ニ關シテハ昭和十四年七月四日厚生省發職第四五號通牒勞務動員實施計畫要綱第七ニヨリ實施中ノコトト被存候處女子ノ就勞ハ勞務需給狀況ニ鑑ミ特ニ必要ナルモノナルニヨリ其ノ保護指導ヲモ併セ考慮ノ上左記ニ依リ實施相成度

記

- 一 職業紹介所ハ女學校、女子青年團其ノ他婦人團體等ノ協力ヲ得テ女子就勞希望者ノ開拓ヲナシ豫備登錄其ノ他適當ナル方途ニ依リ勞力資源ノ確保ニ努ムルコト
- 二 女子ノ就勞ニ關シテハ其ノ體力及能力ニ應ジ適當ヲ與ヘ以テ肉體及精神ニ對スル惡影響ヲ避ケツ、生産ニ貢獻セシムルコト肝要ナルヲ以テ其ノ職種竝ニ作業内容ニ付充分留意スルコト
- 三 重工業方面ニ於ケル女子ノ就業ニ付テハ概ネ次ノ標準ニ依リ就業ノ適否ヲ考慮スルコト
 - (一) 就業適當ナルモノ
 - (イ) 比較的單純簡場ナル作業
 - (ロ) 手指ヲ主トスル輕筋作業
 - (ハ) 半熟練の作業又ハ非熟練の作業

適當ナル職種例示

鑄

物(芯取二〇珎以下ノ型込)

- 旋 盤(六呎以下) タレット盤(小型)
- フライス盤(單純研削) プレス盤(ハンドプレス小型)
- 機械組立(小物) 仕 上(小物)
- 電氣組立(小物) 卷 線
- 絶 縁 電線被裝
- 檢 査(小物) 分 析

(一) 就業禁止竝ニ可乃の避クベキモノ

(イ) 工場法施行規則第五條ノ業務

(ロ) 同第六條第六號及第七號ノ業務

(ハ) 前二項ノ外危険又ハ有害ノ虞アル業務

例示 毒劇性料品ヲ取扱フ作業、壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ作業、塵埃紛末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル作業

(二) 重量物ヲ取扱フ作業

四 職業紹介所ハ男子求人ニ付其ノ職種、作業内容等ヲ調査シ女子ニ依リ代替シ得ルモノニ付テハ女子ヲ採用セシムル様求人者ヲ誘導スルコト

五 職業紹介所ハ女子求職者ノ紹介斡旋ニ付個人別ニ其ノ體力及能力ニ留意シ其ノ適職ヲ選バシムル様指導スルコト

六 廳府縣及職業紹介所ハ時局産業ノ女子就勞ニ關シ其ノ經營者側ト充分ナル協議ヲ遂ゲ經營者

職業關係通牒

ヲシテ特ニ次ノ如キ方途ヲ講ゼシムルコト

- (一) 就業時間ハ出來得ル限り之ヲ短縮スルト共ニ小休止時間ヲ屢々與フルコト
- (二) 作業内容ヲ出來得ル限り單純化スルコト
- (三) 新規女子就職者ニ對シテハ特ニ作業並ニ工場生活ニ順應セシムル様指導訓練ヲ講ズルコト
- (四) 女子ヲ多數使用スル工場ニ於テハ女子専用ノ便所、休憩室、更衣室、浴場並作業服等ヲ施設制定シ女子監督者ヲ置クコト
- 五 保護者ノ宅ヨリ通勤シ能ハザル女子ヲ就職セシムル工場ニ於テハ女子寄宿舎ヲ設置スルコト

○工鑛業勞務者ノ農業生産確保ニ

關スル協力ニ關スル件 (昭和十五年八月二十日農林省臨時農
科對策部長並厚生省職業部長通牒)

農繁期ニ於ケル工鑛業勞務者ノ農業生産ニ對スル協力方策トシテ工鑛業勞務者ノ一時歸農及集團勤勞奉仕等ノ方策ニ付テハ豫而御配意相成居候處時局ノ進展ニ伴ヒ食糧農產物ノ生産確保ハ益々緊切ト相成候ニ付特ニ本秋農繁期ニ於テハ本施設ヲ左記ニ依リ組織的ニ實施シ以テ勞務動員計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ圖リ農業生産ノ確保ニ遺憾ナキヲ期セシムル様御配意相成度此段及通牒候也

記

一 工鑛業勞務者ヲ農繁期ニ農業生産確保へ協力セシムル方策ハ農村ノ勞力事情ニ應ジ且工鑛業ノ事業經營ニ格別支障ナキ限り左記ニ依リ實施スルコト

- (1) 農家出身工鑛業勞務者ヲ必要ニ依リ自家ノ農作業ヲ手傳ハシムル爲農繁期ニ夫々自家ニ一時歸農セシムルコト
- (2) 非農家出身工鑛業勞務者ヲ必要ニ依リ農繁期ニ於テ班ヲ編成セシメテ集團的勤勞奉仕作業ヲ爲サシムルコト
尙農家出身工鑛業勞務者ト雖モ一時歸農ヲ爲サザルモノニ付テハ集團勤勞奉仕班ニ參加セシムルコト
- 二 農家出身工鑛業勞務者ノ一時歸農ハ概ネ左記ニ依ルコト
 - (1) 市町村農會ハ當該市町村ニ於ケル農繁期勞力調整計畫ニ照シ増産確保上特ニ一時歸農ヲ必要トスルトキハ最少限度ノ農家ニ付歸農希望調書ヲ作成シ道府縣ニ提出スルコト
 - (2) 歸農期間ニ付テハ最農繁期中十日以内ヲ標準トスルコト
 - (3) 道府縣並關係職業紹介所ハ右ノ希望調書ニ基キ工鑛業ノ事情ヲ考慮シ適當ト認ムル工場鑛山等ニ對シ一時歸農ニ關スル獎勵斡旋ヲ爲スコト
尙歸農者決定ノ上ハ速ニ關係農會へ通知スルコト
 - (4) 歸農期間中ハ缺勤トシテ取扱ハザルモノトシ又工場鑛山ニ對シテハ成ルベク歸農者ノ旅費ノ半額程度ヲ支給スル様勸奨スルコト
 - (5) 市町村農會ハ歸農者ノ指導ノ責ニ任ジ以テ歸農者ヲシテ休勞ニ終ラシメズ必ズ農作業ニ專念セシムルト共ニ歸農豫定期間終了ノ上ハ速ニ從前ノ工場鑛山ニ復歸セシムル様特ニ留意スルコト

(6) 場合ニ依リ同一地方出身工鑛業勞務者中適當ナルモノヲ選拔シ班ヲ組織シテ集團的ニ歸農セシムル等有效ナル措置ヲ講ズルコト

三 工鑛業勞務者集團勤勞奉仕作業ハ概ネ左記ニ依ルコト

- (1) 道府縣ハ管下市町村中勞力不足甚シク農繁期ニ於ケル適期農作業ニ支障ヲ及ボス惧アル市町村ヲ選定スルコト
- (2) 右ノ市町村ニ付テハ關係農會ハ農繁期勞力調整計畫ニ照シ特ニ工鑛業勞務者ノ勤勞奉仕ヲ必要トスルトキハ其ノ最少限度ノ請入計畫ヲ樹立シ道府縣ニ提出スルコト
- (3) 右ノ市町村ニ對スル勤勞奉仕ヲ爲ス工場鑛山等ニ付テハ道府縣及職業紹介所ハ當該市町村ノ農作業ニ協力スルニ最モ適切ナル條件ヲ具備スルト認メラルル工場鑛山等(當該農村所在地方ノ工場鑛山等)ヲ選定スルコト
- (4) 職業紹介所ハ右ノ工場鑛山ヲシテ勤勞奉仕班ノ組織計畫ノ樹立ヲ斡旋指導シ其ノ計畫書ヲ道府縣ニ提出セシムルコト
- (5) 道府縣ハ職業紹介所、道府縣農會等ト協議ノ上町村ノ請入計畫書ト工場鑛山ノ勤勞奉仕班組織計畫トヲ勘案整備シテ集團勤勞奉仕計畫ヲ決定シ關係農會及工場鑛山ニ通知スルコト
- (6) 奉仕班ノ編成活動費(交通費等)ハ成ルベク工場鑛山側ノ負擔トスル様勸奨スルコト
- (7) 奉仕班ノ請入計畫樹立ニ付テハ特ニ左記ニ留意スルコト
 - (イ) 作業ハ奉仕班ノ作業ニ適スルモノニシテ成ルベク集團的作業ヲナシ得ルモノヲ選ブコト

- (一) 作業ハ食糧農作物増産ニ關スル農作業ヲ選ブコト
 - (ハ) 作業ハ成ル可ク部落ノ共同作業計畫中ニ織込マシムルコト
 - (ニ) 班員ノ作業用具ハ請入市町村農會ニ於テ準備スルコト
 - (ホ) 班員ヲ各戸ニ配屬セシムルトキハ應召入營家庭、遺家族、傷痍軍人家庭ヲ優先的ニ認ムルコト
 - (8) 奉仕班員ニ對シテハ請入町村農會ニ於テ作業上ノ注意事項ヲ懇切ニ指示スルト共ニ作業中ニモ絶エズ指導スル等必要ナル措置ヲ講ズルコト
- 四 本施設實施ニ當リテハ左記ニ留意スルコト
- (1) 關係部課關係職業紹介所及關係農會ハ緊密ナル聯絡ニ依リ圓滑ナル遂行ヲ期スルコト
 - (2) 二以上ノ道府縣ノ地域ニ亘ルトキハ關係道府縣間ニ於テ緊密ナル聯絡ヲ保持スルコト

○季節勞務取扱要領ニ關スル件(昭和十五年七月十日 厚生省職業部長通牒)

現下ノ時局ニ鑑ミ季節勞務ノ需給調整ハ勞務動員計畫ノ遂行上極メテ緊要ト認メラルルニ付今般別紙季節勞務取扱要領相定メ候條之方運営ニ遺憾ナキヲ期シ以テ所期ノ目的達成ニ努メラレ度追テ本要領ノ取扱ニ付テハ左記各號ニ依リ措置相成様致度尙昭和十三年一月十六日職發第三八五號北海道並ニ北洋方面出稼漁夫取扱要領ニ關スル件通牒、昭和十三年十一月十八日職發三九五號製絲女工職業紹介ニ關スル件通牒及昭和十四年六月三十日厚生省職第一四五號鑛山勞務者紹介ニ關スル件通牒ハ之ヲ廢止スルコト相成候條御了知相成度而シテ是等ノ取扱ハ本年五月

十日職發第二五六號通牒勞務動員計畫產業求人取扱要領及本要領ニ依ルモノナルニ付爲念申添候

記

- 一、要領第五號及同第八號ノ調査ハ要領第四號該當ノモノニ付テモ之ヲ包含セシムルコト
- 二、本年ニ限り要領第五號ノ調査ハ八月末日迄ニ之ヲ實施シ且同號ノ通報期限ヲ九月十日迄ニ同第六號ノ通報期間ヲ九月十五日迄トスルコト
- 三、現在出稼中ノ者其ノ他特別ノ事情ニ依リ要領第五號ノ調査困難ナルモノニ付テハ職業紹介所ノ認定ニ依リ其ノ數ヲ計上スルコト
- 四、要領第八號ノ調査ハ不取敢過去ノ實績ニ依リ報告スルコト
- 五、要領第十號二ノ取扱ハ勞務動員計畫產業求人取扱要領第四號ニ依リ一年ヲ四期ニ分チ其ノ期分ヲ毎期開始ノ前々月一日迄ニ申込マシムルモノナルコト
- 六、季節勞務者ニシテ從來職業紹介所ヲ經由セズ而モ時局ニ緊要ナラザル方面ニ就勞スル慣行アルモノニ對シテハ職業紹介所ニ於テ適當ノ措置ヲ講ジ成ルベク職業紹介所ヲ通ジ時局產業ニ就勞セシムル様努ムルコト
- 七、季節勞務ノ取扱ハ總テ本要領ニ依ルモノナルコト從ツテ要領第十號ノ求人申込ハ勞務動員計畫產業求人取扱要領ニ依ル求人申込トハ別ニ之ヲ爲サシムルモノナルコト

(別紙) 季節勞務取扱要領

第一總則

- 一、本要領ハ勞務動員計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ圖ル爲季節勞務ノ需給ヲ調整スルヲ目的トスルコト
 - 二、職業紹介機關ハ相互協力シ季節勞務者ニ對シテハ進ンデ時局ニ緊要ナル事業ニ就勞スル様指導スルト共ニ時局ニ緊要ナル事業ノ經營者ニ對シテハ經營事情ノ許ス限リ季節勞務ノ積極的利用ヲ勸奨スルコト
 - 三、季節勞務ノ需要地道府縣ハ必要ニ應ジ勞務需給期相當前厚生省ノ指揮ヲ承ケ當該勞務ノ雇傭條件、採用方針、其ノ他求人聯絡ニ必要ナル事項ニ付豫メ關係道府縣ト協議ヲ爲スコト
 - 四、季節勞務ニシテ雇傭期間一月未滿ノモノ及一道府縣ノ地域ニ於テ需給調整可能ナルモノニ付テハ本要領ニ依ラザルコトヲ得ルモ需要地道府縣ハ本要領ニ準ジ之ガ需給調整ノ圓滑ヲ期スルト共ニ豫メ需給調整計畫概要(勞務ノ種別、需要人員及地域、雇傭期間、雇傭條件、充足方法、其ノ他參考事項)ヲ厚生省ニ提出スルコト
- 第二 求職ニ關スル事項**
- 五、職業紹介所ハ管内ノ市町村長、聯絡委員其ノ他關係機關ト緊密ナル提携ヲ保チ其ノ管内ノ季節的勞務ノ慣行アル者及新規季節的勞務可能勞務者ニ付毎年十月以降一年間ノ就勞可能見込狀況ヲ七月末日現在ヲ以テ調査シ第一號様式ニ依リ八月十日迄ニ所轄道府縣ニ之ヲ通報スルコト
 - 道府縣ハ前項ノ措置ニ關シ職業紹介所及關係機關ヲ指導督勵シ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期スルコト

六、道府縣前號ノ通報ヲ受ケタルトキハ第二號様式ニ之ヲ取纏メ八月二十日迄ニ厚生省ニ通報スルコト

七、職業紹介所季節勞務者ノ求職申込ヲ受理シタルトキハ第三號様式ノ求職票ニ之ヲ登録スルコト尙登錄事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ之ガ整理ニ遺漏ナキヲ期スルコト

前項ノ登録者ニシテ季節的勞働ノ慣行アル者ニ付テハ特ニ符號ヲ附シ紹介ノ圓滑ヲ期スルコト

第三 求人ニ關スル事項

八、職業紹介所ハ其ノ管内ニ於ケル(イ)主トシテ水産業、農林業、土木建築業、酒造業等ノ如キ季節的ニ勞務者ノ雇入レヲ例トスル求人及(ロ)主トシテ工業、鑛業及荷役業等ノ如ク特ニ農閑期ヲ利用シテ季節的ニ勞務者ヲ雇入レントスル求人ニ付毎年七月末日迄ニ十月以降一年間ノ季節勞務者需要見込數ヲ調査シ第四號様式ニ依リ八月十日迄ニ所轄道府縣ニ之ヲ通報スルコト

九、道府縣前號ノ通報ヲ受ケタルトキハ之ヲ第五號様式ニ取纏メ八月二十日迄ニ厚生省ニ通報スルコト

十、職業紹介所ハ其ノ管内ノ第八號該當求人者ノ求人ノ申込ニ付テハ勞務動員計畫産業求人取扱要領第一號様式ヲ以テ左ノ區分ニ依リ處理スルコト

(一) 季節的ニ勞務者ノ雇入レヲ例トスル求人ニ在リテハ其ノ勞務者雇入期前二月日迄ニ所轄道府縣ト打合ノ上各産業別ニ期日ヲ定メ一齊ニ申込マシムルコト

(二) 前項以外ノ求人ニ在リテハ勞務動員計畫産業求人取扱要領第四號ニ準據ノ上其ノ所定期日迄ニ申込マシムルコト

十一、職業紹介所前號ノ申込ヲ受ケタルトキハ求人内容ヲ審査シ適當ト認メタルトキハ第六號様式ニ依リ十日以内ニ所轄道府縣ニ之ヲ通報スルコト

十二、道府縣前號ノ通報ヲ受ケタルトキハ第七號様式ニ之ヲ取纏メ五日以内ニ厚生省ニ通報スルコト

十三、厚生省前號ノ通報ヲ受ケタルトキハ速ニ求人數ヲ査定シ且之ガ供出割當數ヲ定メ關係道府縣ニ通報スルコト

十四、道府縣前號ノ通報ヲ受ケタルトキハ左記ニ依リ處理シ速ニ關係職業紹介所ニ之ヲ通報スルコト

(一) 求人數ニ付テハ管内職業紹介所別ニ求人聯絡ヲ爲スベキ數ヲ各募集地別(管内ニ付テハ職業紹介所別、管外ニ付テハ道府縣別)ニ區別スルコト

(二) 供出割當數ニ付テハ管内職業紹介所別ニ供出スベキ目標數ヲ定ムルコト

十五、職業紹介所第十號ノ期日ヲ經過シテ申込アリタル求人ニ付テハ特別ノ事情アルモノニ限リ所轄道府縣ノ指揮ヲ承ケ處理スルコト

前項ノ場合ニ於テ他道府縣ニ聯絡ヲ要スルモノニ付テハ所轄道府縣ヨリ厚生省ノ指揮ヲ承ケ處理スルコト 但シ特ニ緊急ヲ要スル場合ハ所轄道府縣ノ指揮ヲ承ケ適宜處理シタル後速ニ其ノ願末ヲ所轄道府縣ヨリ厚生省ニ報告スルコト

十六、季節勞務ノ求人登録ニ付テハ職業紹介業務規程第十四條第一號及第十八條ノ規定スル所ニ依ルコト

十七、職業紹介所第二十三號ニ依リ求職聯絡ヲ受ケタル場合ハ速ニ適當求人口ノ開拓ニ努ムルコト

第四 聯絡ニ關スル事項

十八、職業紹介所第十四號一ノ割當通報ヲ受ケタルトキハ求人者別ニ聯絡スベキ數ヲ決定シ必要事項ヲ具シ左記ニ依リ處理スルコト

(一) 自道府縣内ヨリ供給ヲ受クベキモノニ在リテハ關係職業紹介所ニ直接聯絡スルコト

(二) 他道府縣ヨリ供給ヲ受クベキモノニ在リテハ所轄道府縣ニ聯絡スルコト但シ十人未満ノ勞務者ヲ一職業紹介所ノ管轄區域ノミヨリ雇入レントスルモノナルトキハ當該職業紹介所ニ直接聯絡スルコトヲ得ルコト

季節的ニ勞務者ノ雇入レヲ例トスルモノニ在リテハ豫メ關係道府縣ト協議ノ上供出地道府縣又ハ職業紹介所ニ直接聯絡スルコトヲ得ルコト

十九、道府縣前號(二)第一項前段ニ依リ聯絡ヲ受ケタルトキハ速ニ關係道府縣ニ之ヲ聯絡スルコト

二十、厚生省(又ハ道府縣)職業紹介業務規程第五條ノ規定ニ依リ季節勞務ノ求人申込ヲ受理シタルトキハ求人割當票ニ登載シタル上適當ト認ムル道府縣(又ハ職業紹介所)ニ之ヲ割當テ聯絡スルコト

二十一、道府縣前二號ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ速ニ適當ト認ムル職業紹介所ニ之ヲ聯絡スルコト

二十二、職業紹介所求人者ニ於テ例年雇入レノ緣故アル勞務者ヲ採用シタキ希望アル場合ハ採用希望者名簿ヲ徵シ求人聯絡ト同時ニ關係職業紹介所ニ送付スルコト

二十三、職業紹介所管内季節勞務者ニ付適當ノ求人口ナキ場合ハ職業紹介業務規程第二十三條第二項ノ規定ニ依リ速ニ之ヲ聯絡スルコト

二十四、季節勞務ノ聯絡ニ當リテハ求人聯絡票又ハ求職票副本ニ「季節勞務」ノ記號ヲ附スルコト

第五 紹介ニ關スル事項

二十五、現地銓衡ニ依リ勞務者ノ採否決定ヲ爲ス場合ニ於テハ職業紹介所ハ職員ヲシテ之ニ立會ハシムルコト但シ事情ニ依リ立會フコト能ハザルトキハ成ルベク市町村關係職員又ハ聯絡委員ヲシテ立會ハシムルコト

前項ニ依リ銓衡終了シタルトキハ求人ノ聯絡ヲ受ケタル職業紹介所ハ速ニ其ノ願末(聯絡委員、應募人員、採用人員、其ノ他必要事項)ヲ求人受付職業紹介所ニ通報スルコト

二十六、文書銓衡ニ依ル勞務者ノ採否決定ヲ爲ス場合ハ職業紹介所ハ便宜連名紹介狀ヲ以テ紹介スルコトヲ得ルコト

前項ノ願末ハ前號第二項ニ準ジ求人受付職業紹介所ニ通報スルコト

第六 輸送ニ關スル事項

職業關係通牒

二十七 職業紹介所同時ニ多數ノ求職者ヲ輸送セントスルトキハ豫メ鐵道當局ト打合ヲ爲シ輸送計畫ニ便ナラシムル様留意スルコト

二十八 職業紹介所求職者ヲ出發セシメントスルトキハ必要ニ應ジ豫メ求人受付職業紹介所及求人者ニ其ノ人員、發着日時其ノ他必要事項ヲ通報スルコト

第七 其ノ他

二十九 道府縣ハ毎月管内職業紹介所ノ季節勞務取扱狀況ヲ第八號様式ニ取纏メ翌月十五日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

三十、道府縣ハ其ノ管内ノ季節勞務需給狀況ニ關シ參考トナルベキ事項ヲ隨時厚生省及關係道府縣ニ通報スルコト

○就職者旅客運賃割引證交付規程

(昭和十一年八月二十九日内務省告示第四六六號)
(改正昭和十七年六月四日厚生省告示第三五八號)

第一條 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲現在地ヨリ就職地へ旅行セントスル者ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノ及國民職業指導所ノ斡旋ニ依リ國民勤勞訓練所ニ入所スル爲現在地ヨリ入所地へ旅行セントスル者ハ國民職業指導所長ニ就職者旅客運賃割引證(以下割引證ト稱ス)ノ交付ヲ申請スルコトヲ得但シ小兒ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 紹介セラレタル職業ニ一箇月以上就職セントスルモノ
- 二 賃金又ハ俸給若ハ給料月額百圓以下ナルモノ

割引證ノ交付申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二條 割引證ヲ携行スル者ハ鐵道省所管鐵道汽船三等及自動車ニ限り賃金ノ五割引ヲ以テ乗車船スルコトヲ得

第三條 割引證、割引乗車船券及就職者旅行證明書ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四條 割引證ハ發行ノ日ヨリ三箇月ヲ經過シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 割引乗車船券ヲ購入スル場合ハ鐵道係員ニ割引證ヲ提出スベシ

第六條 乗車船賃ノ割引ヲ受クル者ハ國民職業指導所長發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ何時ニテモ鐵道係員又ハ職業紹介關係職員ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スベシ

第七條 職業紹介關係職員ハ割引證及就職者旅行證明書ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶セルヲ發見シタルトキハ之ヲ沒收スルコトヲ得

第八條 割引證及就職者旅行證明書ハ已ムヲ得ザル事由ニ依リ滅失シ又ハ毀損シタル場合ノ外再ビ之ヲ交付セズ

割引證及就職者旅行證明書ヲ滅失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞無ク交付ヲ受ケタル國民職業指導所ニ届出ヅベシ

第九條 割引證及就職者旅行證明書ノ交付ヲ受ケタル者ガ必要ナキニ至リタルトキハ遲滞ナク交付ヲ受ケタル國民職業指導所ニ返納スベシ

第十條 就職者旅行證明書ノ様式ハ別記様式ニ依ル

就職者旅行證明書様式

就職者旅行證明書

| | | |
|------------|----------|------------|
| 本籍 | 現在所 | 氏名 |
| 昭和三十九年 月 日 | 昭和 年 月 日 | 昭和三十九年 月 日 |

右ハニ紹介就職セシムル爲旅行スル者ナルコトヲ證明ス
 (國民職業指導所長氏名印)

六〇四極

裏

- 一 本證明書ハ他人ニ貸與シ又ハ讓渡スベカラズ
- 二 本證明書ハ乗車船中必ズ之ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ提示スベキモノトス
- 三 本證明書ヲ紛失シタルトキハ直ニ發行者ニ届出ヅベキモノトス
- 四 本證明書ハ旅行ヲ終ヘタルトキハ直ニ發行者ニ之ヲ返附スベキモノトス
- 五 本證明書ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ三箇月トス

九〇一極

○勞務者募集規則

(昭和十五年十一月十五日厚生省令第五號) (改正昭和十六年十二月二十九日厚生省令第七二號)

第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務者ノ募集ニ之ヲ適用ス

同 勞務者募集規則第一條ニ於テ本令ハ職業紹介法第八條ノ規定ニ依ル勞務者ノ募集ニ之ヲ適用スル旨規定サレタルモ本條並ニ職業紹介法第八條ノ所謂勞務者トハ別段ノ定め無キヲ以テ凡ソ從事スル業務ノ精神的タルト肉體的タルトヲ問ハズ他人ニ雇傭セララル者ヲ指スモノト解セラルルモ、此處ニ謂フ所ノ勞務者トハ職工、鑛夫、土工夫等ヲ指シ高級社員、技術職員等ハ之ヲ包含セザル趣旨ト解釋シテ可然哉差迫リタル案件モ有之聊カ疑義相生ジ候條何分ノ御指示相煩度及稟伺候

答 一、勞務者募集規則第一條ニ所謂勞務者トハ雇傭關係ニ立チテ雇傭主ニ對シテ勞働給付ヲ爲ス一切ノ者ヲ指稱シ之ガ勞働内容ノ肉體的ナルト精神的ナルトハ之ヲ問ハザルモノトス從ツテ工場事業場等ニ於テ雇傭セララル職工、鑛夫、土工夫等ハ勿論事務所店舗等ニ於テ雇傭セララル高級社員、技術職員ト雖モ同則第一條ニ所謂勞務者タルモノトス(昭和十六年二月十日) (職業局業務課長通牒)

第二條 國民職業指導所長ノ指定スル者ノ行フ國民職業指導所長ノ指定スル様式ニ依ル文書ノ提出又ハ頒布ノミニ依ル勞務者ノ募集ヲ除クノ外勞務者ノ募集ハ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノトス

第三條 本令ニ於テ募集主トハ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行フ者ヲ謂ヒ募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ら雇傭センガ爲勞務者タルベキ者ニ對シ應募ヲ勸誘シ又ハ應募者ヲ

募集規則一條—三條

其ノ就業場以外ノ場所ニ於テ銓衡シ若ハ引率旅行スル者ヲ謂ヒ募集地トハ募集ニ關スル文書ヲ頒布若ハ掲出シ又ハ募集従業者ガ應募ノ勸誘若ハ應募者ノ銓衡ヲ爲ス地ヲ謂フ

第四條 勞務者ノ募集ノ許可ハ募集地ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ノミニ依ル募集ニ付テハ之ヲ掲載スル出版物ノ發行地ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ

第五條 勞務者ノ募集ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ様式第一號ニ依リ申請スベシ

- 一 募集主ニ關スル事項
 - 二 應募者ノ就業場及就業スベキ事業ニ關スル事項
 - 三 募集人員、募集期間及募集區域ニ關スル事項
 - 四 募集方法ニ關スル事項
 - 五 其ノ他募集ニ關スル事項
- 勞務者ノ募集ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項第一號ノ事項、變更セントスル事項及變更ヲ必要トスル事由ヲ具シ許可ヲ受ケベシ
- 前二項ノ申請ハ之ニ其ノ副本(募集地(前條但書ノ募集ナル場合ハ出版物ノ發行地)ガ應募者ノ就業場所在地ト同一道府縣ニ在ル場合ハ一通、其ノ他ノ場合ハ二通)ヲ添附シ應募者就業場所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ
- 第六條** 二以上ノ道府縣ノ區域ニ跨リ勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ハ様式第二號ニ依ル勞務者

募集計畫書ヲ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ但シ第四條但書ノ募集ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ勞務者募集計畫書ハ之ニ其ノ副本二通ヲ添附シ勞務者募集許可申請書ト共ニ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ

第七條 募集主ハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スル文書ニ付應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢閲ヲ受ケベシ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民職業指導所長支障ナシト認ムルトキハ募集主ノ請求ニ依リ前項ノ文書ニ檢印ヲ爲スベシ

第八條 募集主勞務者ノ募集ニ關シ文書ヲ掲出又ハ頒布セントスルトキハ募集従事者ヲシテ掲出又ハ頒布セシムル場合ヲ除クノ外其ノ文書ヲ添附シ様式第三號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ但シ新聞、雜誌、其ノ他ノ定期出版物ニ廣告ヲ掲載スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ届出ニ添付スベキ文書ハ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ募集主ニ對シ地域ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ關スル文書ノ掲出又ハ頒布ヲ制限スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ其ノ掲出シタル勞務者ノ募集ニ關スル文書ヲ撤去スベシ

- 一 掲出シタル文書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキ
- 二 募集ヲ終了シタルトキ
- 三 募集期間滿了シタルトキ
- 四 募集ヲ罷メタルトキ
- 五 募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 六 事業ヲ廢止シタルトキ

第十一條 募集主募集従事者タルコトヲ委託シタルトキハ様式第四號ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル勞務者募集従事委託書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

- 一 募集主ニ關スル事項
- 二 應募者ノ就業場ニ關スル事項
- 三 募集従事者ニ關スル事項
- 四 募集従事者ニ對スル委託ノ内容及報償ニ關スル事項

第十二條 募集主募集従事者ヲシテ應募ノ勸誘ヲ爲サシムルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル就業案内ヲ募集従事者ニ交付スベシ

- 一 募集主ニ關スル事項
- 二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項
- 三 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了期日
- 四 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

- 五 賃金ニ關スル事項
- 六 宿舍、食事ノ費用往復ノ旅費等ノ負擔ニ關スル事項
- 七 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
- 八 雇傭期間及解雇ニ關スル事項
- 九 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助ニ關スル事項

第十三條 募集従事者勞務者ノ募集ニ着手セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ様式第五號ニ依リ各募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ但シ他ノ募集従事者ノ勸誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス募集従事者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 募集主ニ關スル事項
 - 二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項
 - 三 募集従事者ニ關スル事項
 - 四 募集従事中ノ居所及事務所ニ關スル事項
 - 五 當該國民職業指導所管内ニ於ケル募集従事期間及募集豫定人員
 - 六 應募者ノ集合ニ關スル事項
 - 七 其ノ他募集ニ關スル事項
- 前項ノ届出ニハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スベキ文書各二通（一通ハ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス）及勞務者募集従事委託書ヲ添附スベシ

第一項ノ規定ニ依リ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ第一項ノ届出ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ其ノ旨届出ツベシ

第十四條 國民職業指導所長前條ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第六號ニ依ル勞務者募集從事證ヲ交付スベシ

勞務者募集從事證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ募集從事者ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

勞務者募集從事證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ募集從事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スベシ

前二項ノ申請ハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十五條 募集從事者應募者ヲ引率シテ旅行セントスルトキハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第八號ニ依リ出發地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ

國民職業指導所長前項ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第九號ニ依ル應募者引率旅行證ヲ交付スベシ

第十六條 募集從事者ハ勞務者ノ募集ニ從事中ハ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ携帯スベシ

募集從事者ハ應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ提示スベシ

第十七條 募集從事者ハ應募セントスル者ニ對シ第十二條ノ就業案内ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示ス

ベシ

第十八條 募集從事者ハ勞務者ノ募集ニ從事中様式第十號ニ依ル應募者名簿ヲ携帯シ又ハ第十三條ノ規定ニ依リ届出タル居所若ハ事務所ニ備付クベシ但シ他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ銓衡又ハ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 募集從事者ハ自己ノ勸誘シタル應募者ヲ他ノ募集從事者ガ銓衡シ又ハ引率旅行スルトキハ其ノ銓衡又ハ引率セラルル應募者ニ付應募者名簿ノ寫ヲ作成シ其ノ銓衡又ハ引率旅行ヲ爲ス募集從事者ニ交付スベシ

募集從事者他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ヲ銓衡シ又ハ引率旅行スルトキハ前項ノ應募者名簿ノ寫ヲ携帯スベシ

第二十條 募集從事者ハ毎月ノ勞務者ノ募集ノ狀況ヲ翌月五日迄ニ様式第十一號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ但シ他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ銓衡又ハ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 募集從事者各國民職業指導所管内ニ於ケル勞務者ノ募集ヲ終了シタルトキハ募集終了ノ日ヨリ五日以内ニ勞務者募集從事證ヲ添附シ様式第十二號ニ依リ當該國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第二十二條 募集從事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後见人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 募集従事者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 勞務者募集従事委託書、勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコト
- 二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ、誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト
- 三 第十三條ノ届出ニ添附シタル文書ニ非ザル文書ヲ掲出又ハ頒布スルコト
- 四 應募ヲ強要スルコト
- 五 應募ヲ他人ニ委託スルコト
- 六 應募者ヲ勞務者募集従事證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
- 七 金品ヲ給與シ又ハ貸附ケテ應募ヲ勧誘スルコト
- 八 被傭中ノ者ニ對シ應募ヲ勧誘スルコト
- 九 應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手數料、報酬等何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハズ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
- 十 勞務者募集従事委託書記載ノ報償ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハズ募集ニ關シ募集主ヨリ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
- 十一 應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト
- 十二 應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ゲ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト

十三 當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ之ヲ偽ルコト

十四 應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ風俗ヲ紊ル處アル行爲ヲ爲スコト

十五 應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ遊興ヲ勧誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

十六 募集ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト

第二十四條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ募集従事者ニ對シ地域又ハ期間ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ制限スルコトヲ得

國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ募集従事者ニ對シ其ノ指定スル者ノ募集ヲ制限スルコトヲ得

第二十五條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ勞務者募集従事委託書、勞務者募集従事證、應募者引率旅行證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 國民職業指導所長ハ募集従事者勞務者ノ募集ニ關シ違法又ハ不當ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲スノ處アリト認ムルトキハ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ禁止スルコトヲ得

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ募集従事者ハ遲滞ナク勞務者募集従事證ヲ返納スベシ

- 一 募集主募集従事者ノ委託ヲ解キタルトキ
- 二 募集主應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ
- 三 募集主募集ヲ罷メタルトキ
- 四 募集主募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 五 募集従事者募集従事者タルコトヲ罷メタルトキ

六 募集従事者募集ニ従事スルコトヲ禁止セラレタルトキ

第二十八條 應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者應募者ノ引率旅行ヲ爲サザルニ至リタルトキハ遲滞ナク應募者引率旅行證ヲ返納スベシ

應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者應募者ノ引率旅行ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク應募者引率旅行證ヲ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出スベシ

第二十九條 募集従事者死亡シタルトキハ戸籍法第百十七條ノ届出義務者ハ遲滞ナク勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ヲ返納スベシ

第三十條 募集主ハ勞務者募集従事委託書ニ記載シタルモノノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ勞務者ノ募集ニ關シ募集従事者ニ對シ金錢其ノ他ノ財物ヲ給與スルコトヲ得ズ

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到者前ニ於テハ募集従事者、到著後ニ於テハ募集主ハ應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スベシ

一 就業案内ニ記載シタル事實ト相違シタルトキ

二 募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ

三 考試、身體検査ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セザルトキ

四 其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ五日以内ニ其ノ旨第四條ノ地方長官ニ届出ツベシ

一 第五條第一項第一號ノ事項ニ變更アリタルトキ

二 應募者ノ就業場ノ名稱ニ變更アリタルトキ

三 應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ

四 募集ヲ罷メタルトキ

五 募集従事者ノ委託ヲ解キタルトキ

第三十三條 募集主ハ毎月五日迄ニ前月ノ募集狀況ヲ様式第十三號ニ依リ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ

第三十四條 第五條第三項ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル届出ニ之ヲ準用ス

第三十五條 當該官吏ハ募集主又ハ應募者ノ就業場ノ管理人ニ對シ募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條 地方長官ハ募集ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ募集ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依リ受ケタル募集方法ニ依ラズシテ勞務者ノ募集ヲ爲シ又ハ勞務者ノ募集ニ従事シタル者

二 第五條第二項、第七條第一項、第八條第一項、第十條、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十五條第一項、第十六條乃至第二十三條、第二十七條乃至第三十三條ノ規定ニ違反シタル者

三 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

募集規則二十七條—二十八條

四 第九條、第二十四條乃至第二十六條又ハ第三十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
五 勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケズシテ募集ニ従事シタル者
六 募集従事者ヨリ委託ヲ受ケテ應募者ヲ誘導シタル者

第三十八條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十九條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 本令中地方長官トアルハ第二條、第六條第一項、第九條及第三十三條ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

第四十一條 本令ハ移民保護法ニ依ル募集及船員法ノ船員ノ募集ニハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月厚生省令第十九號勞務者募集規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ募集ニ關スル本令ノ適用ハ左ノ各號ニ依ル
一 當該勞務者ノ募集ノ許可ノ申請書ニ添附シタル募集ニ關シ配布スベキ文書ニ付テハ第七條

及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

二 従前ノ規定ニ依リ募集従事者證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者ニ付テハ第十一條及第十四條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ當該募集従事者證ヲ以テ勞務者募集従事委託書及勞務者募集従事證ト看做ス

○勞務供給事業規則

(昭和十三年六月二十九日厚生省令第十八號 改正昭和十六年十二月十九日厚生省令第七十一號)

第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務供給事業ニ之ヲ適用ス

第二條 法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキ勞務供給事業ハ勞務者ヲ有料ニテ又ハ營利ノ目的ヲ以テ供給スル事業トス

問 一、事業請負ノ形式ナルモ其ノ内容ハ主トシテ勞務ノ供給ヲ爲ス場合ハ本規則ノ適用ヲ受クルモノト解シ可然哉

二、果シテ前項ノ通りトスレバ之ガ適用ニ關スル法的根據如何

答 一、御見解ノ通り

二、勞務供給事業規則第二條ニ於テ勞務供給事業トハ勞務者ヲ供給スル事業ト規定セルヲ以テ其ノ業務ノ内容ガ實質上勞務者ヲ供給スルモノナル限り其ノ形式ノ如何ヲ問ハズ勞務供給事業トシテ勞務供給事業規則ノ適用ヲ受クベキモノナルコト論ナシ

(昭和十三年十月十五日 厚生省職業部長通牒)

第三條

勞務供給事業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業所在地ヲ管轄スル供給規則一條―三條

地方長官ニ申請スベシ

- 一 本籍、住所、氏名、年齢及履歴、法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、定款理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所、氏名及履歴
- 二 事業所ノ所在地及名稱
- 三 主トシテ勞務者ヲ供給スル區域又ハ勞務者ノ主タル供給先
- 四 所屬勞務者ノ職種別員數
- 五 所屬勞務者ニ支給スル賃金其ノ他ノ給與ノ額及支給方法
- 六 供給ニ依ル收益方法又ハ報償ノ額若ハ率
- 七 他ノ勞務供給事業ヲ行フ者ニ對シ所屬勞務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法
- 八 他ノ者ヨリ供給ヲ受ケタル勞務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法
- 九 所屬勞務者ノ業務上ノ負傷、疾病、死亡等ニ對スル扶助其ノ他ノ措置
- 十 所屬勞務者ニ對スル金品ノ貸付及回收方法
- 十一 所屬勞務者ノ宿泊施設ヲ設クルトキハ其ノ所在地、構造(平面圖添附)、宿泊定員及宿泊料金額
- 十二 所屬勞務者ニ對スル福利施設ヲ設クルトキハ其ノ内容

第四條 勞務供給事業ヲ行フ者(以下供給業者ト稱ス)ハ事業所ノ所在地、前條第三號乃至第十一號ノ事項又ハ法人ノ定款若ハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第五條 前二條ノ許可ノ申請書ハ事業所(一道府縣内ニ數事業所ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ道府縣内ニ於ケル主タル事業所)所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ

第六條 供給業者及其ノ同居ノ戶主、家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓娼妓酌婦若ハ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金錢貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ營業者ノ從業者トナルコトヲ得ズ但シ地方長官支障ナシト認メテ認可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ供給業者法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 供給業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニシテ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾ナキ者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條ノ二 供給業者ハ勞務調整令第四條ノ規定ノ適用ヲ受クル技能者及同令第六條ノ國民學校修了者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズ但シ同令第四條ノ規定ニ依リ其ノ雇入及就職ニ付認可ヲ受ケタル技能者ヲ所屬勞務者ト爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條ノ三 供給業者ハ日々又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メ勞務者ヲ所屬勞務者タラシメントスル場合ハ其ノ人員ニ付事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ認可申請ハ左ニ掲グル期日迄ニ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第七條ノ四 國民職業指導所長勞務調整上必要アリト認ムルトキハ供給業者ニ對シ所屬勞務者ノ供給先、供給人員其ノ他供給ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第八條 供給業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
- 二 所屬勞務者ノ意思ニ反シテ供給ヲ爲スコト
- 三 金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ所屬勞務者タルコトヲ勸誘スルコト
- 四 被傭中ノ者ヲ勸誘シ所屬勞務者トスルコト
- 五 所屬勞務者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト
- 六 所屬勞務者ニ對シ財物ノ賣買又ハ質入ヲ勸誘スルコト
- 七 所屬勞務者ノ財物ヲ買受ケテ不當ノ利益ヲ得ルコト

- 八 所屬勞務者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
- 九 所屬勞務者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト
- 十 所屬勞務者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ゲ其ノ他所屬勞務者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
- 十一 當該官吏又ハ所屬勞務者ヲ保護スル者ニ對シ所屬勞務者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト

- 十二 所屬勞務者ノ宿泊施設ニ定員ヲ超エテ宿泊セシムルコト
- 十三 故ナク所屬勞務者ノ宿泊施設ニ所屬勞務者ニ非ザル者ヲ宿泊セシムルコト

第九條 供給業者從業者ヲ使用スルトキハ使用開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、氏名、年齢及履歷、事業所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

第六條第一項、前條第五號乃至第九號及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ供給業者ハ七日以内ニ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ

- 一 供給業者ノ本籍、住所、氏名（法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所又ハ氏名）又ハ事務所ノ名稱ヲ變更シタルトキ
- 二 供給業者廢業シタルトキ
- 三 從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ
- 四 從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ

五 從業者死亡シタルトキ
供給業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ、供給業者タル法人解散シタルトキハ清算
人ヨリ前項ニ準ジ届出ツベシ

第十一條 供給業者ハ事業所ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ日々供給ニ關スル事項ヲ記載スベシ

一 所屬勞務者名簿(様式第一號ノ二)

二 勞務者供給簿(様式第二號)

三 賃金受拂簿(様式第三號)

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十二條 供給業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ各事業所毎ニ様式第四號ニ依リ事業所所在

地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第十三條 當該官吏ハ供給業者ニ對シ書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第三條第四號乃至第十二號ノ事項ノ變更ヲ命ズルコ

トヲ得

第十五條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコト

ヲ得

一 供給業者本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 供給業者正當ノ事由ナクシテ六月以上其ノ業務ヲ行ハザルトキ

三 前各號ノ外供給業者事業ヲ行フニ適セズト認ムルトキ

第十六條 國民職業指導所長ハ從業者勞務供給事業ニ従事セシムルニ適セズト認ムルトキハ其ノ
使用ヲ禁止スルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第四條、第六條乃至第七條ノ三第一項、第八條、第九條第一項、第十條乃至第十二條ノ規
定ニ違反シタル者

二 第七條ノ四ノ規定ニ依リ指示ニ從ハザリシ者

三 第十一條第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

四 第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

五 第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ行ヒタル者

第十八條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未
成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一
ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
供給業者ハ從業者、同居ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタ
ルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第二條ノ規定ニ拘ハラズ業務ノ種類ヲ限リ別段ノ定
ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十一條 本令中地方長官トアルハ附則第二項ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視

供給規則十條—二十一條

總監トス

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ行フ勞務供給事業ニシテ従前ノ規定ニ依リ法第八條第一項ノ許可ヲ受クルコト
ヲ要セザリシモノニ付テハ其ノ事業ヲ行フモノガ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ規定ニ
依リ許可ヲ申請シタル場合ニ限り其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄第二條ノ規定ニ
拘ラズ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事業ニ非ザルモノトス
本令施行ノ際現ニ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ勞務者ヲ所屬セシメ居ルモノニ付テハ當該期間ノ滿
了迄第七條ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ
第七條ノ三第二項第四號ノ申請期日ハ供給業者ニシテ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於テ
日々又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メ勞務者ヲ所屬勞務者タラシメントスル場合ニ限り同條同項同號
ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年二月十日トス

第二編 勞務動員關係

國民徵用令

(昭和十四年七月七日勅令第四五一號)
(改正昭和十六年十二月十六日勅令第一二二九號)

國民徵用令施行規則

(昭和十四年七月十一日厚生省令第一七七號)
(改正昭和十六年十二月十六日厚生省令第五六號)

令第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

令第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他ノ募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

令第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

令第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムルモノトス
特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムルコトヲ得

令第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

令第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

令第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者其ノ居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル場合ニ於テハ就業ノ場所)ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四條第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業地)ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ付テハ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

○則第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

令第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ就テハ就業ノ場所)

二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場若ハ指定工場ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務、職業及場所

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

令第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ状態、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否竝ニ従事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

令第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

○則第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ國民職業指導所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

○則第三條 地方長官又ハ國民職業指導所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

○則第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

令第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

○則第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ニ依ル

○則第六條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ國民職業指導所長又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

○則第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

○則第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ届出ヅベシ

○則第九條 國民徵用令（以下令ト稱ス）第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ
一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書（己ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ

診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書）

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

● 國民徵用事務取扱ニ關スル件（昭和十四年七月二十五日）
（厚生省職業部長 通牒）

第一 徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ職業紹介所長ヲシテ登録カードニ基キ當該命令ニ定ムル被徵用資格者ノ連名表ヲ提出セシメ又ハ豫メ提出セシメタル連名表ニ基キ徵用候補者ヲ決定シ其ノ出頭ヲ求メ事情ヲ調査シ又ハ職業紹介所長ヲシテ其ノ出頭ヲ求メ事情ヲ調査セシムルコト

第二 徵用セラルベキ者ヲ決定スルニ當リテハ國民徵用令（以下令ト稱ス）第九條ノ規定ニ依リ其ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身體ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ且現ニ其ノ者ノ従事スル業務ニ屬スル事業ノ重要性ヲ考慮スルコト

第三 職業紹介所長又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノノ徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ交付スル場合ニ於テ本人不在ノトキハ本人ノ戸主、世帯主、家族又ハ使用主ヲシテ代ッテ之ヲ受領セシメ其ノ者ヲシテ本人ニ手交又ハ通報セシムル等機宜ノ處置ヲ講ズルコト

第四 徵用令書ヲ交付シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣ニ報告シ併セテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長若ハ其ノ係官ニ之ヲ通知シ仍被徵用者ノ就業地ガ其ノ管轄外ナルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長官、出頭ノ場所ガ其ノ管轄外ナルトキハ其ノ出頭地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通

知スルコト

- 一 被徵用者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及居住ノ場所
 - 二 従事スベキ總動員業務、職業及場所
 - 三 徵用ノ期間
 - 四 出頭スベキ日時及場所
 - 五 出頭變更令書及徵用取消書交付ノ手續ハ徵用令書ノ交付ノ場合ニ準ズルコト
 - 六 令第十一條第二項ノ規定ニ依リ出頭ノ變更ヲ爲サントスルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ係官ニ聯絡ヲ圖リ且厚生大臣ノ指揮ヲ求ムルコト
 - 七 令第十一條ノ届出アリタル場合ニ於テ同條第二項ノ規定ニ依リ徵用ノ取消ヲ爲ストキハ之ヲ補充スル爲遲滯ナク他ノ徵用候補者ニ徵用令書ヲ發シタルコト出頭ノ日時其ノ他ノ都合ニ因リ前項ノ補充ヲ爲スコト能ハズト認ムルトキハ其ノ旨直ニ厚生大臣ニ報告シ其指揮ヲ受クルコト
 - 八 徵用變更令書ヲ交付シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣ニ報告シ仍被徵用者ガ他ノ地方長官ニ依リ徵用セラレタルモノナルトキハ徵用令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ノ就業地ガ其ノ管轄外ナルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通知スルコト
 - 一 被徵用者ノ氏名及出生ノ年月日
 - 二 變更ヲ爲シタル事項及年月日
- 厚生大臣令第十六條第三項ノ規定ニ依リ徵用變更令書ヲ交付シタルトキハ前項各號ニ掲グル事項ヲ徵用令書ヲ發シタル地方長官及新ニ就業スベキ場所ガ内地ナルトキハ其ノ地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通知ス

方長官ニ之ヲ通知ス

第九 徵用解除令書ヲ交付シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ之ヲ通知スルコト

- 一 被徵用者ノ氏名及出生ノ年月日
 - 二 徵用令解除ノ日附
- 厚生大臣令第十六條第三項ノ規定ニ依リ徵用解除令書ヲ交付シタルトキ前項各號ニ掲グル事項ハ地方長官ニ之ヲ通知ス

令第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

令第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

令第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主、被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣、管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ厚生大

臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

令第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依ル請求ナキ場合ト雖モ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ官衙ニ使用セラルル者ノ徵用ヲ解除セントスルトキハ當該官衙ノ所管大臣ニ協議スベシ

令第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官、又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

令第十七條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ從事スベシ

ル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

○則第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

○則第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

○則第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

問 徵用令書交付ノ通知先ニ關スル件ニ關シ七月二十五日附職發第五七三號國民徵用事務取扱ニ關スル件第四ニ依レバ被徵用者ノ就業地ガ其ノ管轄外ナルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ通知スベキ事ト相成居候處就業地ガ例ヘバ第何師團管内ト指定セラレアル場合ニハ當該師團ノ管轄内ニアル各地方長官ヘ通知スベキモノナリヤ、師團所在地ノ地方長官ニノミ通知セバ可ナルベシト解スルモ爲念照會候也

答 後段御見込ノ通ニ有之候(昭和十四年八月十五日 職業部登錄課長 通牒)

問 昭和十四年七月二十五日付職發第五七三號左記第四ニ徵用令書ヲ交付シタル際ハ就業地ヲ管轄スル地方長官宛通知スベキ旨ノ條項有之候處就業地ガ外地ナル場合例ヘバ(滿洲ノ場合)之ガ管轄地方長官トハ何ヲ指スヤ

答 七月二十五日職發第五七三號國民徵用事務取扱ニ關スル件通牒ノ左記ニ於テ「地方長官」

トアルハ就業地又ハ出頭地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ就業地又ハ出頭地ヲ管轄スル
地方長官ニ通知スベキ旨ノ事項ハ適用ナシ(昭和十四年八月八日 職業部登録課長通牒)

令第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該
官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場ニ又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場又ハ
指定工場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ

令第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ
給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スル
モノトス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管
大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該管理
工場又ハ指定工場ノ事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

● **國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關スル件**(昭和十四年七月二十八日內務厚生
兩次官及軍事保護院總裁通牒)

文官ニシテ今回ノ支那事變ニ際シ國民徵用令ニ依リ陸海軍ニ徵用セラレタルモノハ成ルベク
免官免職等ノコトナク在職ノ儘應徵セシメ待遇官吏、官廳雇傭人ニシテ徵用セラレタルモ
ノモ文官ニ準ジ優遇ノ途ヲ講ズル旨次官會議ニ於テ申合セ相成候次第モ有之國民徵用令ニ依
リ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關シテハ左記諸點御含ミノ上可然處置相成度

記

一 文官ニシテ陸海軍ニ徵用セラレタルモノハ陸海軍ニ配屬セラレタルモノトシテ明治三十

八年勅令第四十三號「戰時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシメタ
ル文官補闕ノ件」ニ依リ定員外トシテ取扱フコト

二 待遇官吏又ハ官廳雇傭人ニシテ徵用セラレタル者ニ對シテハ文官處遇ノ趣旨ニ則リ應召
者ニ準ジタル處遇ヲ爲スコト

三 公共團體ノ吏員又ハ雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ應召者ニ準ジタル處遇
ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

四 工場、鑛山其ノ他ノ民間事業主ニ雇傭セラルル者ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ
身分等ニ付應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

五 陸海軍ニ徵用セラレタル者ハ軍屬トナルベキヲ以テ應徵者ノ家族ニ對シテハ軍屬ノ家族
ニ對スル軍人援護ヲ及ボスコト

六 應徵者ノ壯行、家庭ノ慰問、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル者ノ歡迎等ハ應召者ニ準ジ之ヲ
爲サシムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

(附記)被徵用者ニ對スル給與ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ニ於テ從前ノ給與等ヲ斟酌シテ之ヲ
支給シ文官ニシテ陸海軍ニ徵用セラレタルモノノ俸給ハ陸海軍ニ於テ支給スベキニ付爲念

令第十九條 徵用セララルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス
管理工場又ハ指定工場ニ配置セラルル爲第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ
依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ
被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合

徵用令十九條

ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス
第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ
居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ
徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル
事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用
ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該
官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテ
ハ厚生大臣之ヲ定ム

令第十九條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ
使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ賃金給料其ノ他ノ從業條件
ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

令第十九條ノ三 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ガ被徵用者ト世帯ヲ異ニスルニ至リタ
ル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上
傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコ
ト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得
被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ
受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

令第十九條ノ四 前條ノ規定ニ依リ扶助ガ被徵用者ニシテ管理工場若ハ指定工場ニ徵用セラレ若
ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムル事ヲ得
令第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條
ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基
キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ
檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
○則第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ
其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得
前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ國民職業指導所長之ヲ徵スルコト
ヲ得

○則第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票
ヲ携帯スベシ

○則第十六條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者
ニシテ死亡シタルモノアルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣並ニ徵用令書ヲ發シタル

地方長官ニ報告スベシ

- 一 氏名、出生ノ年月日及本籍
- 二 徵用令書發付年月日及發付番號
- 三 死亡ノ年月日及事由
- 四 死亡ノ前後ノ處置並ニ事業主ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ爲シタル扶助其ノ他之ニ準ズベキ出損ノ狀況
- 五 遺族ノ住所

令第二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辦スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支辦ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

令第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

令第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣若ハ當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ官衙

ノ所管大臣又ハ主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ洲知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

令第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○ 國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレ

タル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件（昭和十六年七月厚生省令第三十八號）
（改正昭和十六年十二月厚生省令第五十八號）

第一條 國民徵用令（以下令ト稱ス）ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲ニ徵用セラレタル者（以下被徵用者ト稱ス）徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ノ支給及其ノ一時繰替支辦並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ノ支給及令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額

徵用令（旅費）

ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徵用者ノ徵用前ノ就業地又ハ居住地ヲ管轄スル地方長官ノ通知ニ依リ當該地方長官ヲ經由シテ被徵用者旅行前ニ之ガ概算支給ヲ爲シ指定ノ場所ニ出頭後精算支給ヲ爲スベシ

第三條 被徵用者徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用シタル管理工場又ハ指定工場ノ事業主其ノ者ノ旅行前ニ之ヲ支給スベシ

第四條 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ハ居住地出頭ノ場所ノ所在地間ニ付、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ其ノ從事シアリタル場所ノ所在地徵用前ノ居住地間ニ付第五條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス
前項ノ規定ニ依リ出頭旅費ヲ支給スル場合ニ於テ出頭ノ場所ト就業ノ場所ガ異ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ居住地ヨリ出頭ノ場所ノ所在地ヲ經由シテ就業ノ場所ノ所在地ニ至ル旅費ヲ支給スルモノトス

徵用ヲ解除セラレタル者徵用ノ期間中ニ於テ其ノ居住地ヲ徵用前ノ居住地以外ノ地ニ定メタル場合ニ在リテハ其ノ者ニ支給スベキ歸郷旅費ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ新居住地ニ至ル旅費ヲ支給スルモノトス但シ新居住地ニ至ル旅費額ガ徵用前ノ居住地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 第五項及第六項ノ規定ニ依リ移轉料及家族移轉料ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ第一項

ニ規定スル歸郷旅費ハ之ヲ支給セザルモノトス

第五條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、赴任手當、移轉料及家族移轉料ノ九種トス

鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、倉卓料、赴任手當及移轉料ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給スルモノトス

家族移轉料ハ家族一人毎ニ本人ノ居住地ヨリ出頭ノ場所ノ所在地（前條第二項ニ該當スル場合ハ就業ノ場所ノ所在地）ニ至ル本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料及食卓料ノ全額並ニ赴任手當ノ三分ノ二ニ相當スル金額トス但シ十二歳未満ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス
家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前項ノ規定ニ依リ給額ノ半額トス

移轉料ハ第六項ノ規定ニ依リ家族移轉料ヲ支給スベキ事實ノ生ジタル場合ニ之ヲ支給スルモノトス

家族移轉料ハ徵用ノ期間一年以上ニ亘ル場合ニ於テ被徵用者其ノ居住地ヲ就業ノ場所ノ所在地（就業ノ場所ニ通勤シ得ル附近ノ市町村ヲ含ム）ニ定メタル場合ニ之ヲ支給スルモノトス

第六條 本令ニ定ムルモノノ外旅費ノ支給方ニ關シテハ内國旅費規則ヲ準用ス

第七條 第二條ノ規定ニ依ル旅費ノ概算支給ヲ受クルコト能ハザル場合ニシテ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ概算旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノ（以下市町村ト稱ス）ニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用令（旅費）

第八條 旅費ノ前金拂ヲ受ケントスル者ハ徵用令書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ

第九條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ徵用令書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨濟」ト記載證印シ被徵用者ニ返付スベシ

第十條 被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者方繰替支辨ヲ受ケタル額ヲ其ノ者ニ支給スベキ旅費ノ中ヨリ控除シ一月以内ニ當該旅費ノ繰替支辨ヲ爲シタル市町村ニ拂戻ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ繰替金旅費額ヲ超過スルトキハ之ヲ本人ヨリ徵收シ當該市町村ニ送付スベシ
 第十一條 令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ配置セラルル爲令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ支給シタル旅費ノ額トス但シ徵用命令ガ國ノ行フ總動員業務及管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキ又ハ二以上ノ管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキハ其ノ徵用命令ヲ受ケタル地方長官ニ於テ被徵用者ノ員數ニ按分シテ算出シタル額トス

第十二條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主令第十九條第二項ノ規定ニ依リ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ニ付納入告知ヲ受ケタルトキハ指定ノ期限以内ニ之ヲ納入スベシ

附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表) 旅 費 額

| 者 務 勞 | 者 術 技 | | | | 等 級 | 區 分 | 鐵道賃 | 船賃 | 車馬賃 一哩ニ付 | 日當 一日ニ付 | 宿泊料 一夜ニ付 | | 食卓料 一夜ニ付 | 手 赴 手當 | 移轉料 |
|-------|-------|------|-----------|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|------------|-------------|------|-------------|-----------|-----|
| | 未日給ノ者 | 日給ノ者 | 給料月額未滿五圓者 | 給料月額以上ノ者 | | | | | | | 技師級 | 技手級 | | | |
| 三等 | 三等 | 三等 | 二等 | 二等 | 一等 | | | 九〇圓 | 五〇〇圓 | 七〇〇圓 | 六〇〇圓 | 二五〇圓 | 六〇〇圓 | 一五〇圓 | |
| 三等 | 三等 | 三等 | 二等 | 二等 | 一等 | | | 七五 | 二五〇 | 四〇〇 | 四〇〇 | 二〇〇 | 三五〇 | 一〇〇 | |
| 三等 | 三等 | 三等 | 二等 | 二等 | 一等 | | | 六〇 | 二〇〇 | 三〇〇 | 三〇〇 | 一〇〇 | 二七五 | 五〇 | |
| 三等 | 三等 | 三等 | 二等 | 二等 | 一等 | | | 四〇 | 一五〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 一〇〇 | 二二五 | 五〇 | |

徵用令(旅費)

備考

- 一、甲地方トハ大正十三年大藏省令第二十八號ニ指定スル地域、乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ
- 二、一日中甲地方及乙地方ニ亙ル旅行ニ付テハ出發地又ハ登着地方甲地方ノ場合ニ於テハ其ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依リ其ノ他ノ場合ニ於テハ乙地方ノ定額ニ依ル
- 三、鐵道旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額、宿泊料ハ乙地方ノ定額ニ依リ水路旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依ル
- 四、鐵道賃ニハ通行税ヲ含ム
- 五、鐵道運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ上級ノ運賃ヲ以テ一等又ハ二等運賃、下級ノ運賃ヲ以テ三等運賃ト看做シ其ノ等級ヲ設ケザルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃ヲ支給ス
- 六、鐵道八十五料以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金ヲ支給ス但シ急行料金ヲ徴セザル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 七、船賃ハ旅客運賃（通行税、解船賃、棧橋賃、寢台料及普通運賃ノ外食費ヲ要スル場合ニ於テハ夕食及朝食ニ對スル所定ノ料金ヲ含ム）及急行料金ニ依リ鐵道賃ノ例ニ準ジ之ヲ支給ス

● 國民徵用令ニ依リ管理工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件（昭和十六年七月三十一日）
（厚生省職業局長通牒）

本日厚生省令第三十八號ヲ以テ國民徵用令ニ依リ管理工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件公布相成候處右ハ管理工場ニ徵用セラレタル者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ノ支給及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ノ支給及國民徵用令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額等ニ關シ定メラレタルモノニ有之候條左記事項篤ト御留意ノ上管理工場ニ配置セラレベキ者ノ徵用命令アリタル場合ニ於ケル之ガ事務取扱ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ管理工場ニ配置セラレベキ者ノ徵用命令アリタル場合ニ於テハ當該管理工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ハ當該管理工場ノ事業主ニ對シ省令規定ノ趣旨及手續等ノ徹底方ニ關シ充分御配意相成度尙出頭旅費ノ一時繰替支辨ニ關シテハ貴管下市町村長ニ可然御示達置相成度

記

- 一、被徵用者ニ對スル出頭旅費ノ支給
被徵用者ニ對スル出頭旅費ハ被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ニ於テ被徵用者旅行前ニ徵用令書ヲ發シタル地方長官ヲ經由シテ之ガ概算支給ヲ爲シ、指定ノ場所ニ出頭後直接精算支給ヲ爲スモノナルコト（第二條參照）
- 之ガ爲徵用令書ヲ發シタル地方長官及被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ハ被徵用者ニ對スル出頭旅費ノ支給ニ付左ノ手續ヲ爲スモノナルコト
- （一）地方長官管理工場ニ配置セラレベキ者ニ徵用令書ヲ交付シタルトキハ直ニ被徵用者ノ居住地ヨリ徵用令書記載ノ出頭ノ場所ノ所在地ニ至ル旅費額ヲ算出（省令別表「勞務者、

徵用令（旅費）

日給二圓未満ノ者」ニ支給スベキ額ニ付算出スルコト但シ移轉料及家族移轉料ハ之ヲ除クシタル上之ガ總額ヲ管理工場ノ事業主ニ速報（或ルベク電報又ハ電話）シ送金ヲ求ムルコト

(一) 管理工場ノ事業主、右ノ速報ヲ受ケタルトキハ適宜ノ方法ニ依リ迅速ニ送金スルコト
(二) 地方長官管理工場ノ事業主ヨリ送金ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク各被徵用者ニ出頭旅費ヲ支給シ受領證ヲ徵スルト共ニ別表様式ニ依リ計算書ヲ作製シ之ヲ管理工場ノ事業主ニ送付スルコト

(四) 地方長官ハ管理工場ノ事業主トノ間ニ金員ノ送金方法ニ付豫メ適切ナル聯絡ヲ講ズルト共ニ送金ヲ受ケタル金員ノ出納ニ付擔當者ヲ定メ取扱上過誤ナキヲ期スルコト
(五) 管理工場ノ事業主ハ省令別表ニ掲グル被徵用者ノ等級ニ從ヒ速ニ旅費ノ精算支給ヲ爲スルコト

二、被徵用者ニ對スル移轉料及家族移轉料並ニ歸郷旅費ノ支給

被徵用者ニ對スル移轉料及家族移轉料並ニ徵用ヲ解除セラレタル場合ノ歸郷旅費ノ支給ハ凡テ被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ニ於テ直接之ヲ爲スモノナルコト（第三條及第五條第五項、第六項參照）

三、旅費ノ支給方法及支給額

旅費ノ支給方法及支給額ハ第四條乃至第六條ノ規定ニ依ルモノナルモ左記事項特ニ注意ヲ要スルコト

(一) 移轉料ハ家族移轉料ヲ支給スベキ事實ノ生ジタル場合ニ限り之ヲ支給スルモノナル事
(二) 家族移轉料ハ徵用令書記載ノ徵用ノ期間ガ一年以上ナル場合ニ於テ被徵用者ガ其ノ居住地ヲ就業ノ場所ノ所在地（就業ノ場所ニ通勤シ得ル附近ノ市町村ヲ含ム）ニ定メラレタルニ依リ其ノ家族ガ移轉シタル場合ニ限り之ヲ支給スルモノナルコト、尙家族ノ移轉ハ徵用ノ期間中ナル限り其ノ時期ノ如何ヲ問ハザルモノナルコト
(三) 移轉料及家族移轉料ヲ支給シタル者ニ對シテハ徵用ヲ解除セラレタル場合ノ歸郷旅費ハ之ヲ支給セザルモノナルコト

四、出頭旅費ノ一時繰替支辨及其ノ拂戻

市町村ニ於ケル出頭旅費ノ一時繰替支辨ハ第二條ノ規定ニ依ル旅費ノ概算支給ヲ受クルコト能ハザリシ場合ニシテ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ニ對シテノミ之ヲ爲スモノナルコト（第七條參照）

尙市町村ニ於テ一時繰替支辨ヲ爲スベキ旅費ノ額ハ省令「別表勞務者、日給二圓未満ノ者」ニ支給スベキ額ニ基キ算出シタル額トスルコト但シ移轉料及家族移轉料ハ之ヲ除クコト
被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ハ出頭旅費ノ一時繰替支辨ヲ受ケタル被徵用者ニ對シ速ニ旅費ノ精算ヲ爲シタル上其ノ者ニ支給スベキ旅費ノ中ヨリ徵用令書裏面ニ記載證印セラレタル繰替支辨旅費額ヲ控除シ一月以内ニ當該旅費ノ繰替支辨ヲ爲シタル市町村ニ拂戻ヲ爲スベキモノナルコト（第十條參照）

五、國民徵用令（以下令ト稱ス）第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場ノ國庫ニ納入スベキ旅

徵用令（旅費）

費

管理工場ニ配置セラルル爲令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ地方長官ニ於テ昭和十四年厚生省令第十八號及第十九號ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ地方長官ノ發スル納入告知ニ基キ當該管理工場ノ事業主令第十九條第二項ノ規定ニ依リ國庫ニ之ヲ納入スベキモノナルコト

管理工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ハ當該管理工場ニ配置セラルル爲令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ地方長官ニ於テ支給シタル旅費ノ額ナルコト但シ地方長官ニ對スル厚生大臣ノ徵用命令ガ國ノ行フ總動員業務及管理工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキ又ハ二以上ノ管理工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキハ當該管理工場ニ於テ負擔スベキ旅費ノ額ノ區分明カナラザルヲ以テ此ノ場合ハ徵用命令ヲ受ケタル地方長官ニ於テ被徵用者ノ員數ニ按分シテ算出シタル額ナルコト(第十一條參照)徵用命令ヲ受ケタル地方長官第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ旅費ノ支給ヲ爲シタルトキハ明治三十三年大藏省訓令第二十七號諸收入收納取扱規程ニ依リ管理工場ノ事業主ニ對シ納入告知ヲ發シ收納ノ取扱ヲ爲スベキモノナルコト

○ 被徵用者旅客運賃割引證交付規程 (昭和十七年五月十二日 厚生省告示第二八五號)

第一條 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者(以下被徵用者ト稱ス) 徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定

ノ場所ニ出頭スル爲旅行セントスルトキハ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ被徵用者旅客運賃割引證(以下割引證ト稱ス)ノ交付ヲ申請スルコトヲ得

第二條 割引證ノ交付申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 被徵用者指定ノ場所ニ出頭スルトキハ徵用令書ヲ携帶シ乘車船中何時ニテモ鐵道係員又ハ國民徵用事務關係職員ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スベシ

第四條 國民徵用事務關係職員ハ割引證ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶セルヲ發見シタルトキハ之ヲ沒收スルコトヲ得

第五條 割引證ノ交付ヲ受ケタル者之ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク交付ヲ受ケタル地方長官ニ届出ヅベシ割引證ハ己ムヲ得ザル事由ニ因リ毀損又ハ亡失シタル場合ノ外再交付セズ

第六條 被徵用者割引證不用ニ歸シタルトキハ速ニ交付ヲ受ケタル地方長官ニ返納スベシ

國民徵用扶助規則 (昭和十六年十二月二十二日 厚生省令第六八號)

第一條 國民徵用令第十九條ノ三ノ規定ニ依ル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民徵用令第十九條ノ三第一項ノ家族ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

徵用令(扶助)

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第三條 國民徵用令第十九條ノ三第二項ノ遺族ハ左ニ掲グルモノトス

一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノミ之ヲ爲ス

一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

三 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ其ノ遺族生活スルコト困難ナルトキ

被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異ニセザル場合ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第五條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給トス

第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官之ヲ行フ

扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地方長官若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徵用者ノ支給ヲ受クル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ、所得、勞働能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第七條 扶助ハ扶助ヲ受クル者ノ居宅ニ之テ於テ行フ

地方長官居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受クル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得

第八條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第九條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資材ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ

第十條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出マル費用ハ一人一日三十五錢以内トス

一世帯ニ於テ扶助ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十一條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第十三條 第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十四條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族ニ對シ埋葬費ヲ給ス

埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ遺族ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第十五條 災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第十六條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十七條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十八條 被徵用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

第十九條 被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ被徵用者タリシ者竝ニ其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同シ

第二十一條 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條 被徵用者第四條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者徵用解除後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

徵用令(扶助)

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリシ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第十條第一項、第十條、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依ル金額ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所地市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲ經テ之ヲ通達ス

地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十八條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官又ハ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

ルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其旨通知スベシ
管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徵用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其旨通知スベシ
一 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルルトキ

二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

三 従事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ付徵用ヲ變更セラレタルトキ

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ
被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出損ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

○ 國民徵用扶助規則運營方針及事務取扱要領 (昭和十六年十二月二十四日) (厚生省職業局長通牒)

第一 國民徵用扶助規則運營方針

- 一 本扶助制度ハ被徵用者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ安ンジテ總動員業務ニ精勵セシムルト共ニ應召軍人ト同ジ感激ト責任トヲ以テ應徵セシメ以テ徵用ノ圓滑ヲ期セントスルモノナリ
- 二 被徵用者ハ賃金、給料ヲ受クルモノナルヲ以テ徵用ニ因リ直ニ家族ガ生活ニ困窮スルモノト見ルヲ得ズ且又新ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關シテハ勞働條件、生活事情等ヲ考慮シ従前ノ收入ト甚シキ懸隔ナキ様必要ニ應ジテハ相當額ノ補給ヲ爲ス様指導シツツアリ此ノ點軍事扶助ト多少趣ヲ異ニスルヲ以テ充分留意スルコト
- 三 徵用工場事業場ニ對シテハ被徵用者ノ住居費及食費ノ適正ヲ期シ出來ルダケ家族ニ送金ヲ爲シ得ル様致シツツアルモ、地方長官ニ於テモ此ノ點充分指導スルコト
- 四 扶助ノ決定ニ當リテハ被徵用者ノ支給ヲ受クル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ健康保險法、工場法、勞働者災害扶助法等ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ及其ノ所得等ヲ調査シ扶助ノ程度ヲ決定スルト共ニ扶助ヲ受クル者ノ勞働能力、家庭ノ事情等ヲ考慮シ扶助ノ種類、方法等ノ適正ヲ期スルコト
- 五 被徵用者ノ家族ニシテ軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受ケ得ル者ハ同法ニ依リ扶助ヲ行ヒ、本規則ヲ適用セザルコト
- 六 本扶助ハ貧困者ノ救護ト性質ヲ異ニスルヲ以テ本規則ヲ適用シ救護法、母子保護法等ハ之ヲ適用セザルコト
- 七 災害ニ際シ罹災救助基金法ニ依リ救助ヲ受クル者ニ對シテハ同一ノ費用ニ付本規則ハ適用セザルコト

第二 事務取扱要領

- 一 國民徵用扶助規則 (以下單ニ規則ト稱ス) 第二條及第三條ノ配偶者ニハ所謂內縁關係ノ者ヲモ包含セシムルコトセルヲ以テ此ノ點特ニ注意ノコト
 - 二 被徵用者ノ家族ヲ扶助スルハ原則トシテ被徵用者ガ徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ限リタリ之徵用ニ際シテハ賃金給料等ヲ支給サレ軍人ノ入營、應召ノ場合ト異ル所アルヲ以テナリ而シテ特別ノ事情ニ因リ生活困難ナルトキハ世帯ヲ異ニセザル場合ト雖モ例外トシテ扶助ヲ爲シ得ルノ途ヲ開キタリ然レドモ例外規定ハ運用ニ當リ慎重ヲ期シ濫用ニ陥ラザル様留意スルコト尙特別ノ事情トハ家族ノ重病、増員、臨時災害等眞ニ事情已ムヲ得ザルモノニ限ルコト
 - 三 扶助ノ決定ニ當リテハ特ニ規則第六條第三項ニ留意シ各種ノ收入ヲ充分調査シ眞ニ其ノ足ラザル所ヲ補フ趣旨ニ於テ取扱ヒ苟モ濫給ニ涉ラザル様注意スルコト
- 被徵用者ノ家族扶助ニ際シテハ被徵用者ノ支給ヲ受クル給與ヲ調査シ家族ヘノ送金額ヲ調査スルコト而シテ送金ナキ場合ト雖モ送金可能額ハ送金アリタルモノト看做シ取扱フコト送金額ガ送金可能額ニ達セザル場合ト雖モ亦同ジ
- 他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助ニシテ扶助ニ際シ留意スベキモノハ概ネ左ノ如

徵用令(扶助)

シ (イ) 健康保險法

埋葬料
世帯員ニ對スル補給金

(ロ) 勞働者年金保險法

養老年金

廢疾年金及廢疾手當金

遺族年金 脫退手當金

障害扶助料 打切扶助料

遺族扶助料 葬祭料

(ハ) 工場法

(ニ) 勞働者災害扶助法

障害扶助料 打切扶助料

遺族扶助料 葬祭料

(ホ) 陸軍共濟組合規則

障害年金 障害一時金

脫退年金 脫退一時金 勤續給付金

死亡給付金

特症給付金 罹災見舞金

世帯員ニ對スル補給金

(ヘ) 海軍共濟組合規則

葬祭料

公傷病年金 公傷病一時金

特症一時金

脫退年金

公傷病遺族一時金

埋葬料

世帯員給付

(ト) 雇員扶助令及傭人扶助令

障害扶助料 打切扶助料

遺族扶助料 葬祭料

其ノ他之ニ準ズベキモノトハ退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當金又ハ事業主及職工ノ
出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付若ハ事業主ノ支出セル見舞金、慰勞金、弔慰金等ヲ謂フ
四 規則第九條ノ生業扶助ヲ爲スニ當リテハ一度給シタル原資ヲ消盡セシメザル様注意スルコ
ト殊ニ一時ニ多額ノ資金ヲ給シ而モ經驗ナキ業務ヲ營マシムルガ如キハ失敗ニ歸スル虞アル
ヲ以テ成ル可ク之ヲ避クルコト又生業扶助ヲ爲ス場合ニ於テモ之ニ依テ尙生活費ヲ得難キ場
合又ハ當初熟練ヲ要スル期間ハ現金給與又ハ現品給與ヲ併給スル餘儀ナキ場合アルベキモ元
來生業扶助ハ之ニ依リ自營ノ途ヲ與フルモノニ付成ルベク併給ヲ要セザル様職業ノ選擇ニ注

費用令(扶助)

意スルコト

- 五 規則第十一條ノ居宅扶助ノ場合ニ於ケル醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ軍事扶助ト同額ノ標準ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルコト
- 六 醫療扶助ヲ敏速適切ナラシムル爲豫メ市町村長等ニ於テ醫師ニ交渉シ置キ必要アル場合直ニ醫療ヲ受ケシメ一面ニ於テ急速醫療扶助開始ノ手續ヲ爲スヲ適當ナリトス
- 七 規則第十三條ニ依リ收容扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ヲ定ムルニ當リテハ軍事扶助ト同額ノ標準ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ申請スルコト
- 八 規則第十九條ノ逃亡トハ寄宿舎社宅等定メラレタル住所ヲ離レ相當期間出勤セザル者ヲ謂フ
- 九 自宅通勤者ニシテ故ナク出勤セズ又ハ寄宿舎ニ居ルモ故ナク出勤セザル場合等ハ規則第二十条ニ所謂怠惰トシテ取扱フベキモノトス
- 十 規則第二十二條ハ被徵用者徵用期間滿了ニ依リ解除セラレタル場合ニ於テ次ノ收入アル職ニ就クマデノ期間ヲ見込必要アル場合ノ猶豫規定ナルヲ以テ解除ト同時ニ一定ノ手當金等ノ支給ヲ受ケ其ノ必要ナキニ於テハ之ヲ行ハズ濫給ニ陥ラザル様注意ノコト
- 十一 規則第二十三條ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲シ居ル場合、其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡シタル場合ハ死亡後仍三月以内從前通りノ扶助ヲ繼續シ得ル規定ナリ從ツテ死亡後三ヶ月ハ從前通りノ扶助ヲ繼續スルコト
- 十二 而シテ三ヶ月ヲ經タルトキハ他ノ法令ノ規定ニ依リ扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ事業主ノ出

三六

捐ニカカル弔慰金等ヲ受領セルトキハ以後本規則ノ扶助ハ之ヲ行ハザルコト

- 十一 規則第二十四條モ前項ノ趣旨ニ準ジ取扱フモノトス
- 十二 規則第二十五條ニ依リ必要アル場合ハ軍事扶助ニ於テ現ニ行ヒツツアルト同額マデ増加スル様厚生大臣ニ認可ヲ申請スルコト
- 十三 規則第二十八條第二項ニ依リ業務上死亡シタル者アル場合事業主ハ死亡シタル者ノ徵用前ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベキモ其ノ者ノ遺族ガ現ニソレト異ナル所ニ住所ヲ有スルトキハ遺族ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ通知スルヲ可トス
- 十四 地方長官ハ毎年九月末日及三月末日迄ノ規則第三十條第一項ニ掲グル扶助ニ要シタル金額ヲ各翌月末日迄ニ取纏メ當該事業主宛納入告知書ヲ發シ一ヶ月以内ニ納入セシムルコト
- 十五 規則第三十條第二項ノ法令ノ規定ニ依リ扶助トハ工場法又ハ勞働者災害扶助法等ニ依リ解除ノトキノ障害扶助料及打切扶助料、死亡ノトキノ遺族扶助料及葬祭料ヲ謂フ
- 十六 之ニ準ズベキ程度ノ出捐トハ名義ノ如何ヲ問ハズ右ト同程度以上ノ金額ニシテ事業主ノ支出セルモノヲ謂フ
- 十七 規則第二十二條又ハ第二十三條、第二十四條ニ於ケル二十日又ハ三ヶ月分ノ扶助費ハ事業主ニ負擔セシムルコト
- 十八 其ノ他詳細ニ關シテハ軍事扶助法ノ運用ニ準ジ取扱フコト
- 十九 徵用扶助ニ關スル連絡通報ニ關シ本規則中事業主ニ於テ又ハ事業主ニ對シテ爲スベキ事

徵用令(扶助)

三七

項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ニ在リテハ其ノ長ニ於テ又ハ其ノ長ニ對シ爲スベキモノトス
 十七 規則第二十七條第二項ノ通知ハ第一號様式ニ依ルコト
 十八 規則第二十八條第一項乃至第三項ノ通知ハ第二號様式乃至第四號様式ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

● 徵用扶助援護事業助成金交付ニ關スル件(昭和十七年二月九日 厚生省職業局長通牒)

國民徵用令ニ依リ應徵セル者ノ家族遺族ニ對シ之ガ援護ノ萬全ヲ期スルハ現下ニ於ケル喫緊ノ要務ナリト思料被徵候而シテ徵用扶助規則ニ依リ扶助スルコトヲ得ザル者ナルモ他ノ方法ヲ以テ援護スルヲ必要トスル者ニ對シテハ各應府縣夫々地方ノ實情ニ即應シテ適切ナル措置ヲ請ズルノ要有之ト被存候處今回左記要項ニ依リ貴縣ニ對シ援護事業助成金トシテ金 ○圓交付可相成候ニ付右御了知ノ上速ニ助成金交付ノ申請相成度依命此段及通牒候
 徵用扶助援護事業助成金交付要項

- 一 本助成金ハ左記ノ如キ經費ニ充當スルコト
- (イ) 國民徵用扶助規則ニ依ル扶助開始前應急扶助ヲ要スル者ノ援護
- (ロ) 國民徵用扶助規則ニ依リテハ扶助ヲ爲シ得ザルモ實際上同規則ニ準ジテ扶助ヲ要スル實情ニ在ル者ノ援護(例ヘバ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ私生子、伯、叔父母、甥姪等)
- (ハ) 其ノ他國民徵用扶助規則ニ依ル扶助ヲ爲シ得ザルモ實際上扶助ヲ要スル

情況ニ在ル者ノ援護

- (ニ) 小商工業者、小農山漁家ニシテ家業ノ經營ニ支障ヲ來シ生活困難ト爲ル虞アル者ノ業務維持其ノ他適當ナル措置ヲ講ズル必要アルモノノ援護
- (ホ) 業務上死亡シタル者ノ弔慰及重傷者ノ見舞
- (ヘ) 其ノ他應府縣ニ於テ徵用援護上必要ト認メタル事業
- 二 本助成金ハ縣費豫算ニ計上ノコト
- 三 本助成金交付申請ハ電報ヲ以テ之ヲナシ本件關係豫算議案寫ハ速ニ提出スルコト
- 四 本助成金ニ依ル事業ハ年度内ニ完結シ其ノ收支精算書及事業成績書ヲ翌年度六月末日迄ニ報告スルコト

● 徵用援護事業助成費々途(昭和十七年二月九日 厚生省職業局長通牒)

- 徵用援護助成費ハ左記各號ノ一ニ該當スル費用ニ充ツルモノトス
- 一、國民徵用扶助規則ニ依ル扶助開始前應急扶助ヲ要スル者ノ援護
- 二、國民徵用扶助規則ニ依リテハ扶助ヲ爲シ得ザルモ實際上同規則ニ準ジテ扶助ヲ要スル實情ニ在ル者ノ援護(例ヘバ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ私生子、伯叔父母、甥姪等)
- 三、其ノ他國民徵用扶助規則ニ依ル扶助ヲ爲シ得ザルモ實際上扶助ヲ要スル情況ニ在ル者ノ援護
- 四、小商工業者、小農山漁家ノ經營ニ支障ヲ來シ生活困難ト爲ル虞アル者ノ業務維持其ノ他適當ナル措置ヲ講ズル必要アルモノノ援護

徵用令(扶助)

- 五、業務上死亡シタル者ノ弔慰及重傷者ノ見舞
- 六、其ノ他廳府縣ニ於テ徵用援護上必要ト認メタル事業

國民職業能力申告令 (昭和十四年一月七日勅令第五號)

國民職業能力申告令施行規則 (昭和十四年一月十八日厚生省令第一號)

- 令第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 令第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居任スル年齡十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者
 - 二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者
 - 三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者
 - 四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者
 - 五 厚生大臣ノ指定スル検査若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者
 - 六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

● 國民職業能力申告令第二條第六號ノ指定 (昭和十六年九月十六日厚生省告示第四六二號)

(昭和十六年十月二十八日厚生省告示第四七九號改正)

國民職業能力申告令第二條第六號ニ依リ左ノ通指定ス

- 一 年齡十六年以上四十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ
 - (一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者
 - (二) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者
 - (三) 兵役法第四十一條ノ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者
- 二 年齡十六年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ
 - (一) 配偶者 届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ムアル者
 - (二) 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校(專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依ル指定學校ヲ含ム)、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又ハ女子學習院ニ在學スル者
- 國民職業能力申告令第二條第四號ノ技能者養成所(昭和十四年一月十八日)
 - 一 國立又ハ公立ノ機械工藝成施設ニシテ中等學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
 - 二 國立ノ通信有技者養成ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
 - 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)
- 國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許(昭和十四年一月十八日厚生省告示第九號)
 - 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定(昭和十六年八月厚生省告示第三二號改正)

- 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查
 - 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
 - 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル詮衡
 - 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル詮衡
 - 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル詮衡
 - 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
 - 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
 - 九 裝蹄師試驗規則ニ依ル試驗
 - 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉手ノ免許
 - 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
 - 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
 - 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定
- 令第三條** 要申告者及前條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用スル者(以下使用者ト稱ス)ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者(以下申告義務者ト稱ス)トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 〇則第一條** 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者
- 二 使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者
- 三 要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者

○則第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

令第四條 帝國臣民要申告者(第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居リタルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ左ニ掲グル事項(就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ掲グル事項ヲ除ク)ヲ要申告者ガ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學歷
- 七 職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

八 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所)

九 第二條第一號ノ職業ニ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度

一〇 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

一一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項

一二 給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額

一三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一項ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ

令第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得

○則第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者

二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

○則第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ(技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ)之ヲ爲スベシ

職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ國民職業指導所長之ヲ交
付ス

令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地ガ朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、
郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ナル場合
ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ナル場合ニ在リテハ南洋廳支廳長ヨリ交付セラレタル職業
能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ
○則第七條 國民職業指導所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ
登録ヲ爲シタルトキハ別表様式第三號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ

○則第十二條 要申告者ガ國民勞務手帳法ノ規定ニ基キ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ハ之ヲ第七
條ノ規定ニ依ル職業能力申告手帳ト看做ス

○則第八條 職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者職業能力申告手帳毀損シ、亡失シ又ハ餘白ナ
キニ至リタルトキハ事由ヲ具シ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スベシ
職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ガ被用者ナルトキハ前項ノ申請ハ使用者ヲ經由シ
テ之ヲ爲スベシ

職業能力申告手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケント
スル者ハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添付スベシ
職業能力申告手帳亡失シタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル

後元ノ職業能力申告手帳ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之
ヲ返納スベシ

令第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以
内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ申告スベシ

一 要申告者タラザルニ至リタルトキ（第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ）
二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リ
タルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ第四條ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ

令第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告
義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

○則第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者（以下被用者ト稱ス）ノ使用ヲ罷メタルト
キハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告ス
ベシ被用者ニ付國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ
依ル報告アリタルモノト看做ス

○則第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用
シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタ
ル者十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ
要申告者ニ付國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ

依ル報告アリタルモノト看做ス

○則第六條 第三條第四項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス

問 一、國民職業能力申告關係質疑應答一四頁六ニ於テ甲工場ガ解用報告ヲ爲ス場合ハ甲工

場ガ就業ノ場所ヲ移シタル者ノ任免權ヲ有スル使用者タル場合ニ限ルモノニシテ然ラザル場

合(本社ニ於テ其ノ任免權アリテ甲乙兩工場間ノ異動ガ所謂轉任、轉勤等ノ如キ場合)ハ就

業ノ場所等ノ異動申告ヲ爲スベキモノト解シ差支ナキヤ

二、尙甲工場ハ任免權ヲ有セザルモ本社ヨリ申告ニ關スル權限ノ委任ヲ受ケ使用者トシテ(申

告票中「使用者」ノ記載ニ付テ其ノ工場長ノ職氏名ニ依リタル場合)申告シタル者乙工場ニ

就業ノ場所ヲ移シタル場合ハ如何

六間 厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル要申告者ガ同一會社所屬ノ甲ノ工場ヨリ乙ノ工場

ニ就業ノ場所ヲ移シタル場合其ノ使用者タル甲ノ工場ハ第四條ノ規定ニ依ル解用報告ヲ要

スルヤ

答 見解ノ通り

答 一、及二、共ニ總ベテ解用報告ヲ要スル義トス(昭和十四年八月二十九日 職業局登錄課長通牒)

問 令第三條ノ申告義務者一般申告ヲ爲シタル後同第四條第一項第四號並第八號ノ事項ニ異動

ヲ生ジタル場合其ノ旨申告スルコトト相成居候處町村合併ニ依ル町村名ノ變更又ハ會社、工

場名等ノ變更アリタル場合モ各個ニツキ職業能力申告手帳ヲ以テ居住ノ場所又ハ就業ノ場所

ノ異動申告ヲ爲サシムルモノナリヤ又ハ既明ノ事實ナルニ依リ職業紹介所長職權ヲ以テ登錄

カードニ付國民登錄事務取扱規程第十二條ニ依ル取扱ヲ爲スモ差支ナキヤ

尙後段可ナル場合ハ手帳ノ取扱ハ如何ニスベキヤ

答 前段御見込ノ通り(昭和十四年八月二十九日 職業局登錄課長通牒)

令第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就

キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

○則第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷

ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及

場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

令第九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國

家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

地方長官又ハ國民職業指導所長ハ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動

員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又

ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ

示ス證票ヲ携帶セシムベシ

令第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衛ノ長ヲ

シテ前二條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

○則第十條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ

申告令八條—十一條

検査付ニ報告ヲ徵スルコトヲ得

○則第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第四號ノ證券ヲ携帶スベシ

第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師等職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者(昭和十七年一月力申告令附則ノ)並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ

●國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ依ル船員法ノ船員ニ關スル件

(昭和十四年三月二十八日) 厚生省職業部登録課長通牒

標記ノ件ニ關シテハ左記ノ通牒ヲ知相成度往々疑義照會ノ向モ有之爲念
追テ本件ニ關シテハ貴廳ヨリ關係船船會社等ニ對シ御通達相成様致度

記

國民職業能力申告令第十一條ニ於テ船員法ノ船員トハ船員法第一條ノ規定ニ依ル船員(船長及海員)ヲ指稱スルモノトス。

隨而假令船員手帳又ハ海技免狀受有者ト雖モ現ニ船員法第一條ニ規定スル「乗組ム」者ニ非ザル限リ右ノ所謂船員ニ該當セズ

然シテ船員法第一條ノ規定ニ於テ「乗組ム船長及海員」トハ船舶ナル一小社會ノ構成員トシテ當該船舶ノ活動目的ノ爲ニ勤務シ、且繼續的ニ其ノ船舶ニ起居スル船長及海員ヲ指稱ス。故ニ船長及海員ガ其ノ乗組中ノ船舶ヨリ碇泊中ニ外出シ又ハ賜暇下船スルコトアルモ其ノ者ト該船舶トノ間ニ存スル敍上ノ關係ハ斷絶スルニ非ザルヲ以テ之等ノ者モ同ジク「乗組ム船長及海員」ナリ。「乗組ム」トハ「乗込ム」或ハ「便乗スル」ト意義ヲ異ニス。例ヘバ水先人荷役人夫ハ同ジク船内ニ於テ其ノ船舶ノ活動目的ノ爲ニ勤務スル者ナルモ繼續的ニ其ノ船内ニ起居シテ船舶ナル一小社會ヲ構成スル者ニハ非ズシテ單ニ臨時的ニ船舶ニ「乗組ム」用務終了スレバ即チ去ルベキ性質ノモノナレバ之等ハ「外來者」トモ稱スベク「乗組ム者」トハ稱スルヲ得ズ。又例ヘバ關釜連絡船若ハ大連航路ノ船舶等ニ乗船スル稅關官吏及或種船舶ニ乗船スル移動警察官吏等ハ臨時的、外來的、便乗者ニシテ「乗組ム者」ニハ該當セズ。尙右船員法ノ船員ハ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ依ル申告ヲ要セザルモノトス。然ルニ一方船員職業能力申告令ニ依レバ同令第五條但書ノ外同令ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セザル義ナルヲ以テ畢竟船員職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ハ一面國民職業能力申告令第二條各號ノ一ニ該當スル限リ同令ニ依ル申告ヲ爲スヲ要スルモノトス

令第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

申告令十二條

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）
二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

問 第十二條第一號「陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）」トハ如何ナルモノヲ指スヤ

答 勤務演習召集、臨時演習召集又ハ教育召集ノモノヲ謂フ（厚生省職業局編國民職業能力申告令關係質疑應答集）

令第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

問 船舶内ニ居住シ同一船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ハ第十三條ノ規定適用ニ付テハ其ノ船舶ノ船籍港、船籍ヲ有セザル船舶ニ在リテハ其ノ主タル碇繋所在地市町村ヲ以テ其ノ者ノ居住地ト看做シ差支ナキヤ

答 見解ノ通（右同）

令第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

令第十五條 第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要

ナル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

令第十六條 要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條第一項ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

令第十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、縣守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

令第十八條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨

申告令十六條—十八條

ゲズ

附 則 (昭和十五年十月勅令第六百七十三號)

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第四條又ハ第六條ノ規定ニ該當シタル者ノ同條ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行前ニ生ジタル第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ノ居住ノ場所ノ異動又ハ同條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ關スル第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

附 則 (昭和十六年六月勅令第七百九號)

本令中第十六條第一項ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十月勅令第九百二十一號)

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル

申告ノ特例ニ關スル件(昭和十五年十月十九日厚生省令第四百十三號 改正昭和十七年九月一日厚生省令第四百十二號)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號ニ依リ昭和十六年十月十六日厚生大

臣ノ指定シタル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ申告ヲ爲シタル要申告者ニ關スル令第四條第二項及第六條ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セズ

●國民職業能力申告令第二條第六號ニ依リ左ノ通指定ス

(昭和十五年十月十九日厚生省告示第三百二十二號 改正昭和十六年十月十六日厚生省告示第四百六十二號)

一 年齡十六年以上四十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

(一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者

(二) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

(三) 兵役法第四十一條ノ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者

二 年齡十六年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ

(一) 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)アル者

(二) 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校(專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依ル指定學校ヲ含ム)、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又ハ女子學習院ニ在學スル者

第二條

地方長官ハ交通至難ノ地域又ハ天災事變ノ發生シタル地域ニ居住スル要申告者ニ付前條ノ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

第三條

第一條ノ申告ハ青壯年國民登錄票(別表様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該登錄濟證ハ要申告者

申告令(青壯年登錄)

之ヲ保管スベシ

第四條 青壯年國民登錄票用紙ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長之ヲ交付ス

申告期限迄ニ青壯年國民登錄票用紙ノ交付ヲ受ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ

第五條 市町村長ハ申告期限後十日以内ニ要申告者ヨリ青壯年國民登錄票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民職業指導所長ハ市町村長ヲ經由シ世帯主ヨリ令第九條第一項ノ規定ニ基キ要申告者ノ同居ノ有無ニ關シ報告ヲ徵スルコトヲ得

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ青壯年國民登錄票用紙ノ配付又ハ青壯年國民登錄票ノ蒐集ニ從事ス

第八條 要申告者第一條ノ申告ヲ爲シタル後令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ新ニ令第四條ノ規定ニ依リ、令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者令第四條ノ申告ヲ爲シタル後第一條ノ要申告者トナリタルトキハ新ニ第一條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スモノトス

第九條 令第三條中使用者ニ關スル規定並ニ國民職業能力申告令施行規則第四條、第五條及第七條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ

之ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ爲スベキ申告ハ本年ニ限り十月末日現在ヲ以テ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

○國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者

ノ申告ノ特例ニ關スル件

昭和十四年二月十八日閣令大藏省令陸軍省令海軍省令逓信省令鐵道省令厚生省令第一號
改正昭和十六年六月十八日共同省令第二號

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條ノ要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳(以下指定官廳ト稱ス)ニ使用セララルモノ(以下官廳被用者ト稱ス)ハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告(以下一般申告ト稱ス)ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

問 本特例ニ規定セラレタルモノノ外ハ一般原則ニ依ルモノト解シ可然哉

答 見解ノ通(厚生省職業局國民職業能力申告令關係質疑解答ニ依ル)

問 指定官廳被用者ノ特例ハ令第二條第一號ノ現職者ノミニ適用アルモノナリヤ

答 令第二條各號ノ一ニ該當スル者總テニ適用アルモノトス(右同)

申告令(特例)

第二條 官廳被用者ノ申告ハ當該指定官廳ヲ經由シ當該指定官廳所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ但シ指定官廳所屬ノ支所、支局、分工場其ノ他之ニ準ズルモノ（以下支所ト稱ス）ニ勤務スル官廳被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

通信官署ノ官廳被用者ニシテ電氣通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又ハ通信電機工ニ從事シ又ハ從事シタルモノノ申告ハ所轄遞信局ヲ經由シ當該遞信局所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 指定官廳又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ

第四條 官廳被用者ノ職業能力申告手帳ハ令第四條第二項又ハ同第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官廳被用者トナリタルトキハ遲滯ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ保管ニ係ル當該職業能力申告手帳ニ使用ヲ罷メタル旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ要申告者ガ仍官廳被用者ナルトキハ新ニ其ノ者ヲ使用スル指定官廳又ハ其ノ支所ニ移管シ官廳被用者タラザルトキハ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第五條 官廳被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ令第四條第一項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ

掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ通知スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ旨所轄國民職業指導所長ニ通知スベシ

問 指定官廳タル同一鐵道局ノ管轄ニ屬スル甲ノ事務所ヨリ乙ノ事務所又ハ甲ノ驛ヨリ乙ノ驛ニ勤務異動アリタルトキト雖モ就業場所ニ異動アリタルモノトシ異動通知ヲ要スルモノト解スベキヤ

答 就業場所ハ所屬ノ事務所ニシテ驛ハ其ノ作業現場トス、從ツテ所屬ノ事務所ニ異動アリタルトキハ就業場所ノ異動トナルモ同一事務所々屬ノ甲、乙驛間ノ勤務異動ハ之ニ該當セズ（右同）

問 前號若シ就業場所ノ異動ニ該當セザルモノトセバ申告票「九」ノ「ト」就業場所ノ名稱ハ單ニ何々鐵道局ト記入スルヲ以テ足ルヤ

答 就業場所ハ所屬ノ事務所名ヲ記入スルコト（右同）

第六條 本令ハ臨時ニ使用セラルル官廳被用者ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ但シ三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
- 三 日日雇入使用セラルル者

申告令(特例)

第七條 國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ付昭和十六年勅令第七百五號第七條又ハ第九條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル異動ノ通知又ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第八條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第十一條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル死亡ノ通知アリタルモノト看做ス

問 第六條該當者ニハ本特例ノ適用ナキヲ以テ其ノ者ハ令第四條ノ規定ニ從ヒ直接本人ノ就業地又ハ居住地ヲ管轄スル職業指導所長ニ之ガ申告ヲ爲スベキモノト解シ可然哉

答 見解ノ通(右同)

第八條 第三條ノ規定ハ國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年六月省令第二號)

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力検査規則 (昭和十五年六月十八日厚生省令第二十七號)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號又ハ第二號ニ該當スル要申告者ノ同令施行規則第三條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民職業能力検査ハ要申告者ノ技能程度ニ等級ヲ付スルヲ以テ目的トス

前項ノ級付ハ各職業ニ付國民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準(以下技能程度申告標準ト稱ス)ノ區分ニ從ヒ地方長官之ヲ行フ

第三條 前條ノ級付ハ職業能力申告票其ノ他ノ文書ニ就キ審査シテ之ヲ行ヒ(以下技能審査ト稱ス)審査ニ依ルヲ不適當ト認ムル場合ハ其ノ者ニ就キ實地ニ検査シテ之ヲ行フ(以下技能検査ト稱ス)

第四條 技能審査ハ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付申告事項中經驗年數其ノ他技能ニ關係アリト認メラルル事項ヲ審査シテ之ヲ行フ

第五條 技能検査ハ左ノ二種ニ別テ之ヲ行フ但シ第二號ノ検査ハ技能程度申告標準ニ於テ二等級ニ區分セラレタル職業ニ付テハ之ヲ行ハザルモノトス

- 一 甲種検査 第一級級付ノ爲ニ行フモノ
- 二 乙種検査 第二級級付ノ爲ニ行フモノ

第六條 甲種検査ハ實地作業検査、筆記試験、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ高度ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ作業ニ於ケル綜合、工夫能力ヲ對象トスル事項

前項第二號ノ検査ハ同項第一號ノ検査ニ合格シタル者ニ對シテノミ之ヲ實施ス

第七條 乙種検査ハ實地作業検査、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

- 一 技能程度申告標準二級記載事項ニ基キ普通ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業
- 二 機械、器具、圖面等ニ關スル簡單ナル知識

申告令(検査)

第八條 技能審査又ハ技能検査ニ依ル技能ノ級付ハ其ノ者ノ平常ニ於ケル作業状況ヲ斟酌シテ之ヲ決定ス

地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ爲必要アルトキハ使用者又ハ要申告者ヨリ作業成績調書(別表様式第一號)又ハ履歴書(別表様式第二號)ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九條 地方長官ハ技能検査實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ者ノ中ヨリ技能検査委員ヲ委嘱シ検査事務ヲ補助セシムルコトヲ得

- 一 工場、事業場ニ勤務スル技術者又ハ高級技能者
- 二 其ノ他學識經驗ヲ有スル者

第十條 技能検査實施ノ日時及場所ハ検査ヲ受クベキ者及其ノ者ノ使用者ニ之ヲ通知ス

第十一條 地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ結果第一級ニ級付決定シタル者ニ對シ申請ニ依リ技能證明書(別表様式第三號)ヲ交付スルコトヲ得

第十二條 技能證明書ノ交付ヲ申請スル者ハ技能證明書交付申請書(別表様式第四號)ヲ提出スベシ

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ申請書ニ貼付スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表様式第一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判) 作業成績調書

現住所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何 工場 氏 名

何年何月何日生

- 一 勤務開始年月日
- 一 勤務職種並ニ地位
- 一 作業内容及作業成績
- 一 勤務狀態

右證明候也 何年何月何日

所在地 工場、事業場ノ代表者名 氏 名

(記載注意)

- 一 勤務職種並ニ地位ハ現在ニ於ケル職種並ニ地位ヲ記載シ、地位ハ係長、役付工等其ノ工場、事業場ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト
- 二 作業内容及作業成績ハ左ノ如ク區別シテ之ヲ記載スルコト

(イ)使用機械ノ種類(現ニ使用スルモノト使用シタル經驗ノアルモノヲ含ム)

(ロ)製品ノ種類(現ニ製作シツアルモノト曾テ製作シタルモノノウチ主ナルモノヲ含ム)

(ハ)作業成績

(1) 製品ノ成績(角度、ネヂ、合セ、寸法、大物、小物其ノ他特ニ堪能ナル作業ヲ含ム)

(2) 作業能率ノ程度

(3) 段取工程順序等ニ於ケル能力

(ニ)作業態度

三 勤務状態ハ次ノ如キ點ニ留意シテ之ヲ記載スルコト

(イ)精勤ノ程度

(ロ)勤務ニ關スル表彰賞與ノ有無

(ハ)其ノ他參考トナルベキ事項

別表様式第二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判)

履 歷 書

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
就 業 ノ 場 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏

何年何月何日生 名

學 業

- 一 何 小 學 校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一 何 青 年 學 校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一 何 學 校 (何 科) 何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年終了

職 業

- 一 何 職 業 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何工場ニ於テ何地位トシテ勤務
賃金一日何圓何錢
- 何年何月ヨリ現在ニ至ル迄(何年何月間)同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢
- 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何工場ニ於テ何地位トシテ勤務
賃金一日何圓何錢
- 何年何月ヨリ現在ニ至ル迄(何年何月間)同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

兵 役
賞 罰
右之通相違無之候也

何 年 何 月 何 日

氏

名 ㊦

(記載注意)

申告令(検査)

一 職業ハ勤務工場ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト
 同一工場ニ勤務スルモ地位(見習工、普通工、役付工、係長等ノ地位ニ付詳細記入スルコト)ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト
 二 賃金ハ健康保険ノ賃金計算ノ方法ニ隨ヒ其ノ行記載期間中ノ最後ノ三ヶ月間ノ總收入ノ九十分ノ一ニ相當スル額ヲ記載スルコト
 別表様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判)

第 號
 籍 技能證明書

氏 年 月 日生 名

職業名
 技能程度 一 級
 右國民職業能力檢査規則ニ依リ其ノ技能ヲ證ス
 年 月 日

何府縣知事 氏
 (北海道廳長官 氏
 別表様式第四號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃判)

名
 名
 ()

收入
 印紙

技能證明書交付申請書

職業能力申告手帳記載ノ番號 第 何 號
 本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
 現住所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
 就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何 工場 氏

何年何月何日生 名

職業名 何々
 技能程度 何 級
 技能檢査ヲ受ケタル年月日 何年何月何日
 右國民職業能力檢査規則ニ依リ技能證明相受度此段及申請候也
 何年何月何日

氏

名

何府縣知事
 (北海道廳長官) 殿
 (記載注意)
 一 氏名ニハ振假名ヲ附スルコト

申告令(檢査)

- 二 職業名ハ現ニ從事シ又ハ從事シタル指定ノ職業名ヲ記載スルコト
- 三 技能検査ヲ受ケザルモノハ技能検査ヲ受ケタル年月日ノ文字ヲ抹消スルコト

○國民職業能力検査規則施行ニ關スル件

(昭和十五年六月十八日
厚生省職業部長通牒)

本日厚生省令第二十七號ヲ以テ國民職業能力申告令第八條ノ規定ニ基ク國民職業能力検査規則制定公布相成候處之ガ實施ニ付テハ別紙國民職業能力検査事務取扱要領ニ依リ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

(別紙)

國民職業能力検査事務取扱要領

第一 一般事項

- 一 國民職業能力申告令施行規則第九條ハ要申告者ノ職業能力検査一般(例ヘバ徵用ノ際行フ検査等ヲ含ム)ニ適用セラルルモノニシテ今回制定ノ國民職業能力検査規則ハ要申告者ノ技能ノ級付ヲ目的トスル検査ニ適用スルモノタルコト
- 二 國民職業能力検査ハ職業課又ハ職業紹介所配屬ノ技術職員ヲシテ之ニ當ラシムルヲ原則トシ必要アルトキハ他ノ職員ヲシテ協力セシムルコト
- 三 技能審査ノ標準タル技能算定表及技能検査ニ於テ課スベキ検査問題ハ各職種毎ニ厚生省ニ

於テ作成ノ上之ヲ送付スルヲ以テ審査又ハ検査ハ算定表又ハ検査問題ノ送付アリタル職種ニ該當スル要申告者ヨリ逐次實施スルコト

- 四 指定官廳被用者ニ就キ行フ國民職業能力検査ニ關シテハ厚生省ヨリ關係省ニ對シ算定表及検査問題ヲ配布シ、各官衙ノ長ヲシテ技能審査及技能検査ヲ實施セシメ其ノ結果ヲ地方長官ニ通知アルベキニ付其ノ通知ニ基キテ級付ヲ決定スルコト但シ技能證明書ノ交付ハ地方長官之ヲ爲スコト

第二 技能審査

- 五 技能審査ニ於ケル算定ハ各登録カードニ付技能算定表ニ依リ之ヲ行フコト
- 六 申告及算定ノ結果ガ一級ナル者ニ付テハ其ノ者ノ平常ニ於ケル作業狀況ヲ審査シテ級付ヲ決定スルコト
- 七 作業狀況ノ審査ハ使用者ヨリ作業成績調書ヲ徴シ必要アルトキハ當該工場事業場ニ出張調査ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコト
- 八 作業狀況ノ審査ノ結果作業態度著シク不良ナル者ハ一級トセザルコト
- 九 二級該當者ニ付テハ作業狀況ノ審査ハ適宜省略スルモ差支ナキコト
- 十 七 技能審査ノ結果ニ依リ級付ヲ了シタル者及技能検査ヲ必要トスル者ハ使用者ニ之ヲ通知スルコト
- 十一 八 技能審査ノ結果技能検査ヲ必要トスル者ト雖モ前號ニ依リ通知ヲ爲シタル後使用者ヨリ前歴、學歷其ノ他ノ理由ニ依リ特ニ成績優秀ナル旨ノ特別内申アリタル者ニ就テハ算定表ニ該

申告令(検査)

當セザル者ト雖モ適宜検査ヲ省略シ特別審査ニ依リ級付ヲ爲スヲ得ルコト但シ内申ノ正確ヲ期スル爲特別内申アリタル者ト雖モ若干ノ拔検査ヲ實施スルモ差支ナキコト

第三 技能検査

- 九 技能検査ハ技能審査ニ依リ級付スルコト不適當ト思ハルル者ニ就キ之ヲ實施スルコト
- 十 技能検査實施ノ場所及使用器具ハ原則トシテ當該技能者ノ使用者ノ同意ヲ得テ當該工場、事業場ヲ使用スルコト
- 十一 甲種検査ニ合格セザル者ハ更ニ審査又ハ乙種検査ニ依リ第二級又ハ第三級ニ級付スルコト但シ技能程度申告標準ニ於テ三級ノ定ナキ職業ニ付テハ甲種検査ニ合格セザル者ハ第二級トスルコト
- 十二 技能検査實施上ノ細目ノ要領ハ各職種毎ニ作成送付スル検査問題ニ付具體的ニ指示スベキニ付之ニ依ルコト
- 十三 技能検査ノ結果ハ之ヲ使用者ニ通知スルコト
- 十四 技能検査ノ實施ニ當リテ當該官吏ヲ補助セシムル爲民間ノ専門家中ヨリ委嘱スル技能検査委員ニハ常任的ニ委嘱スル者ノ外成可ク検査ノ都度當該工場ノ技術者又ハ高級技能者ヲ臨

時的ニ委嘱スルコト

第四 技能證明

- 十五 技能證明書ハ第一級合格者ニ對シテノミ之ヲ交付スベキヲ以テ交付ノ申請書モ第一級合格者ノモノノミヲ受理スルコト
- 十六 國民登録ニ於テハ技能程度ニ付テハ異動申告ヲ要セザル法令ノ建前ナルモ技能程度ニ異動アリタルトキハ適宜補正ノ申告ヲ認ムル様便宜ノ措置ヲ講ズルコト但シ此ノ申告ハ職業能力申告手帳ニ依ラザルコト

第五 報 告

- 十七 技能審査及技能検査結果ノ報告
- 技能審査又ハ技能検査ヲ爲シタル結果ハ別紙様式ニ依リ三ヶ月毎ニ之ヲ取纏ノ上夫々二通調製シ内各一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ以テ毎期(第一期自一月至三月、第二期自四月至六月、第三期自七月至九月、第四期自十月至十二月)末ノ翌月二十日迄ニ本省宛報告スルコト

第六 登録カードノ整理

- 十八 技能審査又ハ技能検査ノ結果級付ヲ決定シタル者ハ登録カード見出欄ニ審査ニ依ルモノハ「算」ノ下ニ、検査ニ依ルモノハ「檢」ノ下ニ其ノ等級ヲ記入スルコト尙左記印ヲ登録カードノ「八、指定職業ノ経歴」欄餘白又ハ欄外ニ押捺シ審査又ハ検査ノ修了シタルコトヲ明示スルコト

申告令(検査)

國民勤勞報國協力令 (昭和十六年十一月二十二日 勅令第九百九十五號)

國民勤勞報國協力令施行規則 (昭和十六年十二月一日 厚生 文部省令第三號)

令第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム)第五條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ勤勞報國ヲ目的トスル協力ニシテ隊組織ニ依ルモノ(以下國民勤勞報國隊ニ依ル協力ト稱ス)ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

令第二條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

- 則第一條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ左ニ掲グル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノトス
- 一 總動員物資ノ生産、修理又ハ配給ニ關スル業務
 - 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
 - 三 國家總動員上必要ナル衛生又ハ救護ニ關スル業務
 - 四 軍事上特ニ必要ナル土木建築ニ關スル業務
 - 五 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
 - 六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル業務

令第三條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキ者ハ帝國臣民ニシテ年齢十四年以上四十年未滿ノ男子及年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子(妻又ハ届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト

同様ノ事情ニ在ル女子ヲ除ク)トス

前項該當者以外ノ者ハ志願ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムルコトヲ得
第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

○則第二條 國民勤勞報國協力令(以下令ト稱ス)第三條第三項ノ規定ニ依ル學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第三學年以上ノ生徒、國民學校高等科第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第二學年以上ノ生徒及國民學校高等科第二學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第一學年以上ノ生徒ハ年齢十四年未滿ノ者ト雖モ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムベキモノトシ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第二學年以下ノ生徒、國民學校高等科第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル學校ノ第一學年ノ生徒及國民學校ノ兒童ハ年齢十四年ノ者ト雖モ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

●一 地方長官ハ國民職業指導所長ヲシテ市區町村毎ニ左ノ團體ニ付國民勤勞報國隊ニ依ル協力可能人員ヲ調査セシムルト共ニ青壯年國民登錄ニ依リ市町村別ノ協力可能人員ヲ概定セシメ毎年一月末現在ヲ以テ様式第一號ニ依リ二月十五日迄ニ報告セシムルコト

- (一) 青少年團體
- (二) 婦人團體
- (三) 同業者組合(組合員及其ノ使用スル従業員ヲ含ム)但シ組合員ニシテ(四)ニ該當スル

協力令一條—三條

モノ及其ノ従業員ヲ除ク

(四) 常時三百人以上ノ従業員ヲ使用スル會社、商店、工場、事業場(但シ令第十條第六號ノ官衙、工場、事業場及第十一條第一號ノ規定ニヨリ指定セラレタル事業ヲ行フ工場、事業場ヲ除ク)

(五) 其ノ他ノ團體

地方長官ハ右ノ報告ニ基キ管内ノ協力可能人員ヲ様式第二號ニ依リ取纏メ二月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スルコト

二、地方長官ハ前號ノ團體ヲシテ率先シテ豫メ協力希望人員、時期、期日等ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ申出セシムル様指導懇願スルト共ニ國民職業指導所長ノ報告ニ基キ之ヲ登録スルコト

三、地方長官ハ豫メ國民勤勞報國隊ノ編成ヲ見ルコトアルベキ市區町村、又ハ團體ノ長ヲシテ左ノ點ニ留意セシメ國民勤勞報國隊ノ指揮者(以下隊長ト稱ス)トナルベキ者ヲ銓衡セシメ置クコト

(一) 協力可能者五十人ニ付一人ノ見當ニテ選ブコト

(二) 人物、經歷、年齢等ヲ考慮シ指揮統率ヲ爲スニ適格ナル者ナルコト

地方長官ハ右ノ隊長タルベキ者ヲ市町村長又ハ團體ノ長ヲシテ推薦セシメ隨時訓練ヲ行フコト

訓練ハ國民勤勞報國隊ノ指導精神、運營等ニ付必要ナル知識ヲ授クルト共ニ人物ノ鍊成ニ

努ムルコト(昭和十六年十二月六日
厚生文部兩大臣通牒)

令第四條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日

以內トス

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

令第三條 令第四條第一項ノ一年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

令第五條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

令第四條 令第五條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ厚生大臣ニ之ヲ爲スベシ

大學、高等學校、專門學校、高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成所及實業學校教員養成所(以下大學高等專門學校ト稱ス)在學者ニ非ザル者ヲ以テ作業地ノ道府縣内ニ於テ編成セララル國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又緊急ヲ要スル場合ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該作業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

前二項ノ請求又ハ申請ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クベキ作業地内地ニ在ルトキハ當該作業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

令第五條 前條ノ請求又ハ申請ハ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

一、地方長官ハ規則第一條ニ掲ゲル總動員業務ヲ行フ者ヲシテ簡易ニシテ熟練ヲ要セザル作業ニ付勞務ヲ必要トスルトキハ能フル限り國民勤勞報國隊ノ協力ニ依リ充足セシムルコトトシ協力ノ申請(請求)ヲ爲サシムル様指導勸奨スルコト

協力令四條—五條

二 地方長官ハ國民勤勞報國隊ノ協力ヲ受ケントスル者ヲシテ左記事項ニ留意セシメ其ノ申請(請求)ニ當リテハ成ルベク事前ニ所要人員、作業條件等ニ付作業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ指示ヲ受ケシムルコト

(一) 作業ハ規則第一條ニ掲グル總動員業務ニ關スル作業トシ比較的簡易ニシテ熟練ヲ要セザルモノトスルコト

(二) 所要人員ハ最少限度ニ止ムルコト

(三) 協力期間ハ必要ノ最短期間タラシメ一國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル期間ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル特別ノ必要アル場合ト雖モ成ルベク六十日ヲ超エザルコト

(四) 一日ノ作業時間ハ法令ニ依リ制限アルモノハ其ノ範圍内トシ制限ナキモノト雖モ不當ニ長時間ニ亘ラザルコト

(五) 手當又ハ謝金ハ賃金統制令ノ適用アル業務ニ協力スル場合ニハ其ノ賃金規則又ハ協定賃金、公定賃金等ノ範圍内ニ於テ定メ且鑛山其ノ他特別ノモノヲ除ク外ハ成ルベク標準賃金以内トスルコト但シ應召軍人遺家族ニ協力スル場合ハ手當又ハ謝金其ノ他ノ經費ヲ減額シ若ハ支給セザルコトヲ得ルコト

(六) 規則第十四條第一項ノ手當又ハ謝金、宿泊料、食費ハ便宜之ヲ一括シ手當又ハ謝金ノ名義ヲ以テ支給スルモ支障ナキコト

(七) 隊員ノ業務上ノ災害、疾病、死亡等ノ場合ニ於ケル扶助ハ工場法、労働者災害扶助法、鑛夫就業扶助規則ニ準據スルモノトシ扶助金額算定ノ標準ハ當該作業場ニ於テ同種

作業ニ於ケル同種労働ニ對シテ支拂ハルル賃金額ヲ標準トシ、尙工場法等ノ適用ナキ業務ニ協力スル場合ニハ工場法等ニ準ジ當該地方ノ諸事情ヲ考慮シ適當ニ定ムルコト

(八) 作業指導者ハ工場鑛山ニ在リテハ技術指導ニ關シ相當責任アル地位ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テ、農、耕作業ノ場合ニハ農會技術員等ヲ以テ之ニ充ツルコト

(九) 農林水産業ノ場合ノ如ク同種作業ニ付一括申請スルヲ便トスルモノハ當該地區ノ農會、組合等ヲ代理者トシテ一括申請スルモ支障ナキコト

(十) 緊急ヲ要スル場合ノ申請(請求)ハ口頭又ハ電話ヲ以テ爲スモ支障ナキコト

三、規則第四條ニ依ル申請(請求)ハ緊急ノ必要アル場合ヲ除ク外左ノ期別毎ニ當該期始ノ前々月一日迄ニ爲サシムルコト

第一期(自四月 至六月)

第二期(自七月 至九月)

第三期(自十月至十二月)

第四期(自一月 至三月)

四、國民職業指導所長申請(請求)書ヲ受理シタルトキハ本要綱第二ノ二ニ掲グル事項ニ留意シテ内容ヲ審査シ意見ヲ附シ直ニ地方長官ニ進達スルコト

五 地方長官規則第四條第一項ノ規定ニ依ル申請(請求)ニ付國民職業指導所長ノ進達ヲ受ケタルトキハ管内ニ於ケル國民勤勞報國隊ノ編成ノ能否等ニ付意見ヲ具シ直ニ厚生大臣(學校在學者ニ依ル協力ノ申請請求)ノ場合ハ文部大臣及厚生大臣)ニ進達スルコト

協力令(五條)

六 地方長官規則第四條第二項ノ規定ニ依ル申請（請求）ヲ受ケタルトキハ申請（請求）人員ヲ様式第三號ニ依リ取纏メ毎期始ノ前々月末日迄ニ厚生大臣（學校在學者ニ依ル協力ノ申請（請求）ニ付テハ文部大臣及厚生大臣）ニ報告スルコト但シ緊急ヲ要スルモノニ付テハ其ノ都度之ヲ爲スコト（實施要綱）

令第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長（市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ爲スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

○則第六條 厚生大臣大學高等專門學校在學者ニ非ザル者ヲ以テ編成セラルル國民勤勞報國隊ニ依ル協力ノ請求又ハ申請ヲ受ケタル場合ニ於テ協力ノ必要アリト認メタルトキハ地方長官ニ對シ國民勤勞報國隊ノ編成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スモノトス

○則第七條 地方長官前條ノ命令ヲ受ケタル場合又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ請求若ハ申請ヲ受ケ其ノ協力ノ必要アリト認メタル場合ニハ直ニ市町村長（市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ國民勤勞報國隊編成令書ヲ交付シ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズベシ

○則第八條 厚生大臣大學高等專門學校在學者ヲ以テ編成セラルル國民勤勞報國隊ニ依ル協力ノ請求又ハ申請ヲ受ケタル場合ニ於テ其協力ノ必要アリト認メタルトキハ當該學校長ニ對シ國民

勤勞報國隊編成令書ヲ交付シ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

○則第九條 前二條ノ國民勤勞報國隊編成令書ハ様式第二號ニ依ルモノトス

令第七條 前條ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ協力ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ前項ノ選定ヲ爲スニ當リテハ本人ノ年齢、職業、身體ノ状態、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌スベシ

○則第十條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ゼラレタル者（以下國民勤勞報國隊編成者ト稱ス）ハ前條ノ國民勤勞報國隊編成令書ニ基キ直ニ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベキ者ヲ選定シ様式第三號ニ依ル國民勤勞報國隊協力令書ニ依リ之ニ通知スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ口頭ヲ以テ通知スルコトヲ得國民勤勞報國隊編成者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル者ノ中ヨリ國民勤勞報國隊ノ指揮ヲ爲ス者（以下國民勤勞報國隊長ト稱ス）ヲ選定シ之ニ其ノ旨通知スベシ

○則第十一條 前條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ所定ノ日時ニ所定ノ場所ニ出頭スベシ前項ノ者疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故アル爲國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコト能ハザルトキハ直ニ國民勤勞報國隊編成者ニ其ノ旨申出ヅベシ國民勤勞報國隊編成者前項ノ申出アリタル場合ニ於テ事情已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ前條第一項ノ通知ヲ取消スベシ

一 地方長官ハ國民勤勞報國隊ノ編成ヲ命ゼントスルトキハ左記事項ニ留意スルコト
（一） 能フル限リ事前ニ編成ヲ命ゼントスル者ニ對シ命令ノ内容ヲ示シ必要ナル準備ヲ爲サ

シムルコト

- (一) 國民全般ヲシテ廣ク協力セシムルコトトシ一部ノ地方又ハ國民ニ偏倚セシメザルコト
 - (二) 成ルベク青少年團體、婦人團體、組合、産業報國會等ノ既存ノ團體ヲ單位トシテ編成セシムルコト(此ノ場合ニハ數團體ニ所屬スルモノアルベキヲ以テ各地方ノ實情ニ應ジ協カノ重復セザル様留意スルコト)
 - (三) 能フル限リ作業地ニ近接セル學校又ハ團體ヲシテ協力セシムルコト
 - (四) 協力セシムベキ人員ハ本要綱第一ノ一ノ協力可能人員ヲ斟酌シ適當ニ互ラザルコト
 - (五) 協力期間相當長期ニ亘ルモノニ付テハ協力セシムベキ者ノ交替ヲ認ムルモ支障ナキコト此ノ場合ニハ編成令書中「其ノ他參考トナルベキ事項」欄ニ其ノ旨記載スルコト
 - (六) 成ルベク男女ヲ分チテ協力セシムル様編成スルコト
 - (七) 隊ノ名稱ハ原則トシテ市町村其ノ他ノ團體ノ名稱ヲ冠頭ニ附スルコト
- 二、規則第七條ニ依ル國民勤勞報國隊ノ編成令書ハ國民勤勞報國隊ノ編成ヲ命ゼントスル者ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ通ジテ交付スルト共ニ其ノ内容ヲ申請(請求)者ニ通知スルコト

三、地方長官ハ國民勤勞報國隊員ノ選定ニ當リテハ左記事項ニ留意セシムルコト

- (一) 令第三條第十條第十一條及令第七條第二項ノ規定ニ注意スルコト
- (二) 令第三條第二項及第十一條ノ規定ニ依リ志願セントスル者アルトキハ様式第四號ノ志

願書ヲ徵スルコト

- (三) 編成令書記載ノ銓衡ノ範圍及標準ニ基キ選定スルコト
- (四) 年少者、無業者及希望者ヲ先ニシ有業者ハ本來ノ業務ニ重大ナル支障ノ生ズル虞ナキ者トスルコト
- (五) 國民勤勞報國隊長ハ成ルベク訓練ヲ受ケタル者ニシテ指揮統率ノ實行力ヲ有スル者ヨリ選ブコト
- (六) 規則第二條第三項ノ規定ニ依ル通知ヲ取消シタルトキハ必要ニ應ジ其ノ補充ヲ爲スコト

四、地方長官ハ國民勤勞報國隊編成者ヲシテ國民勤勞報國隊員ノ選定ヲ終リタルトキハ様式第五號ニ依ル隊員名簿ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シ地方長官ニ提出セシムルコト

隊員名簿ハ三通作成セシメ置キ二通ハ國民職業指導所長ニ提出セシメ一通ハ國民勤勞報國隊長ニ交付セシムルコト

五、地方長官ハ天災事變其ノ他避クベカラザル事故ニ依リ協力セシムベキ人員、國民勤勞報國隊員ノ出頭スベキ日時、場所其ノ他ニ付變更ヲ必要トシ又ハ國民勤勞報國隊ノ編成困難トナリタルトキハ國民勤勞報國隊編成者ヲシテ其ノ旨報告セシムルコト

地方長官ハ右ノ報告ヲ受ケ事情已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ編成命令ヲ變更シ又ハ取消スコトトシ主務大臣ノ命令ニ依リ編成ヲ命ジタルモノナルトキハ其ノ案件ノ重要ナルモノ

協力令七條

ニ付主務大臣ノ指揮ヲ承ケルコト

六 地方長官ハ國民勤勞報國隊編成者ヲシテ編成ヲ終リタルトキハ編成令書記載事項其ノ他必要ナル事項ヲ國民勤勞報國隊長ニ指示セシムルコト(實施要綱)

令第八條 前條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ同項ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベシ

○則第十二條 國民勤勞報國隊長ハ國民勤勞報國隊員ノ部署ヲ定メ之ヲ指揮監督スベシ

國民勤勞報國隊員ハ國民勤勞報國隊長ノ指揮ニ從ヒ規律ヲ重シ國民勤勞報國ノ實ヲ擧グルコトヲ期スベシ

○則第十三條 國民勤勞報國隊員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故アル爲引續キ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコト困難トナリタルトキハ其ノ旨國民勤勞報國隊長ニ申出ヅベシ

國民勤勞報國隊長前項ノ申出アリタルトキハ國民勤勞報國隊編成者ニ其ノ旨報告スベシ

國民勤勞報國隊編成者前項ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ事情已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ其ノ者ノ當該國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ免除スベシ

● 一 地方長官ハ國民勤勞報國隊長ヲシテ隊ノ組織、活動等ニ關シ左記事項ニ付必要ナル措置ヲ爲サシムルコト

(一) 左ニ依リ隊ヲ組織スルコト

イ、概ネ十名前後ヲ以テ班ヲ編成スルコト

ロ、概ネ五班ヲ以テ小隊ヲ編成シ必要ニ應ジ中隊等ヲ編成スルコト

ハ、國民勤勞報國隊員中ヨリ適當ナル者ヲ選定シ班長、小隊長、中隊長等ヲ置クコト

ニ、國民勤勞報國隊員中ノ適當ナル者ヲシテ庶務、宿泊、衛生等必要ナル事務ヲ分擔セシムルコト

(二) 國民勤勞報國隊ノ協力ヲ受クル者ト緊密ナル連絡ヲ保持シ豫メ出發、到着ノ日時等ニツキ打合せヲ爲スコト

(三) 成ルベク事前ニ隊員ト連絡ヲ採リ身廻品ノ携行其ノ他必要ナル指示ヲナシ集合、出發ニ齟齬ナキヲ期スルコト

(四) 國民勤勞報國隊員指定ノ日時、場所ニ出頭シタルトキハ隊員名簿ニ依リ人員點檢ヲ爲スト共ニ指示注意ヲ與フルコト

(五) 國民勤勞報國隊ノ行動ハ規律的ニ行フコト

二、地方長官ハ國民勤勞報國隊ノ協力ヲ受クル者ヲシテ左記事項ニ付必要ナル措置ヲ講ゼシメ

國民勤勞報國隊ノ活動ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(一) 作業地ニ於テ協力ヲ開始シ又ハ終了シタルトキハ開始、終了ノ式ヲ嚴肅ニ行フコト

(二) 特ニ作業上支障ナキ限リ成ルベク一般從業員ト別個所ニ於テ作業セシムルコト

(三) 宿舍ハ一般從業員ト別個ニシ衛生、風紀等ニ十全ヲ期スルコト

(四) 作業指導者ヲシテ作業ノ概要、作業上ノ注意事項、用具ノ名稱、使用方法等ヲ教示セシメ就業豫備知識ヲ施シ當初ハ訓練的作業ヲ課スル等ニ依リ作業ノ不習熟、理解不充分等ヨリ生ズル災害其ノ他ノ防止ニ努ムルコト

(五) 國民勤勞報國隊員ノ作業上ノ配置ハ年齢、經驗、體力等ヲ考慮シ適材ヲ適所ニ配スルコト

右ノ各項ニ付キ國民職業指導所長及國民勤勞報國隊長ト常ニ連絡ヲ保持セシムルコト

三 女子ニ付テハ隊ノ組織、作業等ニ關シ女子ニ適應セシムル様考慮ヲ拂ハシムルコト

四 國民勤勞報國隊其ノ協力ヲ終リタルトキハ原則トシテ出發地ニ戻リ國民勤勞報國隊長ノ指揮ニ依リ終了式ヲ行ハシムルト共ニ國民勤勞報國隊長ヲシテ協力ヲ終リタル旨直ニ當該國民勤勞報國隊編成者ニ通知セシムルコト

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ國民勤勞報國隊編成者ヲシテ地方長官ニ報告セシムルコト

令第九條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外其ノ協力ヲ受クル者之ヲ負擔スルモノトス

○則第十四條 令第九條ノ規定ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ニ於テ負擔スベキ經費ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 作業地ニ至ル往復旅費
 - 二 手當又ハ謝金
 - 三 宿泊料
 - 四 食費
 - 五 其ノ他厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認メタル費用
- 厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ク

ル者ヲシテ前項ノ經費ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシメザルコトヲ得

○則第十五條 國民勤勞報國隊員業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ハ様式第一號ニ依ル國民勤勞報國隊協力申請(請求)書ニ記載シタル條項ニ從ヒ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

● 一 規則第十四條第一項第五號ノ費用ハ概ネ左ノ經費トスルモ能フル限り之ヲ負擔セシメザルコト

(一) 協力令書作製費及其ノ發送費

(二) 隊員選定ニ要スル事務費

(三) 協力ヲ受クル者トノ連絡ニ要スル經費

二 經費ハ國民勤勞報國隊編成者又ハ國民勤勞報國隊長ニ經費明細書ト共ニ交付セシムルコト旅費等事前ニ要スル經費ハ國民勤勞報國隊編成者又ハ國民勤勞報國隊長ニ前拂スルヲ得シムルコト

國民勤勞報國隊員ノ手當ハ國民勤勞報國隊長ヨリ支給セシムルコト

三 國民勤勞報國隊編成者又ハ國民勤勞報國隊長ヲシテ經理簿ヲ作製セシメ金錢ノ經理ヲ明カナラシムルコト

四 國民勤勞報國隊員ノ業務上ノ疾病若ハ災害ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ隊長ヲシテ直ニ協力令九條

其ノ狀況ヲ當該作業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由シ國民勤勞報國隊ノ作業地及編成地ヲ管轄スル地方長官ニ報告セシムルコト(實施要綱)

令第十條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

- 一 陸海軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)
- 三 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒
- 四 陸海軍軍屬
- 五 現ニ徵用中ノ者
- 六 陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙(部隊及學校ヲ含ム)又ハ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル總動員業務ニ従事スル者
- 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

●國民勤勞報國協力令第十條第六號ノ工場、事業場指定(昭和十六年十二月一日) (厚生省告示第五百三十一號)

工場事業場管理令ニ依ル陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理ニ係ル工場事業場

令第十一條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

- 一 現ニ厚生大臣ノ指定スル總動員業務ニ従事スル者
- 二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

●國民勤勞報國協力令第十一條第二號ノ規定ニ依ル指定(昭和十六年十二月一日) (厚生省告示第五百三十三號)

- 一 官吏、待遇官吏又ハ公吏
- 二 帝國議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル
- 三 身體ノ狀況ニ因リ勞務ニ堪ヘザル者
- 四 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコトニ因リ老者、幼者、不具者又ハ病者ノ保護ニ著シキ支障ヲ生ズル處アル者
- 五 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スコトニ因リ生計上著シキ支障ヲ生ズル處アル者

令第十二條

厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若ハ學校長又ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲ス者若ハ其ノ協力ヲ受クル者ヲ監督ス

○則第十六條

厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若ハ學校長又ハ國民勤勞報國隊員若ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

●一、地方長官ハ管内ノ國民勤勞報國隊ノ活動狀況ヲ毎年四半期毎ニ三月、六月、九月及十二月末現在ヲ以テ様式第六號ニ依リ翌月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スルコト

二、國民勤勞報國隊ノ編成地及作業地ヲ管轄スル地方長官又ハ國民職業指導所長ハ常ニ相互連絡ヲ保持シ國民勤勞報國隊ノ活動ニ遺憾ナキヲ期スルコト(實施要綱)

令第十三條

厚生大臣又ハ地方長官ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關スル厚生大臣又ハ地方長官ノ事務ノ一部ヲ國民職業指導所長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

協力令

○則第十七條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民職業指導所長ヲシテ第四條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ニ關スル審査、前條ノ規定ニ依ル報告ノ徵收其ノ他國民勤勞報國隊編成者又ハ國民勤勞報國隊員若ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受クル者ノ監督ニ關シ其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

令第十四條 第五條、第六條及前二條中厚生大臣トアルハ第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣トス

令第十五條 本令ニ於テ學校ト稱スルハ第十條第六號ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所管ニ屬スル學校ヲ謂ヒ學校長ト稱スルハ文部大臣ノ所管ニ屬スル學校ノ長ヲ謂フ

○則第十八條 學校報國隊ノ隊組織ノ編成アル學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊編成令書トアルハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付學校報國隊ヲ以テ國民勤勞報國隊ト看做ス

○則第十九條 第四條、第六條、第八條、第十四條、第十六條及第十七條中厚生大臣トアルハ令第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣トス

令第十六條 前二條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ト

シ市町村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

令第十七條 本令ニ規定スルモノノ外國國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國民勤勞報國協力令第十一條第一號ノ總動員業務指定

(昭和十六年十二月一日
厚生省告示第五百三十二號)

國民勤勞報國協力令第十一條第一號ノ總動員業務ヲ左ノ通指定ス

左ノ事業ニ於ケル總動員業務

一、農林業、但シ左ノ事業ヲ除ク

(一) メロン、ブラッドオレンジ、ジョ

ツパーオレンジ及西洋梨ノ栽培

(二) 加熱設備ヲ有スル温室内ノ果樹及

蔬菜ノ栽培

(三) 豌豆、枝豆、芽薑、茗荷等ノ硝子

室、障子室其ノ他保温設備ヲ以テ收穫

期迄行フ促成栽培

(四) 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植、栽培

二 畜産業

三 水産業(但シ眞珠、珊瑚及觀賞用魚類

協力令(告示)

ノ採捕又ハ養殖ヲ除ク。

四 採鑛業

五 土石採取業(但シアルミニウム原鑛、工業用特殊陶磁器用陶磁器原石、耐火煉瓦用原石及粘土ノ採取業ノミ)

六 金屬精鍊業及材料品製造業

七 鑄物業

八 前二號以外ノ金屬工業、但シ左ノニ該當スルモノ

(一) 連鎖製造業(海運關係ノミ)

(二) 鋼索製造業

(三) ボルト、ナット、座金、紙及釘類製造業

(四) 針金類製造業

(五) 五ガロン罐、ドラム罐及軍需用ブリキ罐製造業

(六) 蹄鐵及蹄釘製造業

(七) 火造(鍛冶)業

(八) 熔接業(軍需用ノミ)

九 原動機類製造業

一〇 電氣機械器具類製造業

一一 電線及電纜製造業

一二 電池製造業(軍需用、生擴附帶用ノミ)

一三 工作機械器具製造業

一四 採鑛選鑛及精鍊機械器具製造業

一五 化學工業用機械器具製造業(但シ工業用化學工業用機械器具製造業、窯業用及製紙用機械器具製造業ヲ除ク)

一六 鐵道車輛製造業、但シ左ノニ該當スルモノ

(一) 蒸氣機關車及電氣機關車製造業

(二) 機械部分品及附屬品製造業

(三) 貨車及其ノ部分品並ニ附屬品製造業

(四) 産業開發用小型蒸氣機關車製造業

(七) 火造(鍛冶)業

(六) 蹄鐵及蹄釘製造業

(五) 鋼索製造業

(四) 針金類製造業

(三) ボルト、ナット、座金、紙及釘類製造業

(二) 連鎖製造業(海運關係ノミ)

(一) 前二號以外ノ金屬工業、但シ左ノニ該當スルモノ

八 船舶製造業(但シ總噸數五〇〇噸以上ノ鋼船及軍需用船舶製造業ノミ)

一九 航空機及航空機部分品製造業

二〇 運搬機械製造業

二一 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業

二二 農業用機械器具製造業

二三 計測器類製造業、但シ左ノニ該當スルモノ

(一) 電氣計器製造業

(二) 計壓器類製造業

(三) 其ノ他ノ計器製造業、但シ度量衡器、ガス及水量メートル、寒暖計、體溫計ノ製造業ヲ除ク(軍需用ノミ)

(四) 試験及検査機械器具製造業(軍需用、生擴用ノミ)

(一) ソーダ製造業(軍需用ノミ)

三一 工業藥品製造業、但シ左ノニ該當スルモノ

三〇 製藥業(醫藥製造業ノミ)

二九 電氣及通信機械器具裝置業

(三) 齒車製造業(軍需用、生擴用ノミ)

(二) 軸受製造業

二七 銃砲彈丸兵器類製造業(軍需用ノミ)

二八 第九號乃至第二十七號以外ノ機械器具製造業、但シ左ノニ該當スルモノ

(一) 瓣、コック、ベルト車、車輪及車軸製造業(軍需用ノミ)

二六 照明用機械器具製造業(但シ電球及懐中電燈製造業ヲ除ク)(軍需用、鑛山用ノミ)

二五 光學機械器具製造業(但シ寫眞機類製造業ヲ除ク)(軍需用ノミ)

二四 學術及醫療機械器具製造業

二二 第九號乃至第二十七號以外ノ機械器具製造業、但シ左ノニ該當スルモノ

二一 鑛中電燈製造業ヲ除ク(軍需用、鑛山用ノミ)

二〇 銃砲彈丸兵器類製造業(軍需用ノミ)

一九 航空機及航空機部分品製造業

一八 船舶製造業(但シ總噸數五〇〇噸以上ノ鋼船及軍需用船舶製造業ノミ)

一七 自動車製造業(但シ大型自動車及其ノ部分品並ニ附屬品製造業ノミ)

協力令(告示)

- (一) 硫酸製造業
- (二) 磷製造業(軍需用ノミ)
- (三) 壓縮ガス製造業(但シ鹽素、炭酸ガス、アンモニア、窒素、臭素ノ製造業ノミ)
- (四) カイバイト製造業
- (五) 其ノ他ノ工業藥品製造業(但シ鹽酸、晒粉、アルコール、ヨード、ヨードカリ、硝安、人造水晶石、シアンナトリウム、シアンカリ、合成ゴム及軍需用ノ重クロム酸ソーダ、重クロム酸カリ、過マンガン酸カリ、鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ、石炭酸、醋酸、ブチルアルコール、アセトンホルマリン、エーテル、グリセリン、グリコール、合成ベンゾール、合成トルオール、合成硝石、合成硝酸、メタノールノ製造業ノミ)

- 三三 製鹽業
- 三三 染料及中間物製造業(但シ天然染料及硫化染料製造業ヲ除ク)
- 三四 塗料及顔料製造業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 漆液製造業(軍需用ノミ)
 - (二) 塗料製造業(船底塗料製造業ノミ)
 - (三) 顔料製造業(但シカーボンブラック、アセチレンブラック及軍需用ノ硫酸バリウムリトボン、チタン白、鉛白群青、紺青、ンガラノ製造業ノミ)
- 三五 發火物製造業(但シマツチ及煙火ノ製造業ヲ除ク)
- 三六 礦物油製造業
- 三七 植物油類製造業(但シ植物油脂製造業及軍需用樟腦製造業ノミ)
- 三八 加工油製造業(軍需用ノミ)
- 三九 ゴム製品製造業(但シタイヤ及チユ

- 一ブ(自動車用ヲ除ク)、防毒具(軍需用生攪附帶用)ゴムベルト及工業用品ノ製造業ノミ)
- 四〇 パルプ製造業
- 四一 セルロイド製造業(但シ軍需用ノベンジルセルローズ、ジアセチルセルローズ製造業ノミ)
- 四二 化學纖維製造業(但シスフ・製造業ノミ)
- 四三 肥料製造業(但シ魚粕、魚粉以外ノ動物質肥料製造業ヲ除ク)
- 四四 皮革及皮革製品製造業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 製革業(軍需用ノミ)
 - (二) 馬具及ベルト製造業(軍需用ノミ)
- 四五 第三〇號乃至第四四號以外ノ化學工業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) リノリウム製造業(軍需用ノミ)

- (一) 醫科用X線フィルム製造業
- (二) タンニン製造業
- (三) 殺蟲劑及防腐劑製造業(農業藥劑製造業ノミ)
- (四) 研磨材料及研磨用品製造業
- (五) 炭素製品製造業(軍需用、生攪用ノミ)
- (六) コークス製造業
- (七) 化學兵器製造業
- (八) 電氣業
- 四六 電氣業
- 四七 光學ガラス製造業(軍需用ノミ)
- 四八 セメント製造業
- 四九 煉瓦及耐火物製造業(軍需用ノミ)
- 五〇 石棉製品製造業(但シ軍需用、生攪附帶用ノ工業用品製造業ノミ)
- 五一 紡績工業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) ス・フ糸紡績業

協力今(告示)

- (二) 撚糸業 (但シ軍需用ノ綿撚糸業及絹撚糸業ノミ)
- (三) 純綿、混紡綿、麻、純毛ノ織物製造業 (ガーゼ以外ハ軍需用ノミ)
- (四) ス・フ織物業 (但シ繙帶、リント三角巾、腹帶ノミ)
- 五二 製材業
- 五三 鑄物用木型製造業
- 五四 土木建築業 (軍需用、軍備用ノミ)
- 五五 綿、麻、毛及絹製網編及網製造業 (軍需用、海運用、業漁用ノミ)
- 五六 雜工業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 義肢製造業
 - (二) 醫療材料品製造業
- (三) 寶石類加工業 (軍需用、生擴用ノミ)
- 五七 運輸業、但シ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 鐵道軌道業 (但シ鋼索鐵道業ヲ除ク)
 - (二) 貨物自動車運送業
 - (三) 旅客自動車運輸事業
 - (四) 小運送業
 - (五) 港灣運送業
 - (六) 船舶運送業
 - (七) 航空運送業
- 五八 通信業 (但シ郵便、郵便物遞送請負業ヲ含ム) 電信、電話及ラヂオ放送業ノミ)

第三編 給與關係

賃金統制令

(昭和十五年十月十六日
勅令第六百七十五號)

賃金統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日厚生省令第四六號
改正昭和十六年九月二十五日厚生省令第四五號)

令第一條

國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

令第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ従事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ従事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業
- 七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業
- 八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

賃金統制令(適用範圍)

○則第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ勞働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル勞働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル勞働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル勞働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、檢査、修繕其ノ他之ニ類スル勞働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ勞働

○則第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ勞務者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者
- 三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

●賃金統制令ノ適用除外ニ關スル件(昭和十五年十二月五日)

左記勞務者ハ賃金統制令施行規則第二條第一項第三號ノ規定ニ依リ令ノ適用ヲ除外セシメ差支無之

- 一 電氣、瓦斯又ハ水道ノ事業ニ於ケル集金員又ハ検査員

一 商店員、守衛、タイピスト又ハ電話交換手ニシテ月給制ニ依リ基本給月四拾圓(東京市、横濱市、名古屋市、京都市、大阪市及神戸市ニ在リテハ五拾圓)以上ヲ受クルモノ

問 某醫油株式会社ニ於テハ滿洲國滿洲生活必需品株式會社ノ要請ニ依リ醬油用樽製造技術研究ノ爲會社傭人(滿洲國滿洲生活必需品株式會社ニ於テハ給料ハ支給セズ雇傭契約ノミナリ)二十名ニ對シ六ヶ月乃至一年間ニ亘リ教養シ此期間中之ガ研究生ニ對シ勞務ノ報酬トシテ食事、住居及一ヶ月數圓ノ金銭ヲ給與スル模様ナリ、右ノ如キ場合賃金統制令ノ適用ヲ受ケルモノナリヤ將又雇傭關係ナキモノトシテ之ガ適用ヲ受ケザルモノト解シ差支ナキヤ

答 右ハ賃金統制令ヲ適用スベキ限ニ無之(昭和十六年四月八日)

問 曩ニ勞發第七三九號ノ一ヲ以テ御通牒アリタルガ本縣ニ於ケル地方鐵道及軌道從業員中車掌並ニ運轉手ハ出札係若ハ改札係(會社經理統制令ニ依ル職員)ヨリ適用シ居ルヲ以テ給與其ノ他待遇上職員トシテ取扱フ慣例上之等從事員全部ヲ使用者ヨリ適用除外申請ノ上會社經理統制令ニ依ル職員トシテ取扱ハントスル向アリ、右ノ如キ關聯ニ依ル除外承認ハ通牒ノ趣旨ニ鑑ミ出來得ル限リ狹義ニ解シ措置スベキモノト思料シ差支ナキヤ

答 右ハ會社ニ於テ待遇上特ニ職員トシテ取扱フモノハ適用除外方許可差支無之尙別段狹義ニ解スルノ要無之(昭和十六年三月十八日)

問 令第二條第一項本文中「左ノ各號ノ一ニ該當スル事業」ノ「事業」中ニハ市町村ノ一般行政事務ヲモ包含スルモノナリヤ、包含スルトセバ昭和十五年十月厚生省勞働局發行ニ係ル「賃金統制令解説」三三頁ノ「第十七其ノ他」ノ「國又ハ道府縣ノ事業」ノ題名中ノ市町村ノ事

賃金統制令(適用範圍)

業ニ従事スル勞務者ノ例示中ニハ單ニ市電、市バス等ノ従業員等所謂現業従業員ノミヲ列
舉シアリ一般行政事務ニ従事スル使丁給仕等ハ包含セザル如ク思料セラルモ誤ナリヤ

答 令第二條ノ各號ノ事業ニハ市町村ノ事務タル事業ヲ包含スルモノトス

給仕、小使ハ令第二條ノ事業ニ雇傭セラルトキハ其ノ事業ノ勞務者ニシテ第二條ニ掲グ
ル事業以外ノ事業ニ雇傭セラル、トキハ施行規則第一條第三號ニ依リ勞務者タルモノトス

(昭和十六年六月二十日
勞務局賃金課長回答)

問一、令第二條各號ノ一ニ該當スル事業ニ日日雇傭セラレ専ラ除雪勞働ニ従事スル者ハ當然
ニハ其ノ事業ノタメニスル勞働ニ従事スルモノトハ認メ得ザルモノト解スルガ、例ハ六鐵
道ニ依ル運送業者ガ鐵道線路ノ除雪ノタメ又ハ物ノ製造加工業者ガ製造工場ノ屋上ノ除雪
ノタメ或ハ物品ノ販賣業者ガ營業所前道路又ハ屋上ノ除雪ノタメ勞務者ヲ雇傭シタル場合
等ノ如キ場合ハ其ノ勞務ガ間接ニハ其ノ事業ノタメニスル勞働ト廣義ニ解シ、除雪勞働者
ヲ令第二條各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ其ノ事業ノタメニスル勞働ニ従事スル者
ト認メ差支ナキヤ若シ差支ナシトスレバ右ノ見解ヲ令第二條各號ノ事業場ニ雇傭セラレ除
雪勞働ニ従事スル勞務者ニ對シ全面的ニ適用シ差支ナキヤ

二、除雪勞働ハ施行規則第一條第二號「場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働又ハ同
條第六號物ノ運搬其ノ他之ニ類スル勞働」ニ該當スルモノト解スルガ直接事業ノタメニス
ル勞務ニアラザレバ施行規則第一條(第二號、第六號)該當ノ勞働ト認メ得ザルモノナリ
ヤ、又第一號ノ場合ノ如ク廣義ニ解シ(保險會社ニ於テ勞務者ヲ雇傭シ營業所前道路又ハ

屋上ノ除雪ヲナサシメタル場合等)施行規則第一條(第二號、第六號)該當ノ勞働ト認メ差
支ナキヤ

三、別添公定賃金中ノ「人夫」ニ關スル最高賃金ヲ該當事業場ニ於テ除雪ノタメ勞務者ヲ雇
傭シタル場合ニ適用シ差支ナキヤ(別添書類省略)

答一、令第二條各號ノ一ニ該當スル事業ニ日日雇傭セラレ除雪勞働ニ従事スル者ハ其ノ事業
ノ爲ニスル勞働ニ従事スル者ト認ム

二、令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於テ雇傭セラレ除雪勞働ニ従事スル場合ハ賃
金統制令施行規則第一條第二號ニ該當ス

三、差支ナシ(昭和十六年一月二十八日
厚生省勞務局長回答)

問一、縣外所在某機械製造工場ニ於テハ職工トシテ雇傭スル目的ヲ以テ採用シタル者ヲ縣内
所在某町立青年學校ニ依託シ同校ハ之ヲ研究生トシテ三ヶ月間機械製造ニ關スル技能ヲ
養成シ此ノ間食費ト作業服ハ工場ヨリ町ニ支拂フ費用ヲ以テ支辨スルモ別ニ給料ハ支給セ
ズ卒業後ハ全部本工場ニ雇入レントシツ、アリ
右事實ニ付

1、某工場主ハ青年學校研究生トシテ採用シタル際未經験職工ヲ雇入レタルモノトシテ
賃金統制令ヲ適用スベキモノナリヤ否ヤ

2、若シ賃金統制令適用セシムベキモノトセバ該研究生ニ對シ青年學校所在地縣ノ公定
初給賃金ヲ適用スベキモノナリヤ又ハ本工場所在地縣ノ公定初給賃金ヲ適用スベキモノ

賃金統制令(適用範圍)

ナリヤ

二、賃金統制令適用工場トナルベキモノニシテ未ダ事業ヲ開始シ居ラザルモ經營準備ノ爲メ現ニ職工ヲ雇傭セルモノアリ該工場ニ對シ賃金統制令ヲ適用シ差支無キヤ

答一、適用無之

二、工場本來ノ事業ヲ未ダ開始シ居ラザルモ當該工場ガ工場法ノ適用アル場合ニ於テハ本令ヲ適用スベキモノトス而シテ工場法ノ適用ノ有無ニ付テハ具體的事情調査ノ上可然決定相成度(昭和十五年十二月二十七日 厚生省労働局長回答)

問 賃金統制令施行規則第二條第一項第三號ノ規定ニ依ル勞務者適用除外ノ取扱ニ關シテハ十月二十九日付勞務第七三九號ノ一並十二月五日付厚生省發勞第八一號貴官通牒ニ依リ處理シツ、アルモ管下×××市所在〇〇系諸會社ニ於テハ守衛、タイピストハ從來ヨリ賃金額ノ高低或ハ月給制、日給制ニ不拘何レモ職員トシテ處遇シ居リテ既ニ本店ニ於テハ某府ヨリ除外ノ承認ヲ受ケ居ルニ不拘本縣關係ノ諸會社ノミ之ガ取扱ヲ異ニスルハ會社ノ統率上支障アリトノ理由ノ下ニ申請アリタルガ其ノ他ノ工場ニ於テモ同様事情ノモノ相當多數有之本件如何ニ處理スベキヤ

尙〇〇銀行ニ於テハ從來ヨリ小使、給仕ハ準職員トシテ待遇シ既ニ大阪、東京等ニ於テハ本支店共適用除外ノ承認ヲ受ケ居ルヲ以テ本縣所在ノ支店ニ對シテモ同様取扱方要望有之如何ニ處理スベキモノナルヤ

答 十二月五日付發勞第八一號通牒ノ通り御取扱相成度(昭和十五年十二月二十六日 厚生省労働局長回答)

問一、十二月五日付厚生省發勞第八一號通牒ニ掲記シアル職種及條件ノモノハ別ニ申請承認ヲ受ケザルモ勞務者ヨリ除外セシムベキモノナリヤ

二、本通牒ニ勞務者除外申請ニ對スル承認範圍ヲ限定的ニ示サレタルモノナリヤ

答一、通牒ニ掲記シアル勞務者ト雖モ令ノ適用ヲ除外セントスルトキハ施行規則第二條第一項第三號ノ規定ニ依ル承認ヲ受クルコトヲ要ス

二、通牒ニ掲記シアル勞務者及其ノ同種ノ勞務者ニ付テハ令ノ適用除外ニ關スル承認範圍ヲ限定的ニ示シタルモノナリ(昭和十五年十二月二十七日 厚生省労働局長回答)

問 船員給與統制令第一條船員ノ解釋ハ船員法第一條ニ求ムルトセバ同條第一項各號列記ノ船員ハ船員給與統制令ノ適用ナク賃金統制令ノ適用ヲ受クベキモノト一應認メラル、處船員給與統制令施行規則第十四條ニ依レバ船員法第一條第一項各號船員ノ給與ニ付テハ地方長官ノ管轄トアリ然リトセバ結局船員法第一條第一項各號ノ船員ニ對シテハ統制令ノ適用ナク船員給與統制令ヲ適用シテ同令ニ依リ地方長官ニ手續ヲ爲スベキモノナリヤ

答 後段御見解ノ通(昭和十六年八月二日 厚生省労働局長回答)

令第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手当、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

●賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依ル評價額(昭和十五年十月十九日 厚生省告示第三百二十三號)

賃金統制令(賃金ノ範圍)

- 一、白米 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割
- 二、精麥 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割
- 三、食事ノ給與
 - 一日(三食) 男 二十五錢 女 二十錢
 - 一 食 男 十 錢 女 八 錢

四、住宅ノ給與

一月(一疊ニ付) 三十錢 一日(一疊ニ付) 一錢

問一、青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ニシテ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル教授及訓練時間ハ其ノ者ノ年齢ヲ問ハズ之ヲ賃金統制令上就業時間ト看做スベキヤ

二、通常勞務ノ對價トシテ支拂ハルル金錢、物其ノ他ノ利益ニシテ產業報國會ヨリ支給セラルルモノハ賃金ナリヤ

三、所謂徒弟制度ニ於テ雇傭契約ハ年期終了ト共ニ解消スルモノナルモ事實ハ何レモ雇傭關係繼續スルモノニシテ年期終了ノ際相當高額ナル金錢ヲ手當トシテ支給スル事例多シ其ノ手當ハ退職手當ニ非ラザル手當(賃金基準)トシテ賃金ナリト解スベキヤ、若シ然リトセバ最高(初給)賃金又ハ最低賃金ノ適用ニ關シテハ其ノ手當支給額ヲ日割計算スベキヤ

答一、勞務者ニシテ青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキモノヲ雇傭主ガ所定就業時間内ニ於テ青年學校ニ就學セシムル場合ハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做シ取扱ハレ度

二、勞務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ハ賃金ト解スベキモノニ之有

三、徒弟契約終了ニ際シ勞務者ニ對シ支給スル手當ハ當該勞務者ガ事實上引續キ雇傭セラ

ルル場合ト雖モ之ヲ賃金ト解スベキ限リニ無之(昭和十六年七月三日 厚生省勞働局長 回答)

問 雇傭主ガ其ノ雇傭スル從業者ヲ以テ組織スル隣保班(十人ヲ以テ班ノ單位トス)ニ對シ其ノ班ノ出勤率ニ應ジ支給スル厚生手當ハ令第三條ノ賃金ナリヤ否ヤ

答 設問ノ如キ厚生手當ハ令第三條ノ賃金ニ有之(昭和十六年七月七日 厚生省勞働局長 回答)

問 工場ニ於ケル勞務者ニシテ警防團員タル者ハ防空訓練ニ際シ警防事務ニ從事スル爲工場等ヲ出勤セルモ其ノ任務ノ性質上之ヲ出勤ト見做シテ賃金ヲ支拂ヒ且皆勤手當等出勤ニ依リテ受クベキ各種恩惠ニモ浴サシメ差支ナキヤ

答 警防事務ニ從事シタル勞務者ニ對シ手當ヲ支給シ且出勤ニ依リ受クル各種恩惠ニ浴セシムルハ望マシキモ強要スベキ義ニ無之(昭和十六年十一月十四日 厚生省勞働局長 回答)

問 某工場ニ於テハ昭和十五年八月ヨリ勞務者募集ノ一策ト併セテ產業報國會ニ對スル感謝ノ意味ニ於テ一家庭ヨリ二名以上ノ勞務者ヲ當該工場ニ入社セシメタル場合勞務者ノ父兄ニ對シ產業報國會族賞ナル名稱ノ下ニ毎月金五圓宛ヲ直送シ居ルモ右ハ勞働ノ對價トシテ受クルモノニ非ズ從ツテ賃金ト認ムベキモノニ非ザルヤニ思料セラル、モ勞務者募集ニハ相當效果アリ弊害ヲ生ズル虞多分ニ有之賃金トシテ統制スベキモノナリヤ否ヤ

答 右ハ賃金ト認メ賃金統制令ヲ適用スベキモノニ有之(昭和十六年四月三十日 厚生省勞働局長 回答)

問一、退職手當ノ爲ニスル積立金ニ付テハ昭和十四年十一月十日付勞發第三四〇號通牒ニ依リ賃金臨時措置令ニ於テハ之ヲ賃金ニ含マザルコト、ナリ居ルモ賃金統制令ニ於テモ同様ニ解シ差支ナキヤ

賃金統制令(賃金ノ範圍)

若シ賃金ニ含ムモノトセバ令ノ規定ニ依ル賃金規則ニ記載セシムベキモノナルヤ
 二、右通牒ノ「退職手當ノ爲ニスル積立金」トハ退職積立金及退職手當法ノ規定ニ基ク積立金ノミナルヤ或ハ右手當法ノ適用ナキ工場又ハ勞務者ニ對シ會社ニ於テ右手當法ニ準ズル内規ヲ制定シ之ニ基キテ實施セル積立金ノ如キモノヲ包含スルモノナリヤ
 三、右通牒ノ第二項ノ(イ)乃至(ハ)及(ホ)ハ賃金統制令ノ解釋ニ付テモ賃金臨時措置令ニ準ジ取扱ヒ差支ナキヤ

- 答一、前段御見解ノ通
- 二、後殘御見解ノ通
- 三、御見解ノ通

参考

昭和十四年十一月十日勞務第三四〇號通牒抄(賃金臨時措置令解釋)

二、左記ニ掲グルモノハ令第三條ノ賃金ト認メザルモノトス

- (イ) 醫療費ノ補給
- (ロ) 冠婚葬祭又ハ罹災等ニ際シ贈與スル祝金見舞金ノ類
- (ハ) 健康保險法ニ依ル保險料、團體生命保險ノ保險料ノ補給又ハ團體郵便年金ノ掛金ノ補給
- (ニ) 退職手當ノ爲ニスル積立金
- (ホ) 作業服ノ支給、就學セル勞務者ニ對スル通學費等ノ實費支給(昭和十六年五月七日) 厚生省勞働局長四答)

問 健康保險法施行令第二條第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ト賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依ル評價格ト相違スルトキハ實物給與ヲ受クル被保險者ノ賃金ハ重立トナルニ付テハ統一ノ必要アリト思料セラルルヲ以テ何分ノ御指示相仰度

答 賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依ル實物給與ノ評價額ハ賃金統制ノ必要上定メタルモノニ有之健康保險ノ目的上定メタル標準價格ト相違スルト雖モ差支無之ニ付御了知相成度

(昭和十六年二月二十八日) 勞働局賃金課長四答)

問 令第三條第二項ノ規定ニ依ル金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ノ評價方法御指示相煩度

答 令第三條第二項ノ規定ニ依ル金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ノ評價額ハ昭和十五年十月厚生省告示第三百二十三號ヲ以テ指定致居候條御了知相成度(昭和十六年四月四日) 厚生省勞働局長四答)

問一、電氣會社ニ於テ高壓送電線監守ノタメ山間僻地ニ住宅ヲ設ケ無償ニテ強制的ニ保線工手ヲ居住セシメ或ハ發電所ノ隣接地ニ住宅ヲ設ケ無償ニテ強制的ニ發電所従業員ヲ居住セシムル場合之ガ住居ヲ實物給與トシテ厚生大臣ノ告示額ヲ以テ賃金額ニ換算スベキヤ
 二、電氣會社ニ於テハ毎年若干ノ電工見習ヲ採用シ約三ヶ月講習シタル後各所ニ配置シ居ルガ右講習期間ハ實務ニ就カシメ且講習費ニ於テモ相當多額ヲ會社ニ於テ負担シ居ル關係上電工見習ニ對シテハ普通賃金支給困難ナルタメ一日約二十錢餘ノ食事及宿舍ヲ無償提供シ居ルノ實狀ニシテ最低賃金ヲ下ルヲ以テ規則第十四條第一項第三號ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノナリヤ或ハ講習期間終了ノ際ニ於テ始メテ雇傭契約發生シタルモノト看做シ講習期間中ハ賃金統制令ヲ適用セシメザル様取扱ヒ差支ナキヤ

賃金統制令(賃金ノ範圍)

三、私鐵會社等ニ於テ特定ノ附近住民ト契約ノ下ニ驛構内外ノ清掃ヲ請負ハシメ居ルガ右作業ハ一定ノ日又ハ時間ナク殆ド自由労働ニ類スルモノニシテ且之等労働者ハ何レモ之ヲ副業トシ居リ一日平均賃金ハ極メテ僅少ニシテ(一ヶ月三圓乃至八圓ノ月給制)最低賃金ヲ下ル事トナルモ本件ハ前記ノ如ク特殊ナル作業ナルヲ以テ賃金統制令ヲ適用セシメザル様取扱ヒツ、アルガ差支ナキヤ

又漁業ノ網元ニ於テハ附近住民ヲシテ漁獲物ノ陸揚其ノ他ノ作業ニ從事セシメ居ルモ所定ノ就業時間等ナク之等労働者ハ何レモ副業ニシテ且賃金支給ハ年末計算ヲ以テ爲シ支給額ニ於テモ一定セズ網元ノ收入ノ多寡ニ依リテ増減サル、等第一項同様自由労働ニ類似スルモノニシテ令ノ適用困難ナルヲ以テ第一項同様適用外トシテ取扱ヒツ、アルガ差支ナキヤ

答一、住居ノ無償給與ハ勤務上ノ必要ニ基ク場合ト雖モ賃金ト認メ厚生省告示第三百二十三號ニ依リ賃金ニ換算スルヲ要ス

二、公定最低賃金ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭セントスルトキハ見習工ト雖モ規則第十四條第一項第三號ノ規定ニ依ル許可ヲ要ス

三、私設鐵道會社ニ於テ特定人ト契約シ驛構内外ヲ清掃セシメ又ハ漁業ノ網元ニ於テ附近住民ニ漁獲物ノ陸揚作業ヲ爲サシムル場合ニ於テ一定ノ就業時間等ノ定ナク且作業分量ノ關係上賃金低額ナリト雖モ雇傭關係ヲ有スルモノト認メ賃金統制令ヲ適用スベキモノトス

(昭和十六年一月二十八日厚生省労働局長回答)

問 某市仲仕業組合ニ在リテハ從來舊仲仕業取締規則(縣令)ニ基キ所轄警察官署ノ鑑札ヲ受

ケタル仲仕ヲ以テ賃料ヲモ含ム組合規約ヲ定メ組合ヲ組織シ更ニ管理人ヲ定メ認可ヲ得テ各客場ヲ形成シ居タル處偶々同規則廢止サレタル後モ引續キ客場及組合ハ現在客場數三五總人員約五〇名ニシテ内一部陸(驛)仲仕ヲ除キテハ港内ニ輸送セラレタル諸貨物ノ陸揚積込配達ヲ爲シ仲仕組合ニテ定メタル賃料ニ依リ船内賃水揚賃ハ運送會社ヨリ支拂ヲ受ケ配達賃ハ荷受人ヨリ直接支拂ヲ受クルヲ普通トシツ、アルガ中ニハ仲仕客場〇〇組(約一五〇名)ノ如ク某商船會社所屬船ノ貨物取扱店××組ニ專屬シ兩者ノ間ニハ豫テ契約ニ依リ單價請負料金制ノ下ニ仲仕〇〇組ハ運送會社タル××組ニ對シ絶對責任ヲ以テ貨物ノ積却作業ヲ爲シ料金ハ客場ニテ共同計算ノ上各中仲仕ニ分配ス若シ作業中仲仕側ノ過失ニ依リ貨物ヲ破損又ハ流失シタルガ如キ場合ハ〇〇組ニ於テ損害ヲ負担シ或ハ貨物大量ノ爲仲仕ニ手不足ノ際ハ〇〇組ニ於テ他ノ客場仲仕ヲ備上ゲテ作業ヲ完了シ其ノ備上ゲ仲仕ノ賃金ハ〇〇組ニ於テ支拂ヒ若ハ所屬仲仕ノ加入脱退ニ當リテモ客場ニ於テ一切之ヲ爲スモノナリ又特定ノ運送會社ニ專屬セザル他ノ仲仕客場ニ於テモ既往ノ慣例ニ依リ專屬的運送會社若ハ荷受人ヲ有スル場合多シ

本件運送會社若ハ荷受人ト仲仕トノ關係ヲ見ルニ仲仕ハ獨立セル營業ノ如クナルモノヲ雇傭契約ト認メ賃金トシテ取扱フベキヤ又ハ雇傭契約ニアラズ運送貨トシテ取扱フベキヤ尙現在賃金トシテ取縮來リタルモノナリ

答 某商船會社所屬船ノ貨物取扱店タル××組ト仲仕客場〇〇組トノ間ニ於テハ雇傭關係無之從ツテ令第三條ノ賃金ト難認尙〇〇組以外ノ仲仕客場ノ場合ニ於テモ當事者間ニ雇傭關

賃金統制令(賃金ノ範圍)

保無之トキハ之ヲ賃金ト認メザル義ニ有之(昭和十五年十二月十七日労働局賃金課長回答)

○**第四條** 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

○**第三條** 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス

○**第四條** 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

○**第五條** 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法

六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件

七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件

八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法

九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

○**第六條** 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數、其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

トヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

○**第五條** 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

○**第七條** 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依

リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本分ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

問 賃金統制令施行規則第七條中ニ「認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ」云々トアルガ受ケ「タルトキ」ノ相違ニ非ザルヤ

答 規則第七條中「認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ」云々トアルハ誤記ニハ無之

(昭和十五年十一月二日)
労働局賃金課長回答

令第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

○則第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

令第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

令第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上

必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

令第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 則第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス
 - 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
 - 二 前號ノ外厚生大臣ノ指定スル手當
 - 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
 - 四 賞與
 - 五 臨時ノ給與

○則第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
 - 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ
 - 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ
- 雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第

賃金統制令(最低賃金)

三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇傭ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添付スベシ

●賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ

最低賃金ニ含マザル手當

(昭和十七年二月十七日
厚生省告示第七十四號)

賃金統制令施行規則第九條第二號ノ規定ニ依リ最低賃金ニ含マザル手當ヲ左ノ通指定シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月厚生省告示第三百九號ハ本告示施行ノ日ヨリ之レヲ廢止ス

一、家族手當、勞務者ニ對シ其ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ直系尊屬、滿十八歳未滿ノ直系卑屬若ハ不具癡疾者ニシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ一人ニ付月額三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額以内ニ於テ支給スル手當

問 規則第九條第一項第一號中ニ於ケル「早出殘業深夜」ノ就業ニ對スル際限ニ付所定就業時間ヲ基本トシテ何時ヨリ何時迄ノ間ヲ深夜業ト見做スベキヤ

或ハ各工場ニ於ケル從來ノ慣例ニ依ラシムベキヤ否ヤ

答 深夜業トハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ノ就業ヲ謂フモノニ有之(工場法第四條參照)

(昭和十五年十一月二十日
日厚生省労働局長回答)

問 規則第九條第二項第三號ノ賞與(最低賃金ニ於ケル賃金ト認メザルモノ)

規則第二十一條第一項第二號ノ賞與(賃金總額中ニ賃金ト認メザルモノ)

規則第二十八條ノ賞與(一年ノ合計額六十圓ヲ超エザルモノ)

右各賞與ニ付月賞與(毎月支給スルモノ)

期末賞與(益歳末ニ支給)臨時賞與等凡ユル賞與ト名稱ノ附クモノハ各賞與ニ全部包含スルノ意味ナリヤ

或ハ規則第九條、第二十一條ノ賞與中ニハ全賞與ガ包含シ規則第二十八條ノ賞與中ニハ月賞與ノミガ包含セズト解スベキヤ否ヤ

答 規則第九條第一項第三號ノ賞與、規則第二十一條第一項第二號ノ賞與、規則第二十八條ノ賞與ハ何レモ同一ノ義ニ有之

尙設問ノ賞與中月賞與(毎月支給サルル皆勤賞與)ノ如キ名稱ハ賞與トアルモ豫メ定メラレタ率又ハ額ニ依リ定期的ニ支給サルルモノハ本令ニ於テハ手當トシ取扱フモノニ付御了知相成度(昭和十五年十一月二十日
日厚生省労働局長回答)

問 規則第九條第一項第一號ニハ

早出殘業又ハ深夜云々トアリ同規則第十三條第一項第二號ニ就業十時間ヲ超ユル早出殘業又ハ深夜云々トアリ

第九條ノ場合ハ各工場ニ於ケル從來ノ慣例ニ依ル所定就業時間ヲ基本ト爲スノ意味ナルヤ或ハ第十三條同様ノ意味ナルヤ否ヤ

賃金統制令(最低賃金)